

令和5年度
法務省事後評価実施結果報告書

令和5年9月
法務省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定により作成した令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画（令和5年3月30日決定）に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、令和5年6月14日に開催した第70回法務省政策評価有識者会議における意見等を参考とした。

令和5年度法務省事後評価実施結果報告書

目次

1	法務省の政策体系、政策パッケージ及びロジックモデル	1
2	令和5年度事後評価実施結果報告書	
(1)	総合評価方式（政策評価書）	
ア	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	29
イ	人権尊重思想の普及高揚並びに 人権侵害による被害の救済及び予防	41
ウ	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の 規制に関する調査等	55
(2)	事業評価方式	
	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の 計画的実施と提言（詐欺に関する研究）	67

（参考）

1	令和5年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する 質問・意見及び回答	86
2	モニタリングのために作成した資料	
(1)	付属表	90
(2)	令和5年度法務省行政事業レビューシート 法務省ホームページ「令和5年度行政事業レビュー」のページに掲載 URL https://www.moj.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei03_00167.html	

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) **社会経済情勢に対応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）

(1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。）

(4) **法教育の推進**（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。）

(5) **国際仲裁の活性化に向けた基盤整備**（国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適切した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等**（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) **国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) **人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

政策パッケージ及び ロジックモデル

目指すべき姿

法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

施策群と施策

1. 学校現場等への支援

- ・ 教員向け法教育セミナー等の企画及び実施
- ・ 法教育教材や法教育関連情報の提供
- ・ 教育関係者と法律実務家との連携関係の構築



法教育推進協議会作成の各種法教育教材

2. 法教育に関する情報発信等

- ・ 法教育イベントやSNS、ホームページ等を利用した法教育に関する情報発信
- ・ マスコットキャラクターを活用した広報活動

法教育マスコットキャラクター
ホウリス君

3. 有為な法曹人材の確保に向けた取組

- ・ 法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の強化
- ・ 法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析



4. 活動領域の拡大に向けた環境整備

- ・ 法曹養成制度改革連絡協議会の開催
- ・ 法曹有資格者による海外展開支援

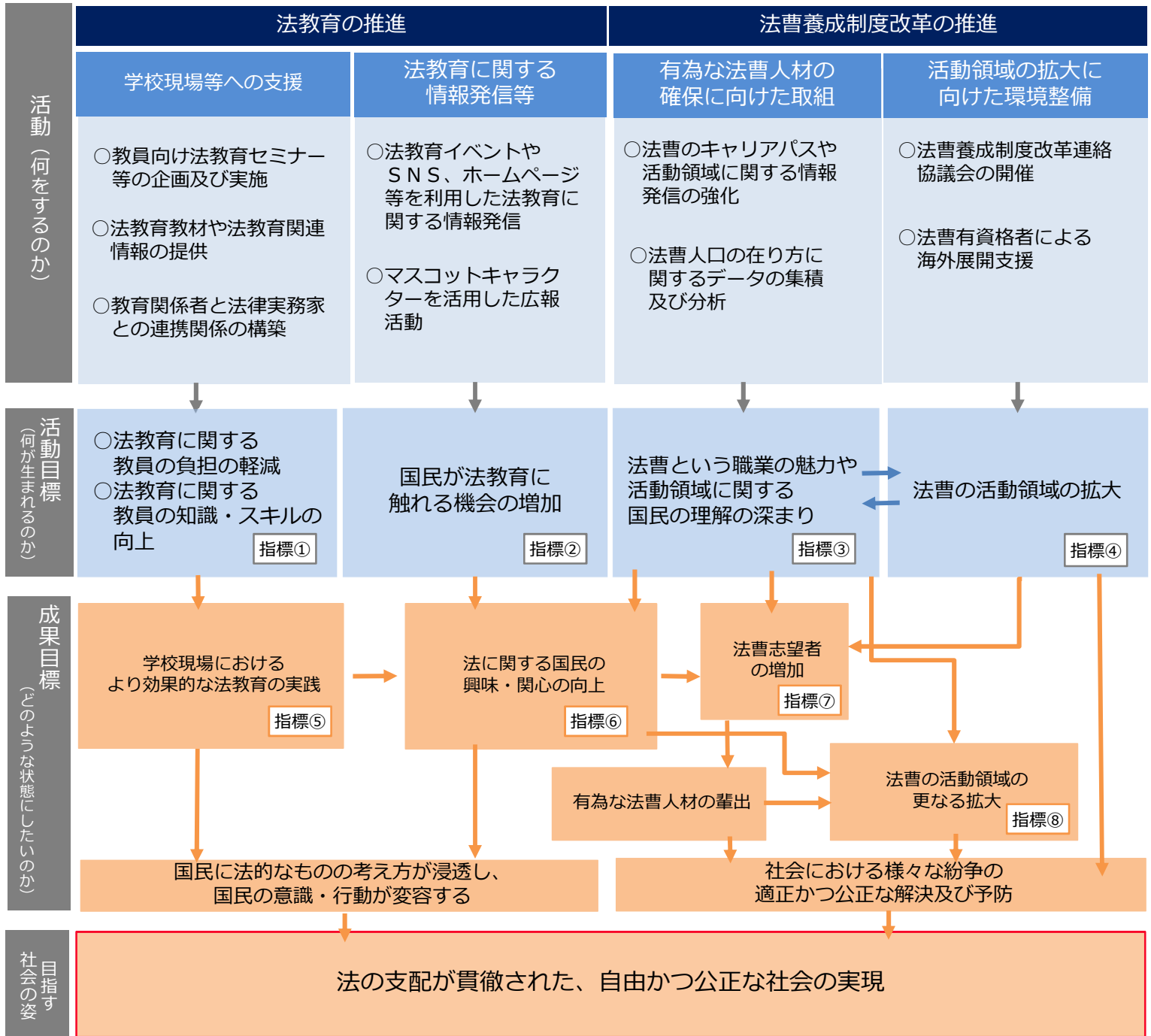
その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 法教育、法曹養成に係る予算額

1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組

法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

課題	共生社会の実現を支える国民の意識の変容	学校現場におけるより充実した法教育の実践	質の高い法曹の養成	多様化する法的ニーズへの対応
	価値観が多様化し、複雑化した現代社会においては、国民に対する法教育や質の高い法曹の養成等による人的基盤の強化が不可欠である。しかし、学校現場の余裕の無さや教員の法教育スキルの未熟さにより、学校現場等における法教育の実践が十分とはいえない場合があるため、これに対する支援等を行う必要がある。また、かつてと比べ法曹を将来の職業として志望する者が減少していることから、より多くの有為な法曹の輩出に向けた取組を行っていく必要がある。			



測定指標 (指標①～⑧) は付属表に記載

目指すべき姿 裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続（ADR）とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能な制度。ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続（認証ADR）となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODRという。

施策群と施策

1. ODRの推進

ODR参入支援・認知度向上のため、次の取組を実施

- ①情報基盤の整備
- ②相談からODRへの導線確保
- ③ODR事業への参入支援
- ④国民向けODR情報発信

質の高いODRの社会実装を目指し、次の取組を実施

- ①相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた環境整備
- ②トップレベルのODRが提供される環境整備
- ③AI技術活用に向けた基盤整備

2. 認証ADR制度の適正運用

以下の認証審査・監督業務等を適切に実施

- ・法定の基準・要件の適合性審査
- ・法定の基準・要件の適合性維持に係る監督
- ・認証申請を検討する事業者からの事前相談受付

ADR制度利用の促進のため、以下の取組を実施

- ・認証ADRへの新規参入の促進
- ・国民へ利用促進のための広報活動



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ODRの推進、ADR認証制度運用に係る予算額

裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続（ADR）とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかにした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能。ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続（認証ADR）となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODRという。

利便性向上のためのデジタル化への対応

認証ADR制度の適正な運用による利用促進

手続の多様性、簡易・迅速性、非公開性等の特長を持つADRの可能性を広げ、利便性の向上、更には制度全体の利用を促進することが期待されるデジタル技術を活用したODRの導入がごく一部の事業者にとどまっており、制度本来のメリットを発揮できていない。

ADRのデジタル化（ODR）の推進

認証ADR制度の適正運用

活動（何をやるのか）

- 情報基盤の整備**
・ ODR 機関検索の利便化
- 相談からODRへの導線確保**
・ 相談機関からODR機関への紹介
- ODR事業への参入支援**
・ 認証手続の迅速化
- 国民向けODR情報発信**
・ ADRの日（週間）の設定
・ 企業の苦情担当者、相談員への周知
・ 紛争解決事例の見える化

- 相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた環境整備**
・ データフォーマットの在り方検討
・ トップレベルのODRが提供される環境整備
- ・ 世界最先端ODR技術の調査研究
・ ODR実証実験
・ 諸外国ODR機関等ネットワークへの参画
- AI技術活用に向けた基盤整備**
・ データベースの検証
・ AI技術活用と倫理等の課題検討

- 適切な認証審査・監督業務の実施**
・ 法定の基準・要件の適合性審査
・ 法定の基準・要件の適合性維持に係る監督
・ 認証申請を検討する事業者からの事前相談受付
- ADR制度利用の促進**
・ 認証ADRへの新規参入の促進
・ 国民へ利用促進のための広報活動

活動目標（何が生まれるのか）

事業者がODRに参入しやすい環境（情報基盤、手続、認知度）を整備する

指標①

データ連携やAI、最先端技術を活用したODRの導入に係る課題等を調査し、整理する

指標②

- ・ ADR 認証申請の迅速な処理
- ・ 認証事業者に対する監督の実施

指標③

国民向け広報活動の実施

指標④

成果目標（どのような状態にしたいのか）

- ・ 認知度が向上する
- ・ ODRを実施、新規参入する認証事業者が増加する

指標⑤

最先端技術を活用したODRの社会実装に必要な条件等が明らかになる

指標⑥

認証事業者の質が担保され、ADRによる紛争解決に的確に対応する

ADRの認知度が向上する

指標⑧

認証事業者や受理件数が増加する

指標⑨

ODRにより解決される紛争が増加する

指標⑦

最先端技術の活用、手続の整備等により、ODRの利便性が向上する

身近なデバイスがあれば、いつでもどこでもだれでも紛争解決を試みることができるようになる

ADR認証制度の信頼性確保

目指す社会の姿

国民が自らの紛争を解決しようとしたとき、ふさわしい解決手続を容易に選択できるようにする

測定指標

測定指標（指標①～⑨）は付属表に記載

目指すべき姿

日本において、国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁を活性化させることにより、日本企業の海外進出を後押しするとともに、海外からの投資を呼び込み、我が国の経済成長に貢献する。

※1ないし3については、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて実施。

施策群と施策

1. 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成

国際仲裁に精通した人材を育成

- ①各種研修の実施
- ②各種研修動画の作成・公開
- ③大学教育との連携
- ④海外の仲裁機関に対する派遣

2. 国内外の企業等に対する広報・意識啓発

- ・日本企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解を浸透
- ・第三国仲裁の日本での実施の活性化

- ①国内外の企業を対象としたセミナーの実施
- ②海外の仲裁機関と連携したセミナーの実施
- ③在京大使館、外国弁護士等に対する広報の実施
- ④SNS等を活用した広報の実施
- ⑤法律・経済系雑誌等に対する寄稿
- ⑥日本の司法制度、裁判例に関する情報の発信



3. 仲裁専用施設の整備とサービスの向上

日本に世界的に著名な仲裁専用施設を整備

- ①東京都心に仲裁専用施設を確保
- ②ICT設備の整備
- ③サービスの向上



4. 関連法制度の整備

最新の国際水準に見合った法制度を整備

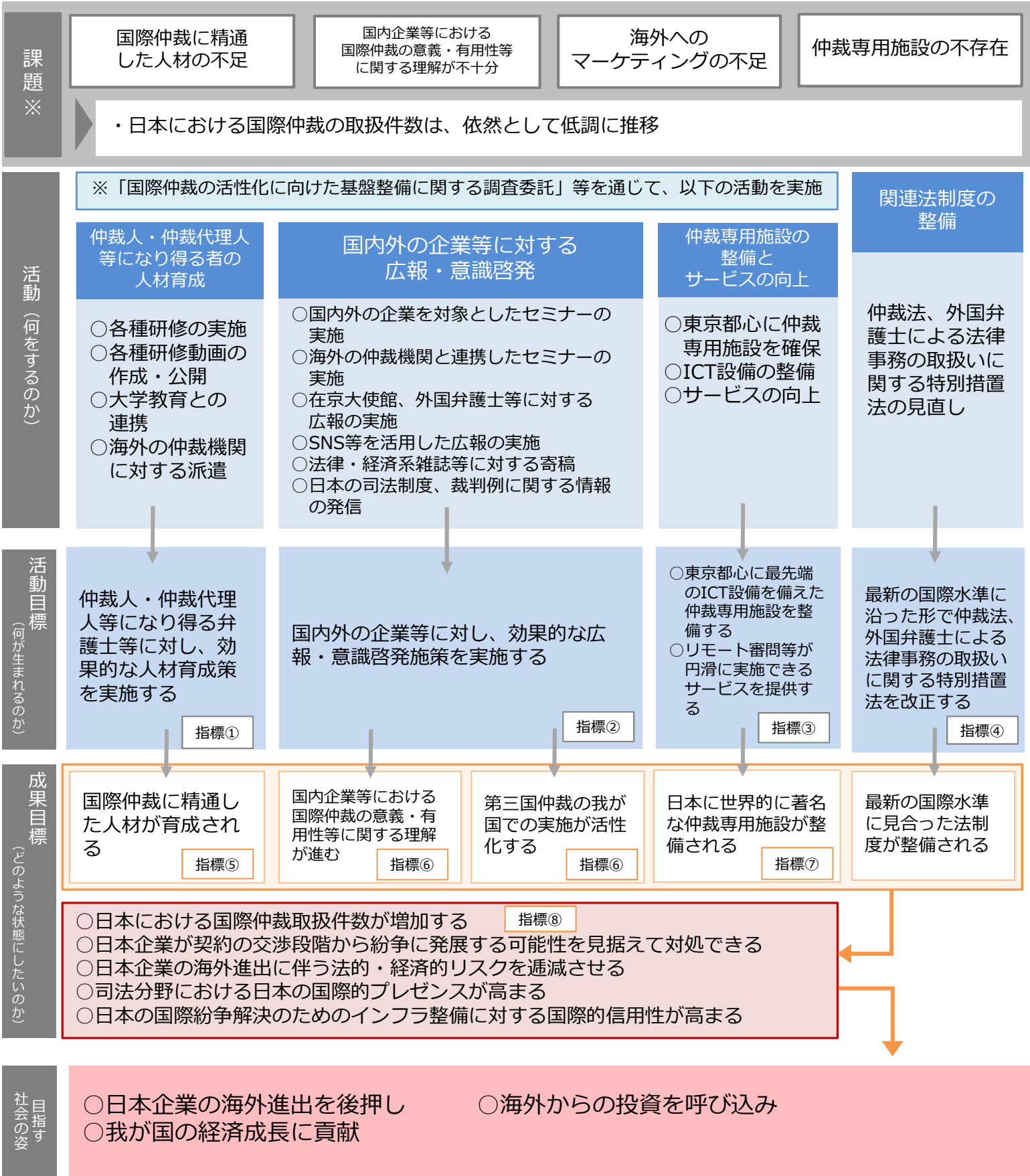
仲裁法、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（※）の見直し
 ※令和4年11月1日付で「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に名称変更

その他政策評価に当たり把握する事項

- ・国際仲裁活性化の整備に係る予算額

3 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備

日本において、国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁を活性化させることにより、日本企業の海外進出を後押しするとともに、海外からの投資を呼び込み、我が国の経済成長に貢献する。



目指すべき姿

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。

施策群と施策

1. 捜査・公判能力の向上

情報通信技術の進展や犯罪のボーダレス化等に伴い、複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識・技能を習得し、捜査・公判能力の向上を図る。

2. 犯罪被害者等の保護・支援

- ① 犯罪被害者等の保護・支援を担当する職員の対応能力の向上を図る。
- ② 犯罪被害者等の保護・支援に関する情報提供を充実させる。



3. 広報活動の実施

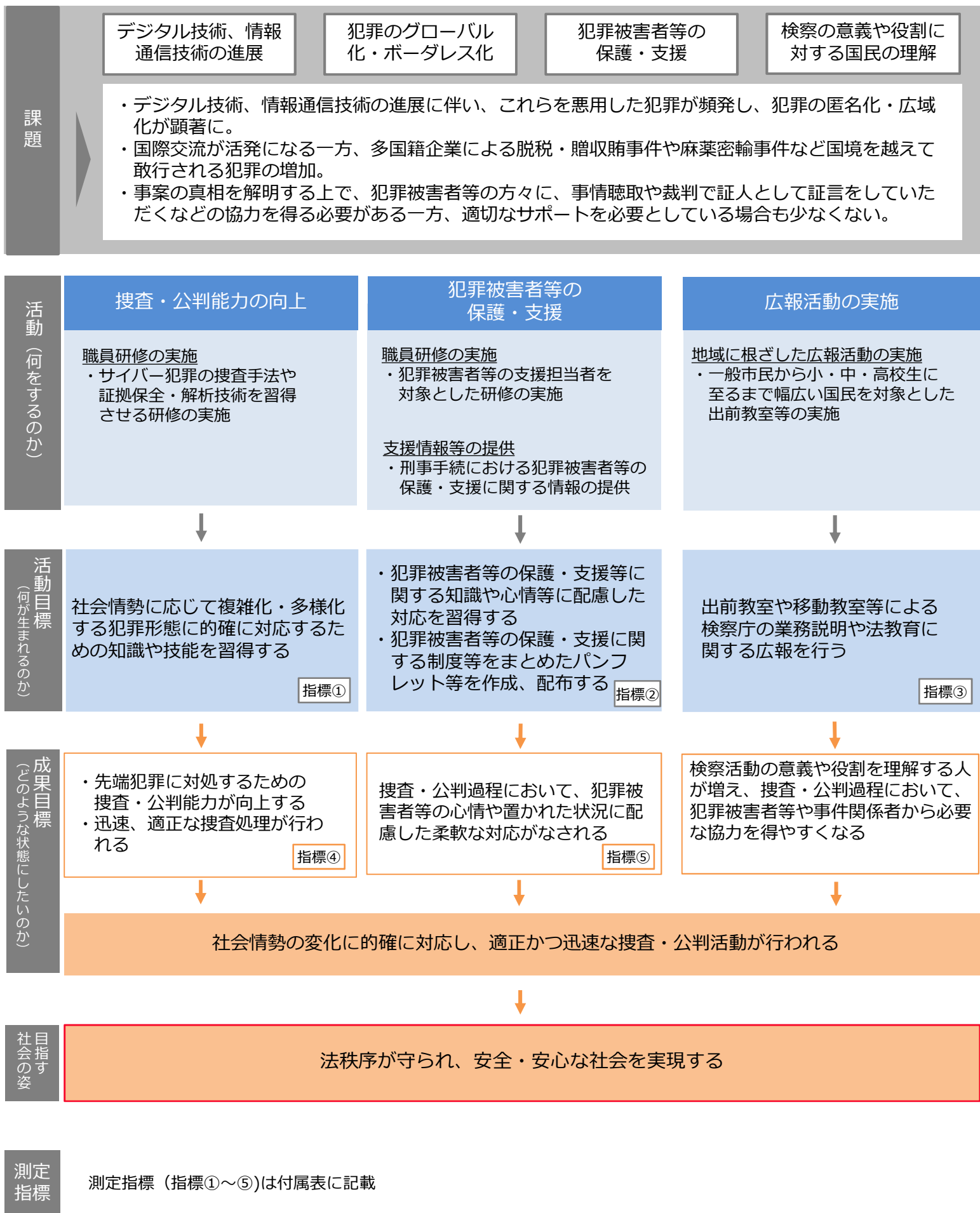
一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に検察の意義・役割や法教育に関する授業を実施するなど、地域に密着した広報活動を実施する。



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 施策の予算額
- ・ 検察組織の定員（検事・事務官）
- ・ 新規採用者数と性別割合（検事・事務官）
- ・ 職員の平均年次休暇取得日数
- ・ 職員の育児休業取得率

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。



目指すべき姿

被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。

施策群と施策

1.改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇の実施

- アセスメント機能の充実強化（④）
- 刑務作業・職業訓練等の実施（①）
- 特性に応じた指導・教育の実施（④）
- 処遇体制の充実（④）
- 効果検証・調査研究の実施（④）

2.多機関連携による社会復帰支援の実施

- 就労に向けた相談・支援の充実（①）
- 福祉関係機関等と連携した支援・調整の実施（②）
- 学校等と連携した修学支援（③）



3.適正な矯正処遇のための基盤・環境の整備

- 組織風土の変革
- 矯正施設の適正な管理運営（⑦）
 - ・ 耐震対策等の収容環境の整備
 - ・ サポート体制・マネジメント体制の充実
 - ・ 警備用機器の整備、効果的な活用
 - ・ 刑事施設職員の人材育成の充実を始めとした矯正職員の職務執行能力の向上（⑦）
 - ・ 業務効率化、省力化（⑦）
- 不服申立制度の運用改善
- 適正な保健医療提供体制の確保・整備（⑦）

4.開かれた矯正に向けた取組の推進

- 地域と連携した取組の推進（⑥）
 - ・ 災害発生時の支援活動
 - ・ 矯正施設と自治体等との連携
 - ・ 法務少年支援センターによる地域援助の実施
- 適正な運営の確保
 - ・ 視察委員会制度の運用改善



※（）内の番号は再犯防止推進計画における7つの重点課題の項番に該当

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、再犯防止推進白書等も活用

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ・ 矯正予算の金額 | ・ 矯正職員を志望した者の数 |
| ・ 矯正官署の数・職員定員（刑・少・鑑） | ・ 職員の年次休暇取得日数 |
| ・ 新規採用者数とこれに占める女性の割合（刑・少・鑑） | ・ 職員の育児休業取得日数、割合 |

5 矯正処遇の適正な実施

被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。

責務

収容の確保

再犯・再非行の防止

関係機関との連携

地域との共生

拘禁刑下において、矯正施設の適正な収容環境を保持しつつ、「一人の人間」としての被収容者に正面から向き合い、更生に導くことで、国民生活の基盤である国の治安を支える責務

矯正処遇の
基盤・環境の整備

改善更生・円滑な社会
復帰に向けた矯正処遇

多機関連携による
社会復帰支援

開かれた矯正に
向けた取組の推進

組織風土の変革

矯正施設の適正な管理運営/計⑦

- ・耐震対策等の収容環境の整備
- ・サポート体制、マネジメント体制の充実
- ・警備用機器の整備、効果的な活用
- ・刑事施設職員の人材育成の充実を始めとした矯正職員の職務執行能力の向上/計⑦
- ・業務効率化、省力化/計⑦

不服申立制度の運用改善

適正な保健医療提供体制の
確保・整備/計⑦

- ・医師等の医療従事者の確保、育成
- ・外部医療機関との関係構築

アセスメント機能の充実強化
/計④

刑務作業・職業訓練等/計①

特性に応じた指導・教育/計④

処遇体制の充実/計④

効果検証・調査研究/計④

就労に向けた相談・支援/計①

福祉機関等と連携した支援・
調整/計②

学校等と連携した修学支援/
計③

地域と連携した取組の推進/
計⑥

- ・災害発生時の支援活動
- ・矯正施設と自治体等との連携
- ・法務少年支援センターによる地域援助の実施

適正な運営の確保

- ・視察委員会制度の運用改善

活動(何をするのか)

活動目標
(何が生まれるか)

- ・収容を確保し、安全で、改善更生に向けた処遇に必要な機能を備え、規律偏重に陥らない風通しの良い職場環境を整備する
- ・人権意識、矯正処遇に必要な専門性を身に付けた職員を育成し、配置する
- ・不適正な処遇の早期発見、処遇の適正化等を図るための取組を進める
- ・社会一般と同程度の医療水準を確保する

指標①

- ・受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する
- ・処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う
- ・円滑な社会復帰に必要な支援(就労・住居・福祉等)に応じて、関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築する
- ・専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する

指標②・③

- ・地域のニーズ、課題を把握する
- ・ニーズ等に対応した取組を矯正施設と地域が連携して進める

指標④

- ・視察委員会等を通じて、矯正施設の運営に第三者の視点や意見を取り入れる

指標⑤

成果目標
(どんな状態にしたいか)

矯正施設に収容されている者の
処遇が適切に行われ、安定的に
施設が運営される

指標⑥

関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける

指標⑦

施設運営の透明性が確保され、
その改善が図られる

指標⑨

関係機関や国民が、施設の実情・取組等を知る機会が増加する

受刑者等が自らの犯罪の責任を自覚し、
社会生活を送る上で必要な知識・技能の習得
など、改善更生・社会復帰に向けて取り組む

個々の受刑者等の状況に応じて、出所
(院)後を見据えた社会における就
労・住居等の生活環境が整えられる

指標⑧

効果検証等を通じて
矯正施設の取組の意義や効果
が国民に明らかとなる

受刑者等が円滑に社会復帰でき、再犯・再非行すること
なく社会生活を送ることができるようになる

指標⑩

幅広い国民から、矯正施設を含む刑事司法制度や再犯防止・
更生支援に対する理解・協力を得られるようになる

目指す社会の姿

安全・安心な社会の実現

測定指標

測定指標 (KPI①~⑩)は付属表に記載

目指すべき姿 犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。

施策群と施策

1. 矯正施設収容中の生活環境の調整等

①生活環境の調整

- ・受刑者等の状況に応じた帰住先、支援等の調整

②仮釈放等の審理

- ・生活環境の調整等の充実を通じた仮釈放等の審理の円滑化

③住居の確保

- ・更生保護施設の受入れ機能の充実
- ・自立準備ホームの確保・活用
- ・公営住宅、賃貸住宅等への居住支援

2. 対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施

①特性に応じた専門的な処遇

- ・適切なアセスメントに基づく保護観察の実施
- ・薬物事犯者、性犯罪者等に対する専門的処遇プログラムの実施
- ・保健・医療等の専門的な援助を行う関係機関との連携強化

②就労支援

- ・関係機関と連携した就労支援の実施
- ・就労後の職場定着への支援
- ・多様な業種の就労先の確保

③満期釈放者等への指導・支援

- ・更生緊急保護の実施
- ・更生保護施設退所者等の社会復帰支援の充実
- ・刑執行終了者等への援助



3. 犯罪被害者等の支援等

○犯罪被害者等の意見等の聴取等

- ・意見等の聴取、心情等の聴取・伝達、相談・支援等の実施
- ・意見又は心情等を踏まえた生活環境の調整、保護観察等の実施

4. 地域における理解・協力の確保

①犯罪予防活動の実施

- ・社会を明るくする運動を始めとする各種団体等と連携した更生保護に関する広報啓発活動等の実施

②民間協力者の確保・支援

- ・保護司会等に係る活動拠点整備、助成、表彰等の活動支援
- ・保護司活動のデジタル化の推進

③地方公共団体との連携

- ・地域再犯防止推進計画の策定等の促進
- ・地域のネットワークにおける取組支援

5. 医療観察対象者の社会復帰支援

①精神保健観察等の実施

- ・精神保健観察の実施
- ・生活環境の調査・調整の実施

②関係機関相互の緊密な連携の確保

- ・ケア会議の実施等を通じた、自治体、医療機関等との緊密な連携の確保
- ・障害福祉サービス事業者等の理解促進

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、犯罪白書や再犯防止推進白書等も活用

保護観察等の概要を示すデータ

- ①保護観察開始人員の推移
- ②罪名別・年齢層別構成比
- ③出所受刑者人員の推移

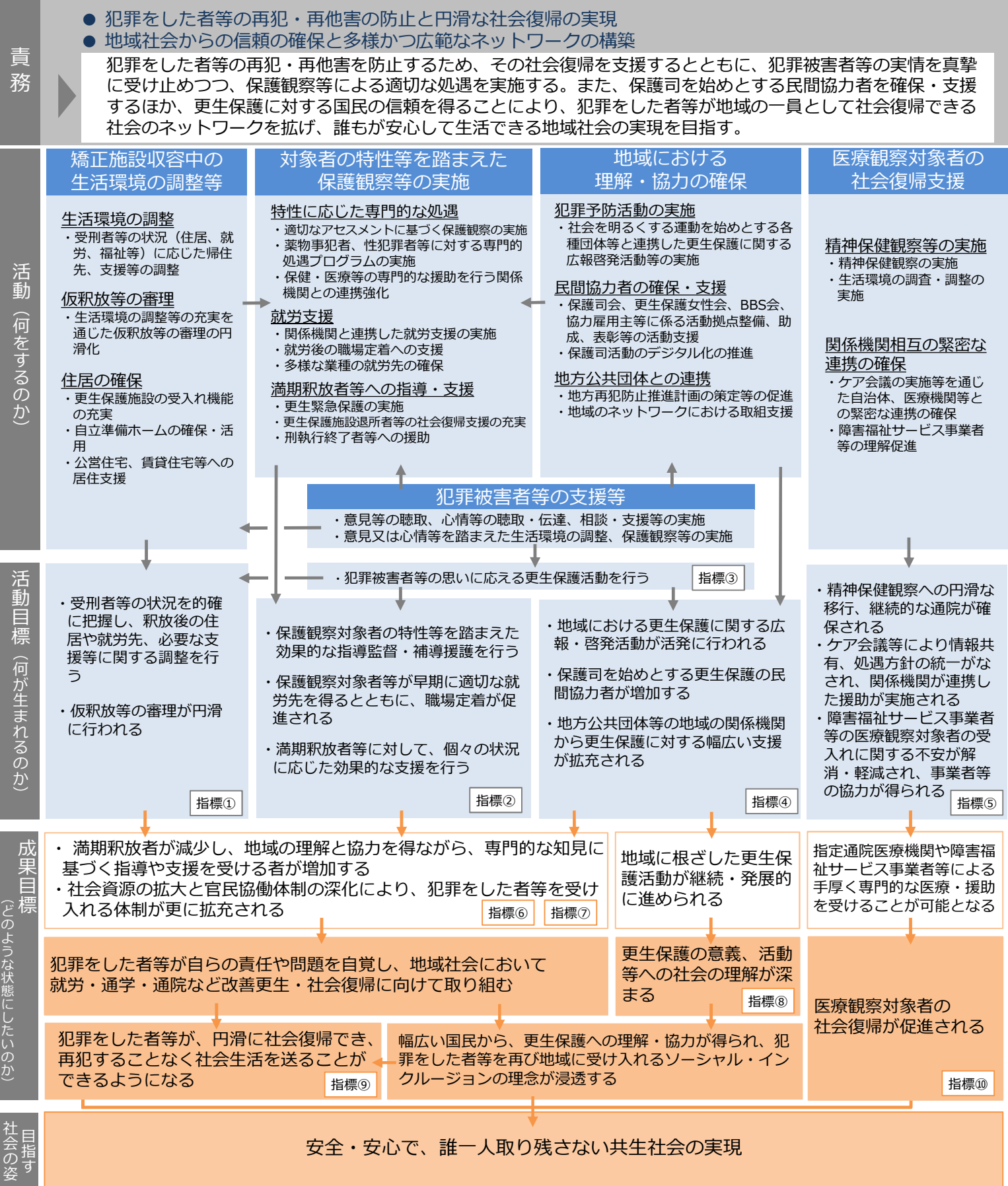
組織運営に関するデータ

- ①更生保護官署職員の定員の推移
- ②更生保護関連予算の推移

更生保護に関連する制度・事業の導入、改正等の概要

6 更生保護活動の適切な実施

犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。



測定指標 (指標①～⑩)は付属表に記載

目指すべき姿 (実施庁の評価における達成すべき目標)

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。

施策群と施策

1. 国内外の諸動向に関する情報の収集・分析

- ①インテリジェンス機能の強化
 - ・情報収集・分析に係る体制・基盤の整備、職員の人材育成
 - ・関係機関との連携強化
- ②情報収集・分析
 - ・我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の諸動向について幅広く情報を収集・分析



2. 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく団体規制

- ①破壊活動防止法及び団体規制法に基づく調査等
 - ・破壊的団体等の規制に関する公安調査官による調査等
- ②団体規制法に基づく規制
 - ・いわゆるオウム真理教に対する観察処分の実施



3. 我が国の公共の安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供

- ①官邸や内閣官房を始めとする関係機関への情報貢献
 - ・国内外の諸動向に関する情報の収集・分析によって得られた成果を関係機関に提供
- ②情報発信・啓発
 - ・技術・データ・製品等の流出防止に向けた情報発信・啓発
 - ・テロやサイバー攻撃の動向等やいわゆるオウム真理教に関する情報発信
 - ・いわゆるオウム真理教に関する調査結果の関係地方公共団体への提供及び地域住民との意見交換会の開催

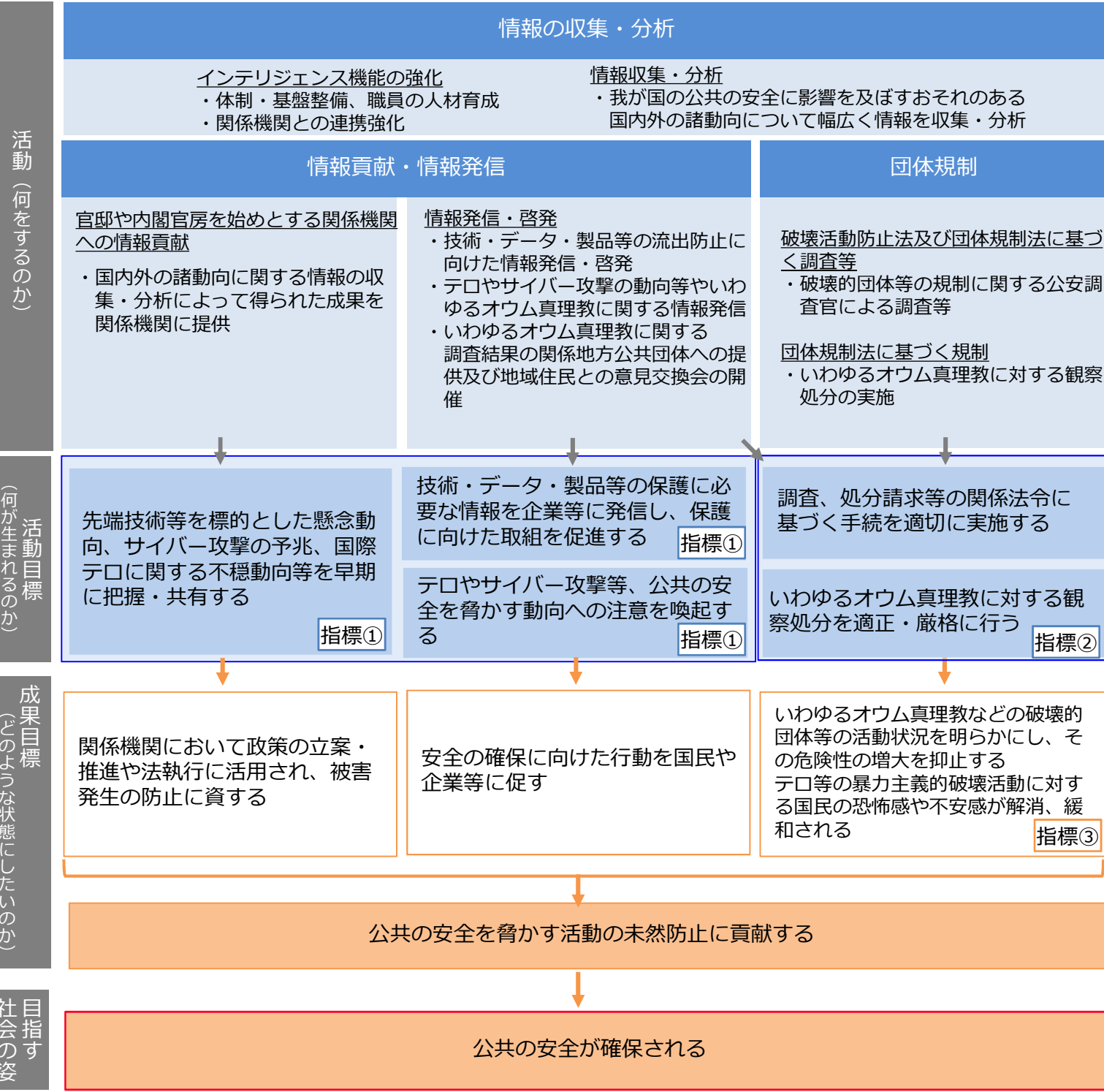
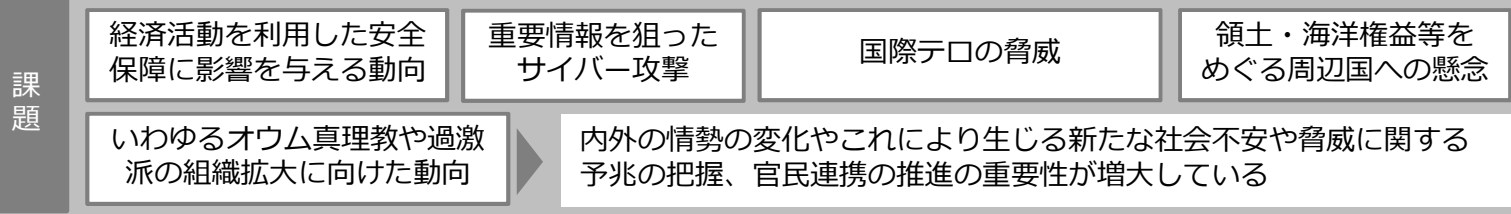


その他政策評価に当たり把握する事項

- ・団体規制及び情報貢献に係る予算額
- ・職員の年次休暇取得日数
- ・公安調査庁の業務に従事する職員の性別ごとの割合
- ・職員の子育ち休暇取得日数、割合

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。



測定指標 (指標①～③)は付属表に記載

目指すべき姿

登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。

施策群と施策

1. 登記事務の適正円滑な実施

- ・ 登記事務の処理
- ・ 登記情報システム等の維持管理

不動産登記

所有者不明土地問題への対応

- ・ 長期相続登記等未了土地解消作業の実施
- ・ 表題部所有者不明土地の解消作業の実施
- ・ 相続土地国庫帰属制度の実施
- ・ 相続登記申請義務化の施行

筆界の明確化

- ・ 登記所備付地図作成作業の計画的な実施
- ・ 筆界特定制度の実施

商業・法人登記

会社設立登記手続の円滑化

- ・ 設立登記の優先的処理
- ・ 設立登記のオンラインワンストップ化

電子認証制度の普及

- ・ 会社・法人の代表者等の電子証明書の普及促進

2. 戸籍・国籍事務の適正円滑な実施

戸籍事務

市区町村への指導・助言

- ・ 市区町村への指導
- ・ 市区町村からの照会対応

無戸籍者問題解消に向けた取組の推進

- ・ 市区町村や行政機関等と連携した情報把握
- ・ 無戸籍者の実情に応じた支援の実施

国籍事務

国籍事務の処理

- ・ 帰化許可申請や国籍取得届等に対する審査処分



無戸籍者解消ポスター

帰化相談リーフレット



法務省民事局

3. 社会情勢への対応

デジタル社会への対応

登記・供託手続のオンライン化の推進

- ・ 登記事項証明書請求のスマートフォン対応

情報連携の推進

- ・ 登記情報の行政機関間の連携の推進
- ・ 戸籍事務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携

新たな社会課題への対応

相続手続の円滑化

- ・ 遺言書保管制度の実施

所有者不明土地問題への対応（再掲）



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

遺言書ほかんガルー

その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 民事行政に係る予算額
- ・ 法務局職員定員
- ・ 法務局職員に占める女性職員の割合

8 民事行政の適正円滑な実施

登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。

課題	所有者や筆界が不明確なことが円滑な土地取引を阻害	会社の起業環境の改善などの国内外からの要請	出生の届出がされず、戸籍に記載されない子（無戸籍者）が存在	デジタル化や高齢化など、社会情勢の変化
	民事行政に関する各制度を適正・円滑に運用しつつ、社会情勢の変化に伴う現状や問題点を的確に把握し、柔軟に対応していくことで、国民の権利及び財産の保護を図る。			

活動 (何をやるのか)	登記事務の適正円滑な実施 ・登記事務の処理 ・登記情報システム等の維持管理 不動産登記 所有者不明土地問題への対応 ・長期相続登記等未了土地解消作業の実施 ・表題部所有者不明土地の解消作業の実施 ・相続土地国庫帰属制度の実施 ・相続登記申請義務化の施行 筆界の明確化 ・登記所備付地図作成作業の計画的な実施 ・筆界特定制度の実施 商業・法人登記 会社設立登記手続の円滑化 ・設立登記の優先的処理 ・設立登記のオンラインワンストップ化 電子認証制度の普及 ・会社・法人の代表者等の電子証明書の普及促進	戸籍・国籍事務の適正円滑な実施 戸籍事務 市区町村への指導・助言 ・市区町村への指導 ・市区町村からの照会対応 無戸籍者問題解消に向けた取組の推進 ・市区町村や行政機関等と連携した情報把握 ・無戸籍者の実情に応じた支援の実施 国籍事務 国籍事務の処理 ・帰化許可申請や国籍取得届等に対する審査処分	社会情勢への対応 デジタル社会への対応 登記・供託手続のオンライン化の促進 ・登記事項証明書請求のスマートフォン対応 情報連携の推進 ・登記情報の行政機関間の連携の推進 ・戸籍事務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携 新たな社会課題への対応 相続手続の円滑化 ・遺言書保管制度の実施 所有者不明土地問題への対応（再掲）
----------------	---	--	---

活動目標 (何が生まれるのか)	・登記事務の適正円滑な実施 指標① ・所有者不明土地等対策の着実な実施 指標② ・筆界の明確化に係る施策の着実な実施 指標③ ・設立登記の円滑な処理 指標④ ・商業登記電子証明書の普及 指標④	・市区町村の戸籍事務に従事する職員の知識習得 ・無戸籍者の情報の把握及び戸籍への記載 指標⑤ ・帰化許可・不許可の処分及び国籍取得届の受理・不受理の決定の実施 指標⑥	・登記・供託手続のオンライン利用促進 指標⑦ ・登記・戸籍情報の行政機関間連携の実現 指標⑦ ・相続手続の円滑化施策の着実な実施 指標⑧
--------------------	---	---	---

成果目標 (どのような状態にしたいのか)	・所有者不明土地の発生抑制 ・土地取引の円滑化 指標⑨	・設立登記手続の利便性の向上 ・会社・法人の本人確認のデジタルによる完結 指標⑩	・戸籍事務の法令適合性及び全国統一性の確保 ・無戸籍者の解消 指標⑪ ・日本国民としての法的地位の確立 指標⑫	・法務局の各種手続のアクセス性や利便性の向上 指標⑬ ・相続手続の円滑化 指標⑭
	取引の安全と円滑化	会社・法人等の信用の維持	我が国における身分関係の安定	社会情勢に対応した民事行政の実現

社会の姿 目指す	国民の財産上及び身分上の権利の保護
-------------	-------------------

測定指標 (指標①～⑭) は付属表に記載

目指すべき姿

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

施策群と施策

1. 人権啓発

- ①国民の理解を深めるための啓発活動の実施
 - ・全国中学生人権作文コンテスト、人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する
 - ・人権啓発教材・動画を作成し、広く国民に提供する
- ②各種媒体を活用した広報の展開
インターネット広告等各種媒体を活用し、各種啓発活動について幅広い国民に向けた広報を展開する



2. 人権相談

- ①相談体制の整備（相談方法の多様化）
面談、電話、インターネット、手紙、SNSなど相談窓口を充実・多様化させる
- ②対象に応じた相談窓口の周知
子ども、女性など対象に応じた広報媒体を活用して、人権相談窓口の周知・広報を図る
- ③地域に根ざした人権相談活動の実施
地域に配置された人権擁護委員による地域住民を対象とした活動を実施する



3. 人権侵害事件の調査救済

- ①調査救済体制の整備
人権擁護委員の確保、調査救済事務に従事する法務局職員に対する研修等の体制を整備する
- ②調査救済活動の実施
人権相談や関係機関の取組により把握した人権侵害の疑いのある事案について、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行させる
- ③人権侵害による被害者救済活動の実施
児童虐待など緊急対応を要する事案について、速やかに学校や児童相談所などの関係機関と連携を図るなど事案に応じた適切な措置を講じる



その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、人権教育・啓発白書も活用

- ・人権擁護委員の人数及び平均年齢
- ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

課題

子ども・高齢者・障害のある人への虐待や配偶者等からの暴力、いじめなど、後を絶たない人権侵害事案

インターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別など新たな問題

- ・ 社会の価値観が変化していく中であって、普遍的な人権尊重思想を普及高揚させる。
- ・ 新たな人権課題についても適切に対応して、人権の擁護を積極的に行う。

活動（何をするのか）

人権啓発

国民の理解を深めるための啓発活動の実施

- ・ 全国中学生人権作文コンテスト、人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する
- ・ 人権啓発教材・動画を作成し、広く国民に提供する

各種媒体を活用した広報の展開

インターネット広告等各種媒体を活用し、各種啓発活動について幅広い国民に向けた広報を展開する

人権相談

相談体制の整備（相談方法の多様化）

面談、電話、インターネット、手紙、SNSなど相談窓口を充実・多様化させる

対象に応じた相談窓口の周知

子ども、女性など対象に応じた広報媒体を活用して、人権相談窓口の周知・広報を図る

人権擁護委員による地域に根ざした人権相談活動の実施

地域に配置された人権擁護委員による地域住民を対象とした人権相談活動を実施する

人権侵害事件の調査救済

調査救済体制の整備

人権擁護委員の確保、調査救済事務に従事する職員に対する研修等の体制を整備する

調査救済活動の実施

人権相談や関係機関の取組により把握した人権侵害の疑いのある事案について、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行させる

人権侵害による被害者救済活動の実施

学校や児童相談所などの関係機関と連携を図るなど事案に応じた適切な措置を講じる

活動目標（何が生まれるのか）

- 国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じ、効果的・効率的に人権啓発を実施する

指標①

- 児童虐待、DVなど身近な者にも助けを求めがたい被害者を含む全ての人にとってアクセスしやすい相談体制を構築する

指標②

- 人権擁護委員による地域に根ざした活動を通じて、地域住民から寄せられる相談に対応する

指標③

- 人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた措置を迅速・的確に講じる

指標④

成果目標（どのような状態にしたいのか）

関心・理解の度合いが低い層に対し、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、理解を深め、高い層に対しては、人権問題についての理解を更に深める

指標⑤

気軽に相談できる機会が提供されることにより、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、被害者の救済を図ることができるようになる

指標⑥

人権尊重思想の高まりにより、人権侵害事案の発生が抑制されるとともに、人権侵害の疑いがある事案について相談しやすくなることで、より早期の被害の救済・予防が図られる

社会の姿
目指す

全ての人々の人権が尊重される社会の実現

測定指標

測定指標（指標①～⑥）は付属表に記載

目指すべき姿

国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。

施策群と施策

1. 訴訟追行能力の向上

専門的能力を有する職員の育成

- ・ 訟務担当職員に対する研修の実施

本省と地方の円滑な意思疎通

- ・ 会同の開催による情報の共有
- ・ 法務局・地方法務局に対する事務調査等の実施による指導・助言



2. 裁判の迅速化への対応

訟務事務の効率化・環境整備

- ・ 民事裁判手続のIT化のための環境整備

3. 予防司法支援の充実

予防司法支援制度の周知・活用

- ・ 予防司法支援制度を行政機関に周知し、活用を促す。
- ・ 法務局・地方法務局に対する予防事務調査等の実施による指導・助言

その他政策評価に当たり把握する事項

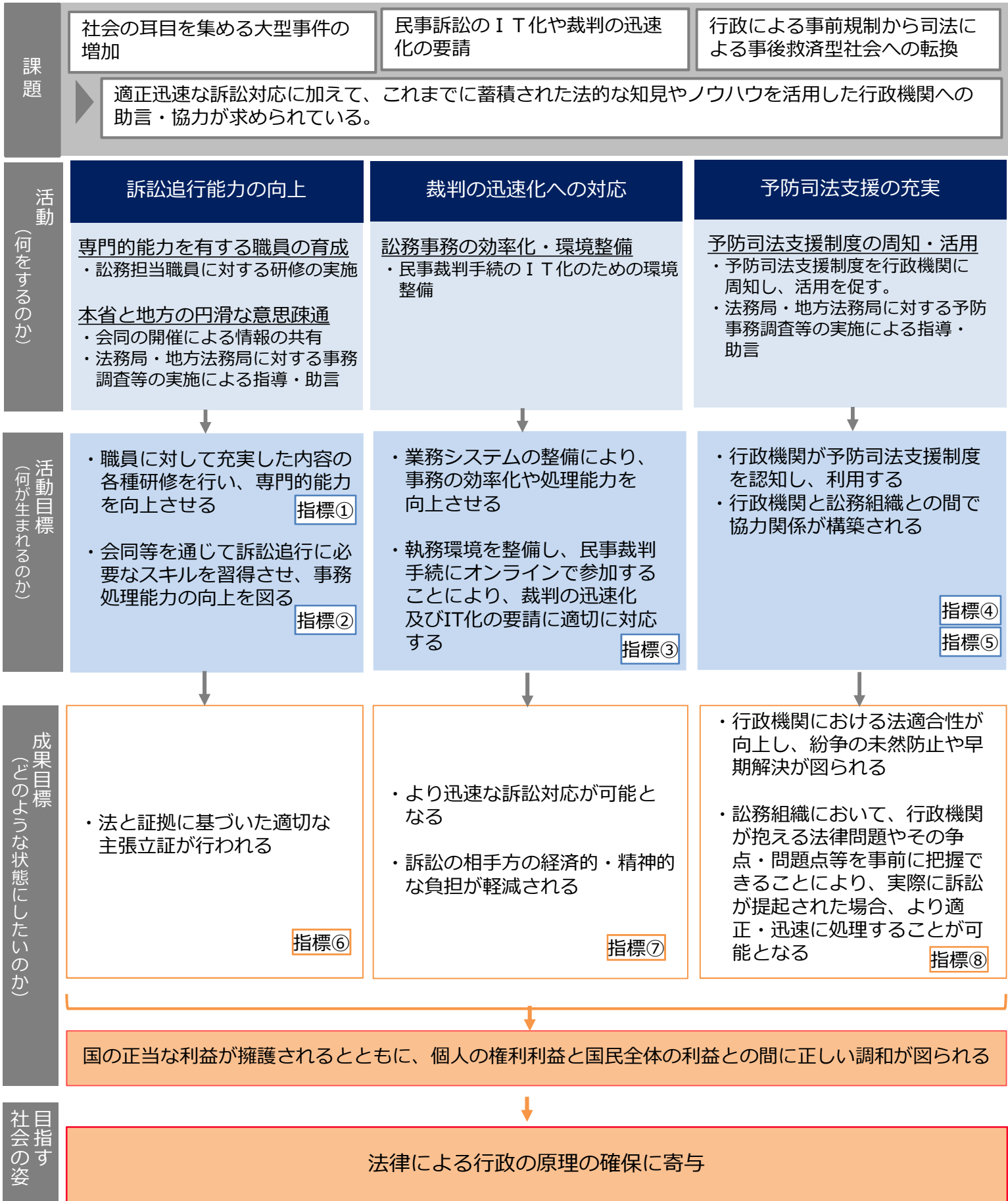
○訟務統計の活用

- ・ 新規事件受理件数
- ・ 事件終了件数（和解等判決以外も含む）
- ・ 未済件数

○アンケート結果の活用

○施策の予算額

国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。



測定指標 (指標①～⑧) は付属表に記載

目指すべき姿 アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

施策群と施策

1. 法制度整備支援事業の実施

相手国の要請等に応じ、次のような支援を実施

- ・ 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・ 各種研修、現地セミナーの実施
- ・ 共同調査研究の実施



2. 法制度整備支援事業の基盤強化

- ① 国内における国際法務人材の育成
- ② 支援効果向上に向けた調査・研究活動等の実施
- ③ 関係機関等との連携強化・情報共有、広報活動

3. 国際研修・セミナー等の実施

- ① 国際研修・国際高官セミナーの実施
- ② 地域別研修の実施
- ③ 二国間研修等による技術協力



4. 国際連合等の国際機関との連携・協力

- ① 国際連合主催の会議への参加、ワークショップの企画・運営
- ② その他国際機関等主催の国際会議への参加
- ③ 国際機関等との協力覚書等の締結



その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、研修所が発行する出版物のほか、専用ホームページも活用

- ・ 国際研修、法制度整備支援に係る予算額
- ・ 関係職員定員
- ・ 国際関係業務に従事する職員の男女別の割合
- ・ 職員の年次休暇取得日数
- ・ 職員の育児休暇取得日数、割合

アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

課題

アジア等の開発途上国において、法令や制度運用の不備、法律実務家の人材育成の遅れなどにより、社会・経済の円滑な発展が阻害されている。

アジア等の開発途上国において、捜査・裁判・犯罪者処遇等に係る法令や実務的な運用の不備等により、犯罪防止対策が不十分となっている。

- ・ 開発途上国の現状や問題点を把握した上で、適切に法制度整備支援を推進していく必要がある。
- ・ 国際連合を始めとした国際機関等と連携して、刑事司法分野の課題に対応する必要がある。

活動

(何を
するのか)

開発途上国の
法制度整備支援

相手国の要請等に応じた支援

- ・ 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・ 各種研修、現地セミナーの実施
- ・ 共同調査研究の実施

法制度整備支援の
基盤強化

国際法務人材の育成

- ・ 人材発掘、育成研修の実施
- 調査・研究活動の実施**
- 関係機関との連携強化等**
- ・ 専門家会議の開催
- ・ 法制度整備支援に関する情報の共有、広報

国際研修の実施

国連アジア極東犯罪防止
研修所を通じた国際研修

- 各国の捜査・検察・裁判・矯正・保護の実務家を対象とした刑事司法分野の研修・セミナーを実施

国連等との連携・協力

国際連合等との連携・協力

- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所の運営
- ・ 国連等主催の会議への参加、ワークショップの企画運営
- ・ 国際機関等との関係構築

活動目標

(何が
生まれるのか)

派遣した専門家等により
・ 法令の整備
・ 法執行機関の強化を含む法制度の運用改善
・ 法律実務家の人材育成など各国の実情に応じた支援を行う **指標①**

・ 法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成する
・ 多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る **指標②**

各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する **指標③**

・ 国連等の国際機関との協力覚書の締結等による関係を構築する
・ 会議等を通じた最新の国際的動向の収集、我が国の知見や経験を他国に発信する **指標④**

成果目標

(どの
ような状態に
したいのか)

支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備されるとともに、法曹実務家等の人材が増加する **指標⑤**

法制度整備支援に対する理解・関心が高まる
法制度整備支援のノウハウが国内で共有される（オールジャパンの体制構築） **指標⑥**

日本、諸外国、国際機関等の知見・経験が共有されるとともに、国際協力の基盤が醸成される **指標⑦**
研修等に参加した各国の刑事司法実務家の能力向上に加え、日本との良好な関係が構築される **指標⑧**

支援対象国の市場経済化や犯罪防止対策等が進展する

法制度整備支援を持続的に行えるようになる

刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成がされ、国際的なネットワークが構築・維持される

アジア地域の持続的発展に寄与する

法の支配及びグッドガバナンスが世界に広がる

我が国の国際社会における地位が向上する

社会の姿

国際社会の平和と安全の実現

測定指標

測定指標（指標①～⑧）は付属表に記載

【令和5年度事後評価実施結果報告書】

総合評価方式 (政策評価書)

令和5年度法務省政策評価書

～令和元年度から4年度までの活動状況と今後の方向性～

令和5年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省大臣官房国際課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 国際仲裁の活性化
 - － 国際仲裁の活性化に向けた取組の背景
 - － 国際仲裁の活性化に向けた取組の全体像と目的
- 3 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成の状況
- 4 国内外の企業等に対する広報・意識啓発の状況
- 5 施設の整備に関する施策の在り方の検討状況
- 6 関連法制度の整備の状況
- 7 全体の状況・今後の方向性

1

評価の概要



3

我が国における国際仲裁の活性化に向けた次のような成果の兆しが見られる

- 国際仲裁は、司法修習生等の若い世代から関心を寄せられており、人材育成の芽は出始めたといえる
- 国内の企業、弁護士等に、国際仲裁の意義、有用性等に対する認知が芽生えつつある

一方、我が国における**国際仲裁の活性化に向けて次のような課題**が明らかになりつつある

人材育成

・ 仲裁人・仲裁代理人等として国際仲裁の担い手となることのできる人材の輩出にはまだ道半ば

広報・意識啓発

・ 我が国における国際仲裁の件数の増加にまでは必ずしも結び付いていない

施設整備

・ 施設は収支面では現在の形での自立運営が現状は難しく、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索する必要

関連法整備

・ 国際基準と国内法制とのそごが可能な限り生じないよう、状況を注視するとともに、UNCITRAL等の国際機関と連携して、法的紛争解決分野の国際ルール形成等に積極的に貢献することが重要

4

2

国際仲裁の活性化

一 国際仲裁の活性化に向けた取組の背景①

<国際仲裁とは>

国際的な商取引をめぐる紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる仕組み

国際仲裁は、国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードに

- ・ 多国間条約の整備により、外国での執行が容易
- ・ 非公開（企業秘密が守られる）
- ・ 迅速（通常、一審限りで手続を終了）
- ・ 専門的、中立的な仲裁人を選べる
- ・ 司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避

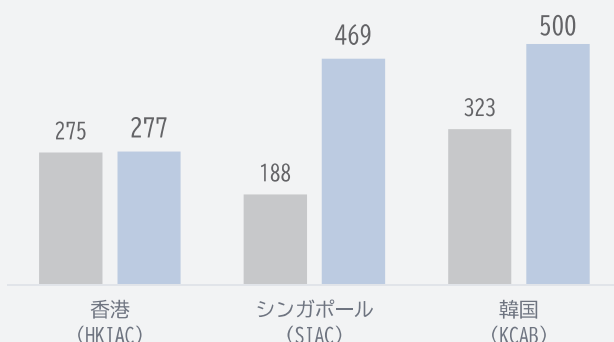
日本において国際仲裁を活性化させる意義

- ・ 海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進
- ・ 我が国の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込む

我が国の経済成長に貢献する

諸外国では国として活性化に取り組む例がある

我が国として官民連携して活性化に取り組む



2011年・2021年のアジアの国際仲裁の件数（国内仲裁を含む。）

一 国際仲裁の活性化に向けた取組の背景②

我が国における国際仲裁の件数は、我が国の経済規模に照らすと、諸外国に比して少ない

政府として、国際仲裁活性化のための総合的な基盤整備を早急に進める方針（平成30年中間とりまとめ）

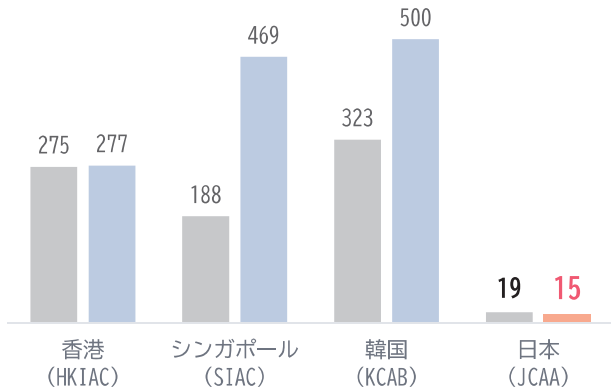
平成29年：国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議設置
平成30年：国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（中間とりまとめ）策定

中間とりまとめで設定された対策

- ・国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等への理解不足
- ・国際仲裁に精通した人材の不足
- ・世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在
- ・海外へのマーケティング不足等

中間とりまとめで設定された対策

- 1 仲裁人・仲裁代理人等になり得者の人材育成
- 2 国内外の企業等に対する広報・意識啓発
- 3 施設の整備
- 4 関連法制度の整備



2011年・2021年のアジアの国際仲裁の件数（国内仲裁を含む。）

契約において日本を仲裁地として選定するためには何が必要になると考えるか

1位	日本において国際的に評価の高い仲裁機関が存在すること	48.6%
2位	日本を仲裁地とすることを相手方と合意できるだけの交渉力	38.1%
3位	日本において国際仲裁に熟達した仲裁人・仲裁代理人が容易に利用できること	11.5%
4位	日本において安価で充実した国際仲裁の審問施設が存在すること	-

日本において国際仲裁の利用が進むためには何が必要になると考えるか

1位	日本における仲裁機関の国際的な評価の向上	69.3%
2位	日本企業に対する国際仲裁に関する広報・啓発活動	14.2%
3位	日本における国際仲裁に熟達した仲裁人・仲裁代理人の増加	11.5%
4位	日本における安価で充実した国際仲裁専用の審問施設の提供	-

（日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究（一般社団法人日本国際紛争解決センター）2019年3月）

7

一 国際仲裁の活性化に向けた取組の全体像と目的


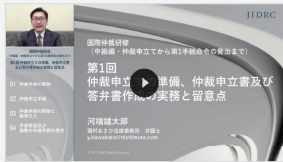


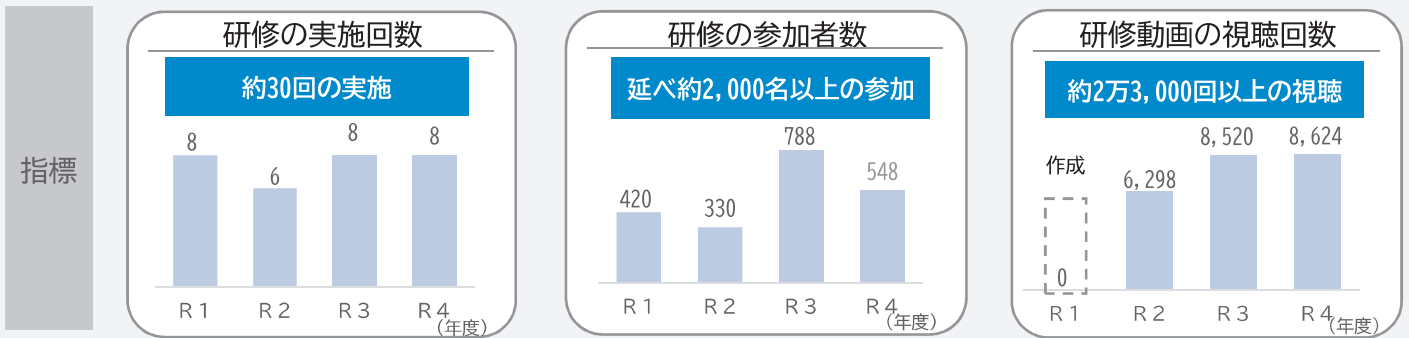
8

3

仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成の状況

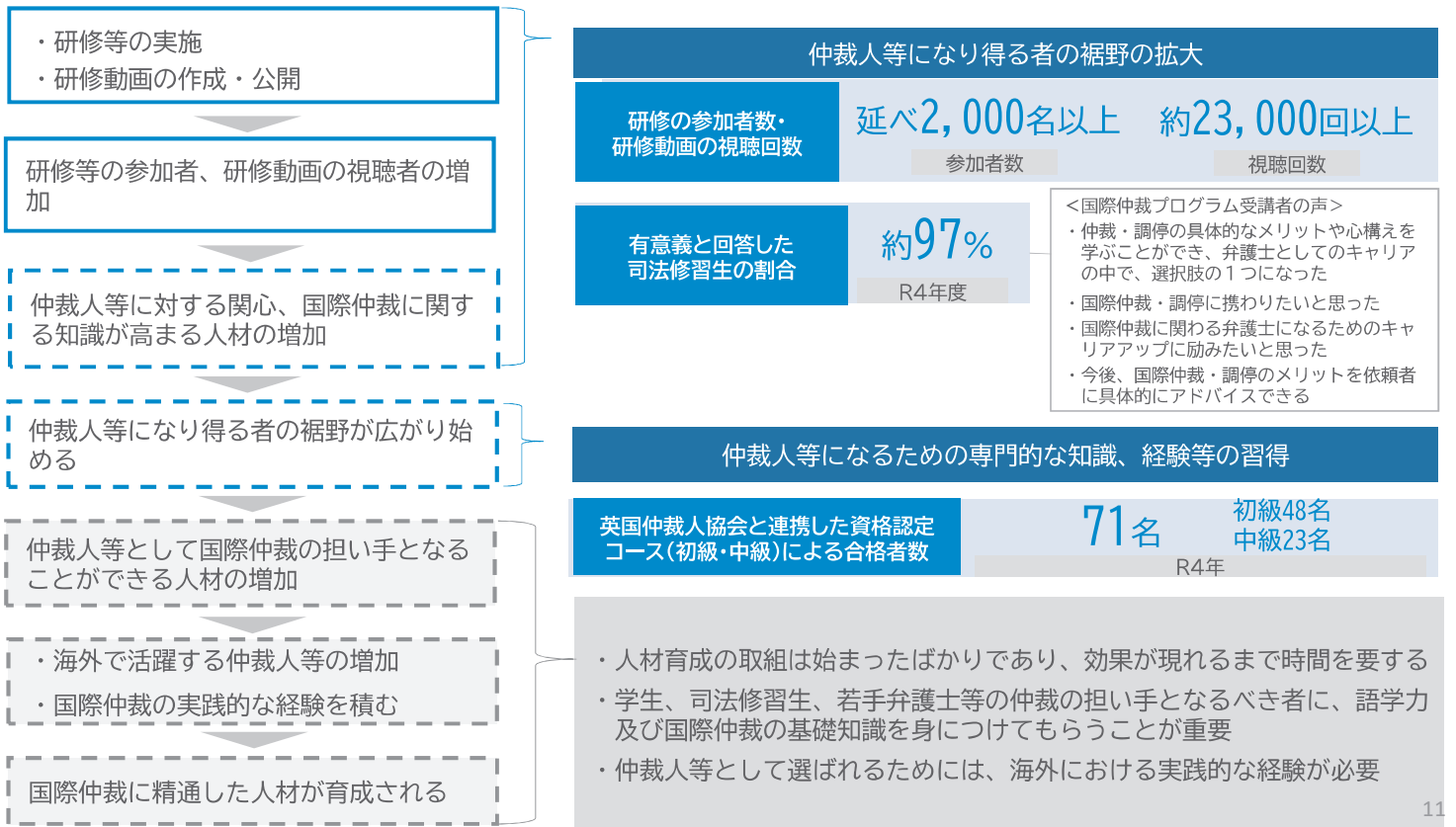
一 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成の目的と取組

目的	仲裁人・仲裁代理人等になり得る国際仲裁に精通した人材を我が国において育成	
活動	主に委託先機関を通じ、国際仲裁に関する関心・知識の度合いに応じた研修等の企画・実施	
活動目標	仲裁人等になり得る者の裾野を広げる	仲裁人等になるための専門的な知識、経験等を習得する
期間中の取組	<ul style="list-style-type: none"> 大学、海外仲裁機関等と連携したセミナーを実施 司法修習生を対象とした国際仲裁プログラムを実施 新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会活動の制約に対応したセミナー等のオンライン、ハイブリッド方式を活用 	<ul style="list-style-type: none"> 初級者から中級者まで、体系的に受講できるよう、多数の研修動画を作成、ウェブサイト上に公開 世界最大のADR資格認定・研修機関と連携した仲裁人の資格認定の取得を目指した講座の実施 研修等は毎年継続的に実施する体制を構築 



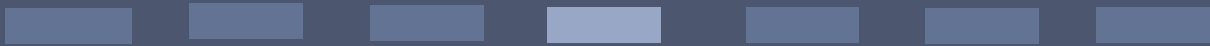
一 アウトカム：仲裁人・仲裁代理人等になり得る国際仲裁に精通した人材が育成される

国際仲裁は、司法修習生等の若い世代から関心を寄せられており、人材育成の芽は出始めたといえるが、仲裁人・仲裁代理人等として国際仲裁の担い手となることができる人材の輩出にはまだ道半ば



4

国内外の企業等に対する 広報・意識啓発の状況

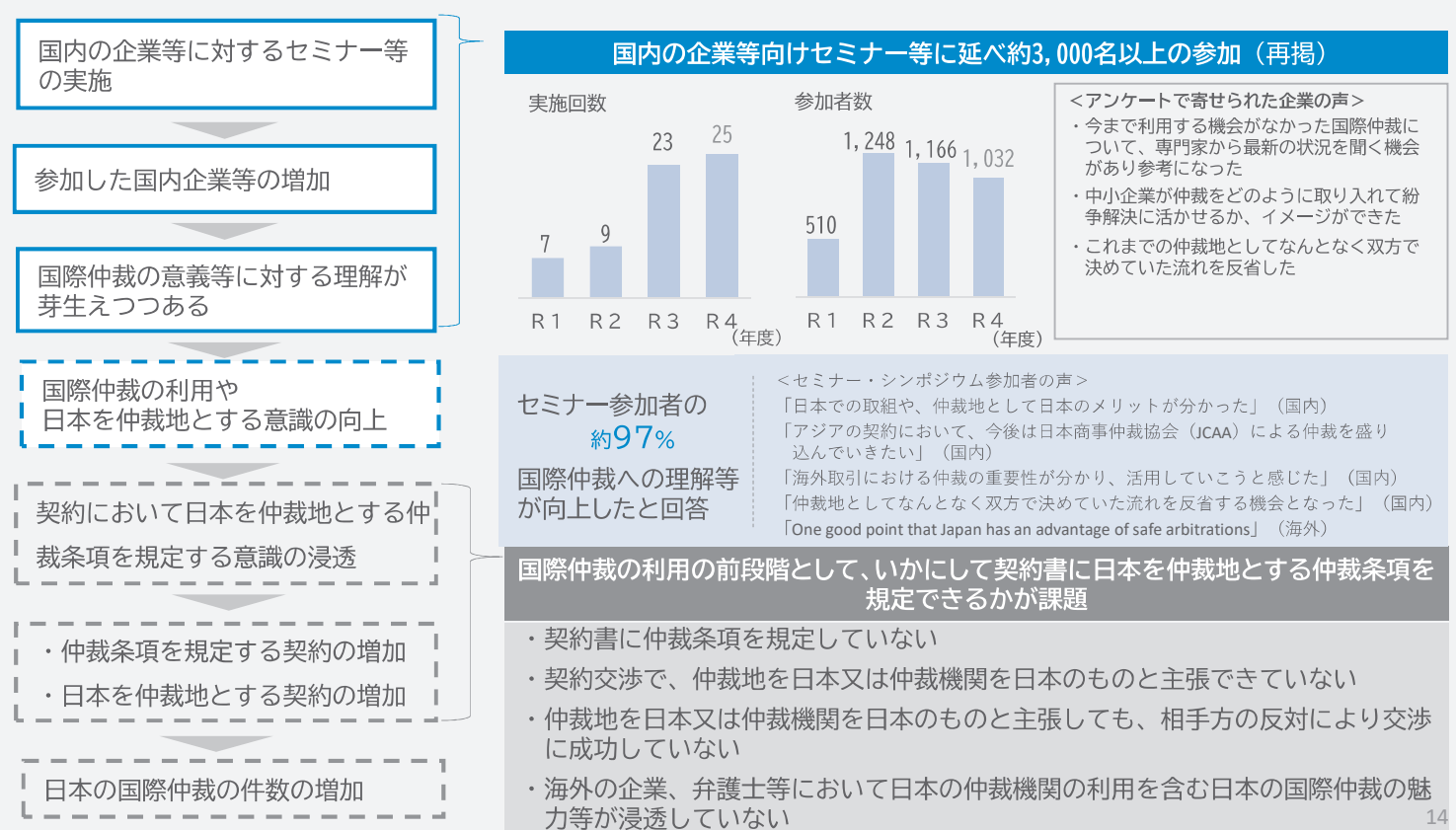


一 国内外の企業等に対する広報・意識啓発

目的	国内外の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進み、国際仲裁の我が国での実施を活性化																					
活動	主に委託先機関を通じ、国内外の企業等に対し、効果的な広報・意識啓発の実施																					
活動目標	国内の企業等が、国際仲裁の有用性を理解する	海外の企業等が、仲裁地としての日本の魅力を理解する																				
期間中の取組	<ul style="list-style-type: none"> 日本の仲裁機関等と連携した国内の企業等を対象としたセミナー等の実施 弁護士会等と連携した弁護士等を対象としたセミナー等の実施 法律・経済系雑誌等への寄稿 経済団体、弁護士会、裁判所等と連携 オンライン、ハイブリッド方式を活用 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の仲裁機関等と連携した在外の企業等を対象としたセミナー等の実施 海外の仲裁機関等と連携 海外の仲裁機関等とMOU締結、連携したセミナー等の実施 在京大使館、外国弁護士等に対する広報 主な裁判例の英訳及び英語での解説の掲載 																				
指標	<p>国内の企業等向けセミナー等の実施回数・参加者数</p> <p>延べ約3,000名以上の参加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1: 7</td> <td>R1: 510</td> </tr> <tr> <td>R2: 9</td> <td>R2: 1,248</td> </tr> <tr> <td>R3: 23</td> <td>R3: 1,166</td> </tr> <tr> <td>R4: 25</td> <td>R4: 1,032</td> </tr> </tbody> </table>	実施回数	参加者数	R1: 7	R1: 510	R2: 9	R2: 1,248	R3: 23	R3: 1,166	R4: 25	R4: 1,032	<p>海外の企業等向けセミナー等の実施回数・参加者数</p> <p>延べ約5,000名以上の参加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1: 3</td> <td>R1: 330</td> </tr> <tr> <td>R2: 13</td> <td>R2: 1,668</td> </tr> <tr> <td>R3: 16</td> <td>R3: 2,633</td> </tr> <tr> <td>R4: 7</td> <td>R4: 533</td> </tr> </tbody> </table>	実施回数	参加者数	R1: 3	R1: 330	R2: 13	R2: 1,668	R3: 16	R3: 2,633	R4: 7	R4: 533
実施回数	参加者数																					
R1: 7	R1: 510																					
R2: 9	R2: 1,248																					
R3: 23	R3: 1,166																					
R4: 25	R4: 1,032																					
実施回数	参加者数																					
R1: 3	R1: 330																					
R2: 13	R2: 1,668																					
R3: 16	R3: 2,633																					
R4: 7	R4: 533																					

一 アウトカム：国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に対する理解が進み、国際仲裁の我が国での実施を活性化

国内の企業、弁護士等に、国際仲裁の意義、有用性等に対する理解が芽生えつつあるが、まだ道半ば。



5

施設の整備に関する施策の 在り方の検討状況

15

一 施設の整備に関する施策の在り方の検討の目的と取組

目的

施設面において持続的に利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る

活動

委託先機関において仲裁専用施設を開業し、自主運営の実現可能性の調査

活動
目標

施設の整備に係る政府としての適切な施策の在り方の調査分析

期間
中の
取組

令和2年3月、委託先機関において、東京都心（虎ノ門）に仲裁専用施設（JIDRC東京）を開業

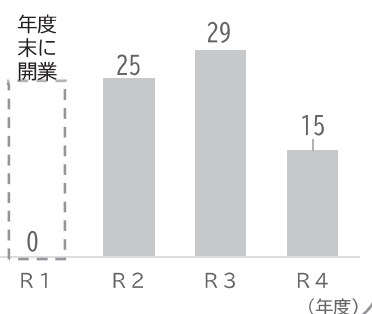
ICT設備の整備、サービスの提供（コロナ禍でのオンライン審理にも対応）

<サービスの提供状況>

AIを利用した自動スクリプトサービス、クラウド上でのファイルマネージングシステム、立会人サービス、テクニカルサポート



仲裁専用施設の利用状況



16

一 アウトカム：施設面において持続可能で利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る

委託先機関において東京都内に最新のICT設備を備えた施設の開業、サービスの向上が図られた一方で、利用件数に際立った増加は見られておらず、収支面では現在の形での施設の自立運営は現状は困難

調査分析の結果を踏まえ、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索する必要

委託先機関において仲裁専用施設を開業し、自主運営の実現可能性の調査

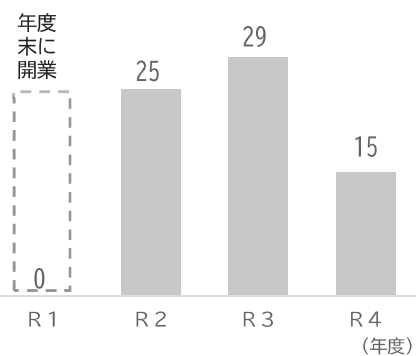
東京都心（虎ノ門）に仲裁専用施設を開業
ICT設備の整備、サービスの提供

施設の整備に係る政府としての適切な支援の在り方の調査分析

調査分析の結果を踏まえ、施設の整備に関する適切な施策の検討・実施

施設面において持続可能で利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る

仲裁専用施設の利用状況（再掲）

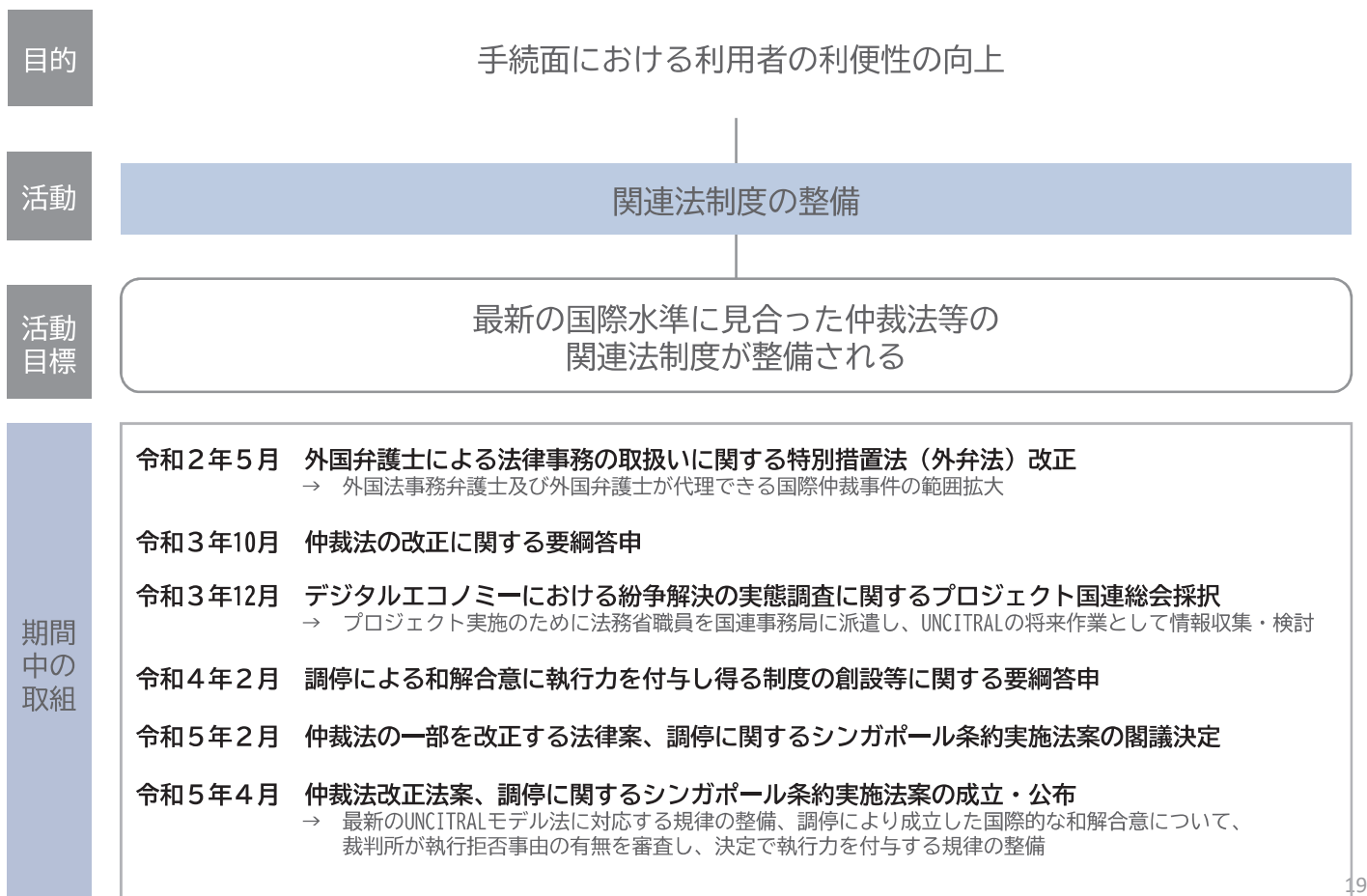


6

関連法制度の整備の状況



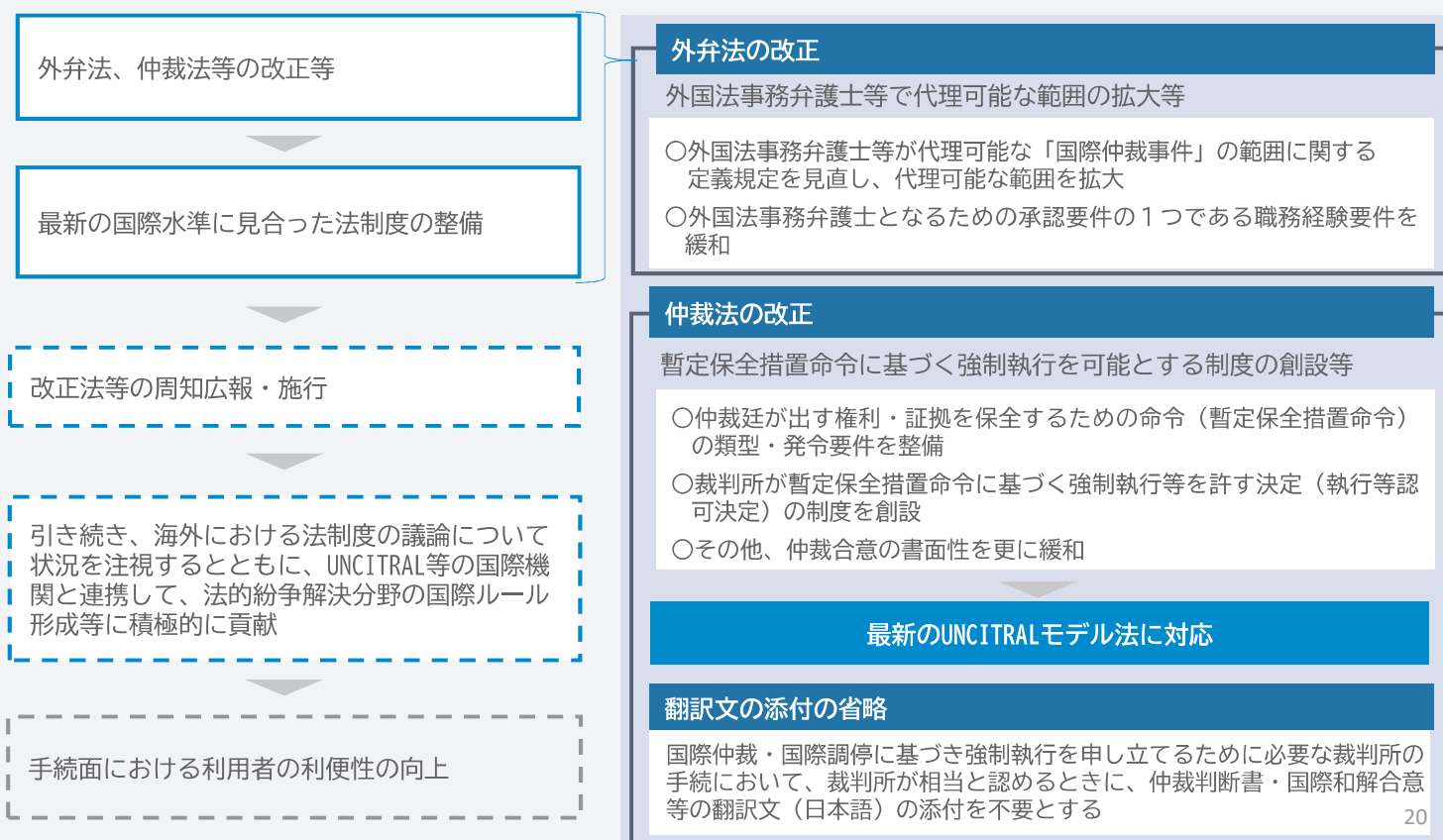
一 関連法制度の整備の目的と取組



19

一 アウトカム：手続面における利用者の利便性の向上

最新のUNCITRALモデル法に対応する規律等を整備する仲裁法等の改正により、最新の国際水準に見合った関連法制度が整備された



20

7

全体の状況・今後の方向性

一 全体アウトカム：日本における国際仲裁が活性化する

代表的な商事仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）の新規申立件数が引き続き低調であるなど、日本における国際仲裁の円滑な利用を促進する環境が十分に整備されたとは言えず、日本における国際仲裁の**活性化は依然として途上**にある

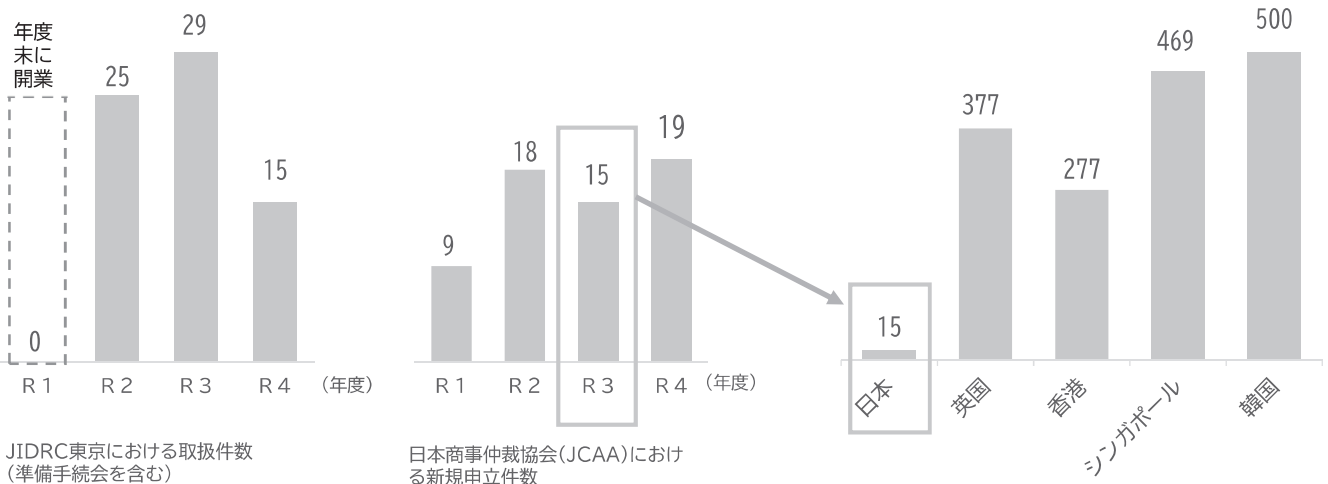
日本における国際仲裁の取扱件数及び仲裁件数

諸外国との比較（2021年）

※日本の数値のみ年度で計上

取扱件数及び仲裁件数ともに、際立った増加は見られない

日本の仲裁件数は依然として少ない



一 今後の方向性

<人材育成>

仲裁人・仲裁代理人として国際仲裁の担い手となることができる人材を増やすことを目的に、関係機関とも連携しながら、特に、学生、司法修習生、若手弁護士等に対して研修等を行うことを通じて、国際仲裁に関心を持つ人材の裾野を広げるとともに、知識・経験・語学力を兼ね備えた人材の輩出に向けた中長期的な取組の実施

<広報・意識啓発>

国際仲裁の利用の前段階として、いかにして契約書に日本を仲裁地とする仲裁条項を規定できるかという課題を踏まえ、国内外の企業等が我が国における国際仲裁を活用することを促進するために、仲裁の担い手である仲裁機関を始めとする関係機関・関係団体とも連携しながら、国内の企業、弁護士等に対する広報・意識啓発活動を実施するとともに、海外の企業、弁護士等に対する日本の国際仲裁の魅力等を発信する取組の実施

<施設の整備>

利用件数に際立った増加は見られておらず、収支面では現在の形での施設の自立運営は現状は困難。現状を踏まえ、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索

<関連法制度の整備>

改正法等の施行に向けて周知広報等を進め、引き続き、海外における法制度の議論について状況を注視するとともに、UNCITRAL等の国際機関と連携して、法的紛争解決分野の国際ルール形成等に積極的に貢献

→ 以上のようなことが考えられるが、いずれにしても、**令和5年度末の調査等業務終了時まで**に**得られる調査、分析の結果等を踏まえ、今後の国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方を検討**

人権尊重思想の普及高揚
人権侵害による被害の救済・予防

令和5年度法務省政策評価書

～令和元年度から4年度までの活動状況と今後の方向性～

令和5年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省人権擁護局

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

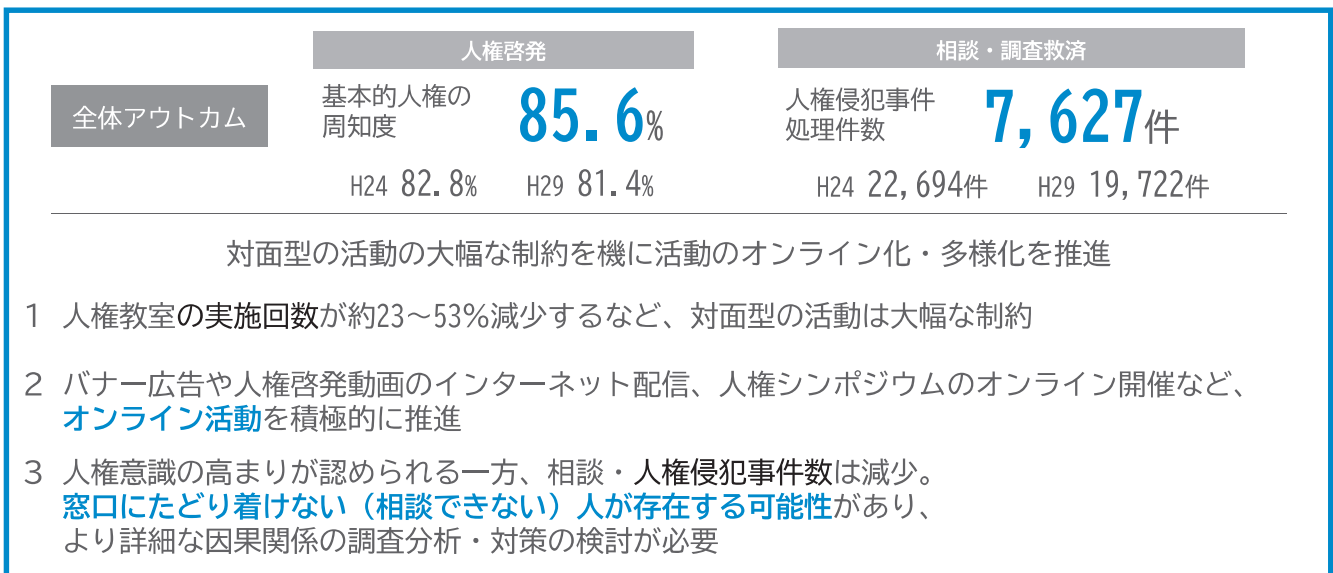
目次

- 1 評価の概要
- 2 法務省の人権擁護機関
 - － ミッション
 - － 組織・予算
 - － 直面する様々な人権課題
 - － 活動の全体像と目的
- 3 人権啓発活動の状況
- 4 人権相談・救済活動の状況
- 5 今後の方向性

1

評価の概要

3



人権啓発

- ・基本的人権が憲法で保障されていることの認知度は、8割超（高止まり）
- ・一方、人権侵害が「多くなってきた・どちらかといえば多くなってきた」とした回答者も38.9%と一定の水準を維持
- ・オンライン活動の積極的な推進により、より多くの国民に対し、各コンテンツへの接触機会を確保

人権相談

- ・相談件数は減少傾向
- ・対面型の活動が制限されたことにより、人権擁護委員が取り扱った相談件数は30-40%減少
- ・全体に占める割合は低いものの、新たに開始したSNSやメールによる相談件数は増加

調査救済

- ・人権侵犯事件として調査救済手続を開始した件数は減少傾向
- ・学校でのいじめや児童虐待など緊急を要する事案は、速やかに学校や児童相談所等の関係機関と連携して対応。職員等への研修や関係機関との連携体制を構築

4

2

法務省の人権擁護機関

5

一 ミッション

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、**全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する**



根拠法令：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。（第2条）

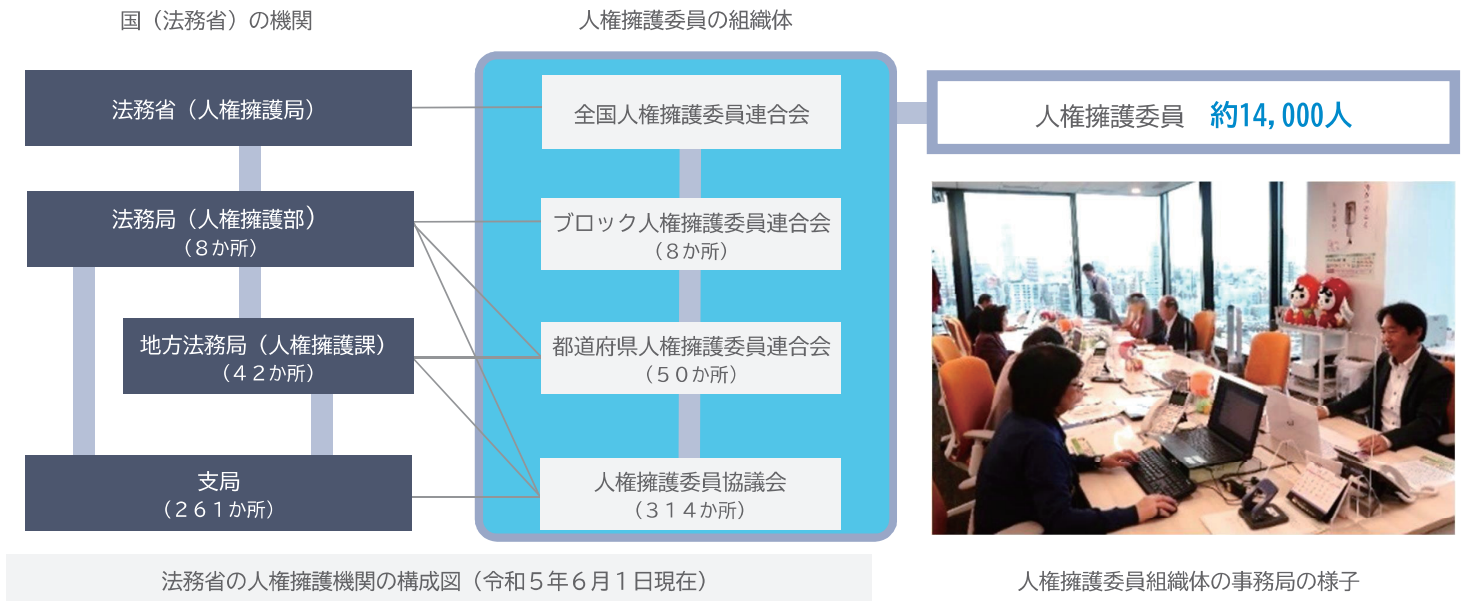
人権啓発の基本理念

国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性確保を旨として行わなければならない。（第3条）

6

一 組織

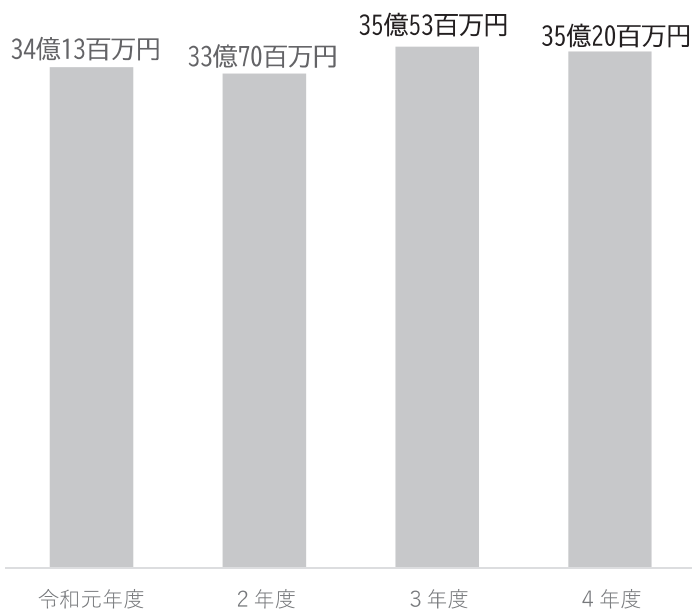
全国311箇所の法務局・地方法務局とその支局に人権擁護を担当する部署を設置。
地域ごとに民間のボランティアである人権擁護委員から成る連合会等が設置され、活動している。



7

一 予算

人権侵害による被害者救済活動の実施などに要する経費として、毎年度34億円前後の予算が措置されている。



<主な施策・事業>

- ・ 人権侵害による被害者救済活動の実施 3億23百万円
- ・ 人権擁護委員活動の実施 15億29百万円
- ・ 全国的視点に立った人権啓発活動の実施 3億59百万円
- ・ 人権関係情報提供活動等の委託等 3億53百万円
- ・ 地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 9億56百万円

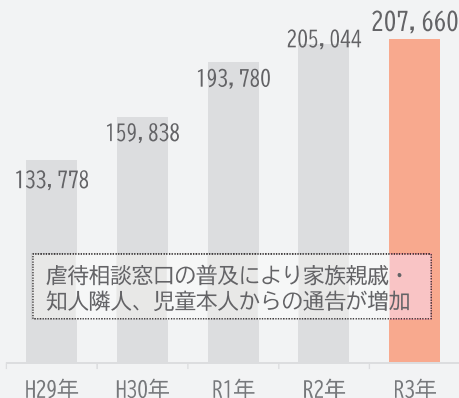
8

一 直面する様々な人権課題①

こども、女性、高齢者や障害者等に対する差別や虐待等の事案、外国人に対する差別など、様々な人権問題が存在し、いずれも大きな社会問題となっている。

児童虐待の相談件数は過去最多

児童への虐待などの人権問題が発生。児童への虐待は、心理的虐待の割合が最も大きい。



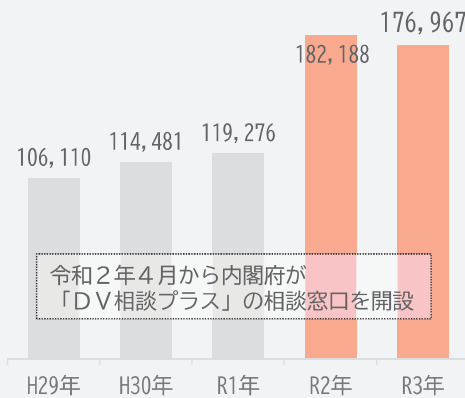
虐待相談窓口の普及により家族親戚・知人隣人、児童本人からの通告が増加

■児童相談所での児童虐待相談対応件数*

*1 厚生労働省 令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）

DVの相談件数は高水準で推移

コロナ禍の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によるDVなどの人権問題が発生



令和2年4月から内閣府が「DV相談プラス」の相談窓口を開設

■配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数*

*2 内閣府男女共同参画局HP

その他増加する人権侵犯事案

- ・高齢者虐待の相談・通報件数*³ 約3.6万件
- ・使用者による障害者虐待*⁴ 1,230事業所
- ・いじめの認知件数*⁵ 約61.5万件

*³ 厚生労働省 令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果
*⁴ 厚生労働省 令和3年度使用者による障害者虐待の状況等
*⁵ 文部科学省 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

9

一 直面する様々な人権課題②

加えて、近年、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別など、新たな人権問題も生じ、インターネット上の誹謗中傷などが社会問題となるなど、深刻な状況にある。

インターネット上の人権侵害に関する相談件数は高水準で推移

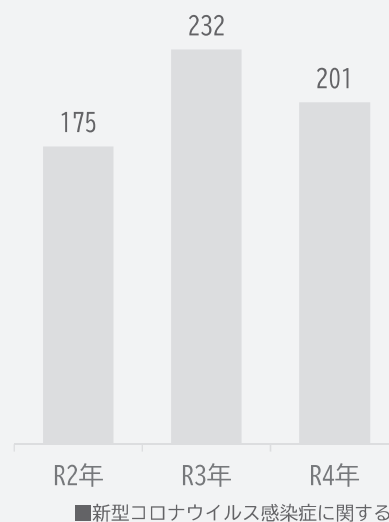
匿名性、情報発信の容易さ、社会状況の変化を背景に、個人の名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現が投稿されるなどの人権に関わる様々な問題が発生



■インターネットに関する人権侵害に関する相談件数

新型コロナウイルス感染症に関する新たな人権問題の発生

感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生


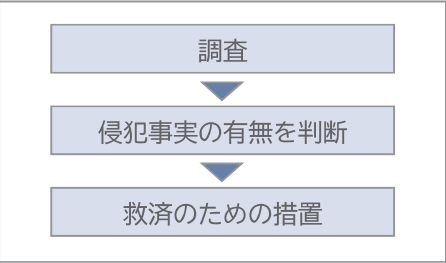


■新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件数

- ・差別待遇事案
- ・労働権関係事案
- ・強制・強要事案
- ・プライバシー事案

10

一 人権擁護活動の全体像と目的

人権啓発	人権相談	調査・救済
<p>国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、その認識を日常生活に根付かせる</p>	<p>気軽に相談できる機会を提供することで、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、適切な助言等により問題解決を図る</p>	<p>人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る</p>
<p>人権に関する関心・理解の度合いに応じた効果的・効率的な啓発活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての人にとってアクセスしやすい相談体制を構築 • 人権擁護委員による地域に根ざした活動 	<p>速やかな調査救済手続による個々の事案に応じた措置の的確な実施</p>
 <ul style="list-style-type: none"> • 人権教室 • 企業研修への講師派遣 • 全国中学生人権作文コンテスト • シンポジウム、講演会 • テレビ、ラジオ等による放送 • 新聞、広報誌への掲載 • インターネット広告 • ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表 • SNS (Twitter、LINE、Facebook) 	 <ul style="list-style-type: none"> • 面談：常設／特設相談所 • 電話：みんなの人権110番など • インターネット：インターネット人権相談 ／こどもの人権SOS-eメール • 手紙：こどもの人権SOSミニレター • SNS：LINEじんけん相談 	 <p>援助：関係機関等の紹介、法律扶助に関するあつせん、法律上の助言等の援助</p> <p>調整：被害者等と相手方等との関係の調整</p> <p>要請：実効的な対応が可能な者に対する要請</p> <p>説示：人権侵害の相手方等に対する事理の説示</p> <p>啓発：人権侵害の相手方等に対する啓発 など</p>

11

3

人権啓発活動の状況



12

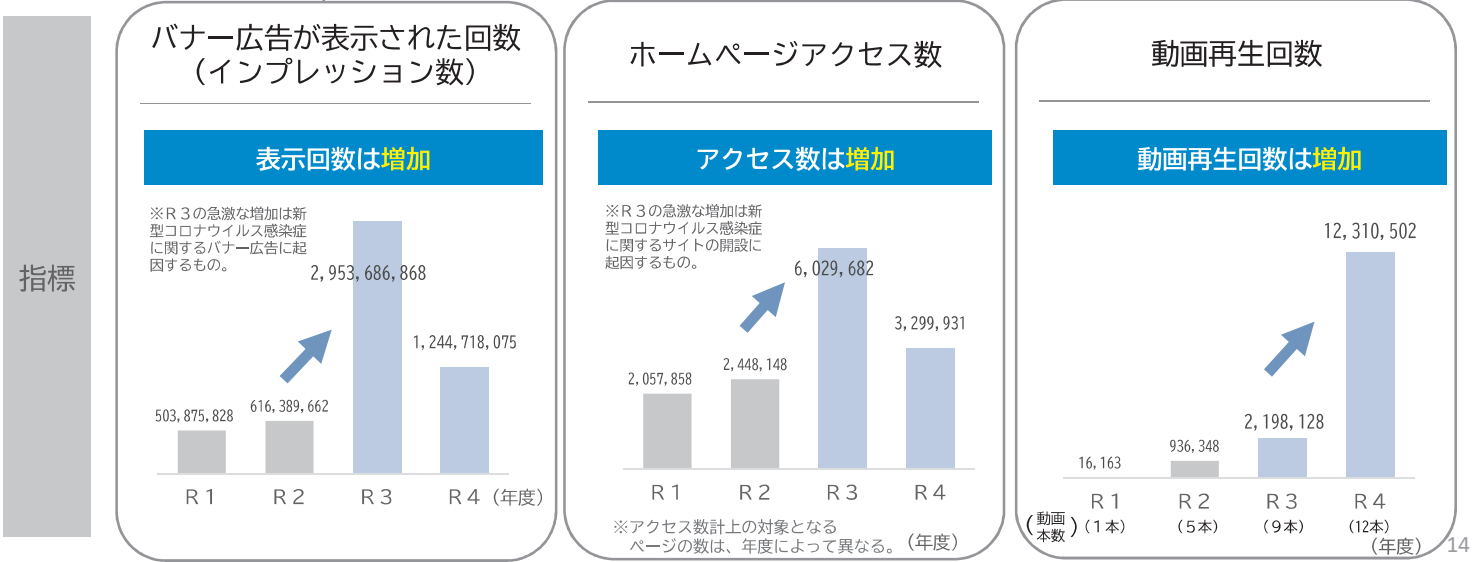
一 人権啓発の目的と取組



一 人権啓発活動の取組状況：国民一般向け

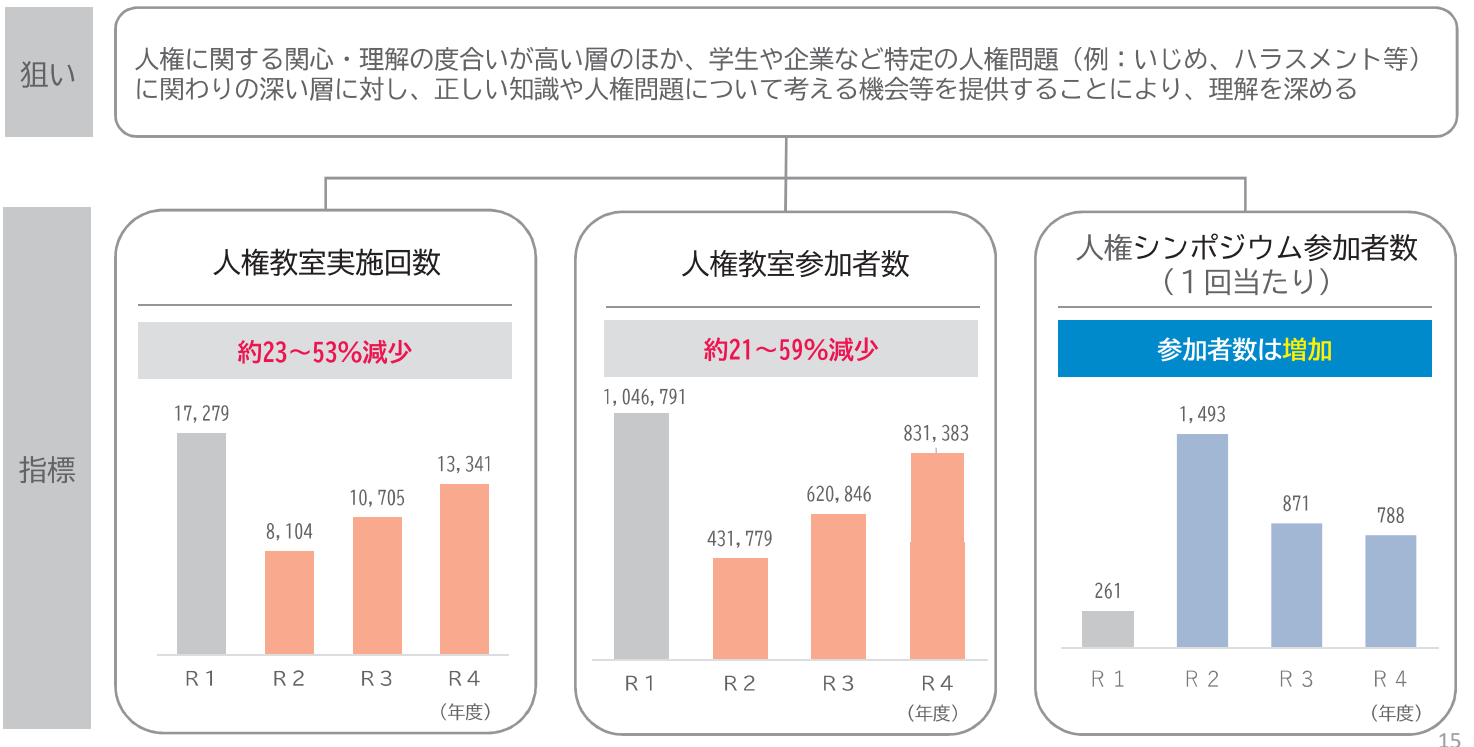
- ・人権に関する関心・理解の度合いが低い層を対象に、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、その理解を深めることを目的に通年で実施
- ・バナー広告や動画共有サイトでのインストリーム広告など、インターネットを中心に様々な媒体での広報を幅広く展開

狙い 幅広く国民一般を対象に、法務省ホームページや人権啓発動画への接触機会を確保することにより、より多くの国民に対し、人権を尊重することの重要性や人権問題が身近に存在することへの**気付きを促す**



一 人権啓発活動の取組状況：特定の対象者（主に関心層）向け

- ・人権に関する関心・理解の度合いが高い層や学生や企業などを対象に、人権問題についての理解をより深めることを目的に通年で実施
- ・オンライン化により1回当たりの人権シンポジウム参加者数がR1年度と比較して増加したのに対し、対面前提で短期間でのオンライン化が困難な人権教室は、実施回数・参加者数ともに大幅に減少



15

一 人権啓発に関する主な指標の状況（3年前との比較）

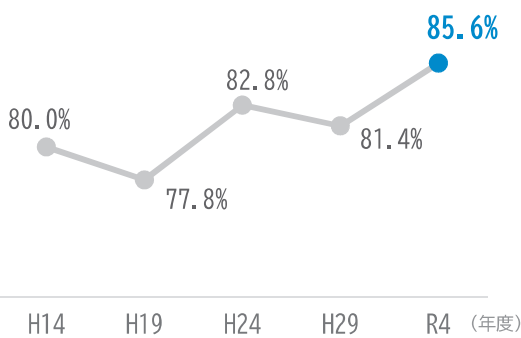
新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面型の活動は大幅に制限
社会活動のオンライン化に合わせ、バナー広告や人権啓発動画やのインターネット配信、人権シンポジウムのオンライン開催など、オンラインでの活動を積極的に推進

	令和4年度の実績	令和元年度との比較		主な要因
		差	増減率	
人権教室 実施回数・参加人数	13,341回 831,383人	△ 3,938回 △ 215,408人	-22.8% -20.6%	人権教室 ・主な活動場所である学校や企業における対面型の活動が大幅に制限されたことが減少の主要因
シンポジウム 1回当たり参加人数	788人	+527人	301.9%	シンポジウム ・オンライン化により1回当たりの参加者が増加。参集方式と比較した場合の理解度、満足度の変化など、継続的に検証
バナー広告 ・インプレッション数 ・クリック数	1,244,718,075回 1,358,600回	+740,842,247回 +422,431回	247.0% 145.1%	動画・ホームページ ・バナー広告の媒体拡大や、動画広告での使用を狙った短時間の人権啓発動画の積極的な制作・広報展開等により、より多くの国民に対し、各コンテンツへの接触機会を確保
ホームページ アクセス数	3,299,931回	+1,242,073回	160.4%	
人権啓発動画 制作数・再生回数	12本 12,310,502回	+11本 +12,294,339回	1,200% 76,164.7%	

16

一 人権啓発活動のアウトカム指標：「基本的人権についての周知度」は**8割超**

基本的人権についての周知度



ここ5～6年の日本における人権侵害に関する認識について、人権侵害が「多くなってきた・どちらかといえば多くなってきた」とした回答者は38.9%であるとともに、人権が侵害されたと思った経験の有無について、「ある」とした回答者は27.8%であり、様々な人権問題がいまだ存在していると認識している。

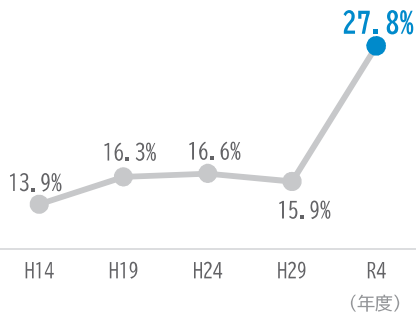
関心がある人権問題については、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害 53.0%」「障害者 50.8%」「子ども 43.1%」「女性 42.5%」「風評に基づく偏見や差別など災害に伴う人権侵害 32.6%」の順に高い割合となった。

従来からの問題に加え、新たな人権問題にも関心が寄せられている。

「人権擁護に関する世論調査」令和4年11月・内閣府
 ※ 調査方法が個別面接聴取法から郵送法に変更されていることに留意

人権侵害の経験

「経験がある」と回答した人の割合



関心のある人権問題

1	インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害	53.0%
2	障害者	50.8%
3	子ども	43.1%
4	女性	42.5%
5	風評に基づく偏見や差別など災害に伴う人権侵害	32.6%
6	高齢者	30.1%
7	HIVや肝炎、新型コロナウイルス感染症などの感染者・医療従事者やその家族	27.1%

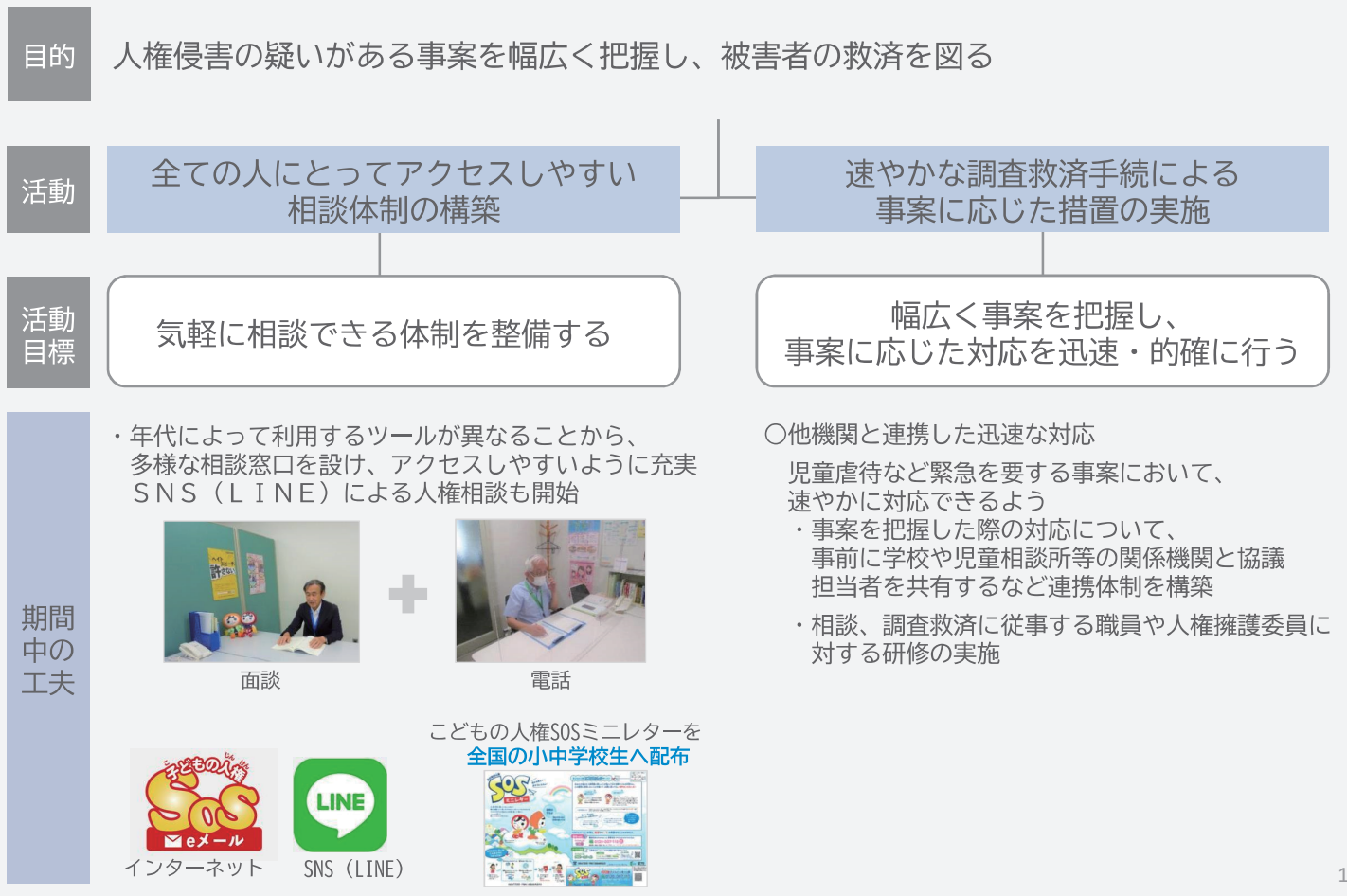
17

4

人権相談・救済活動の状況



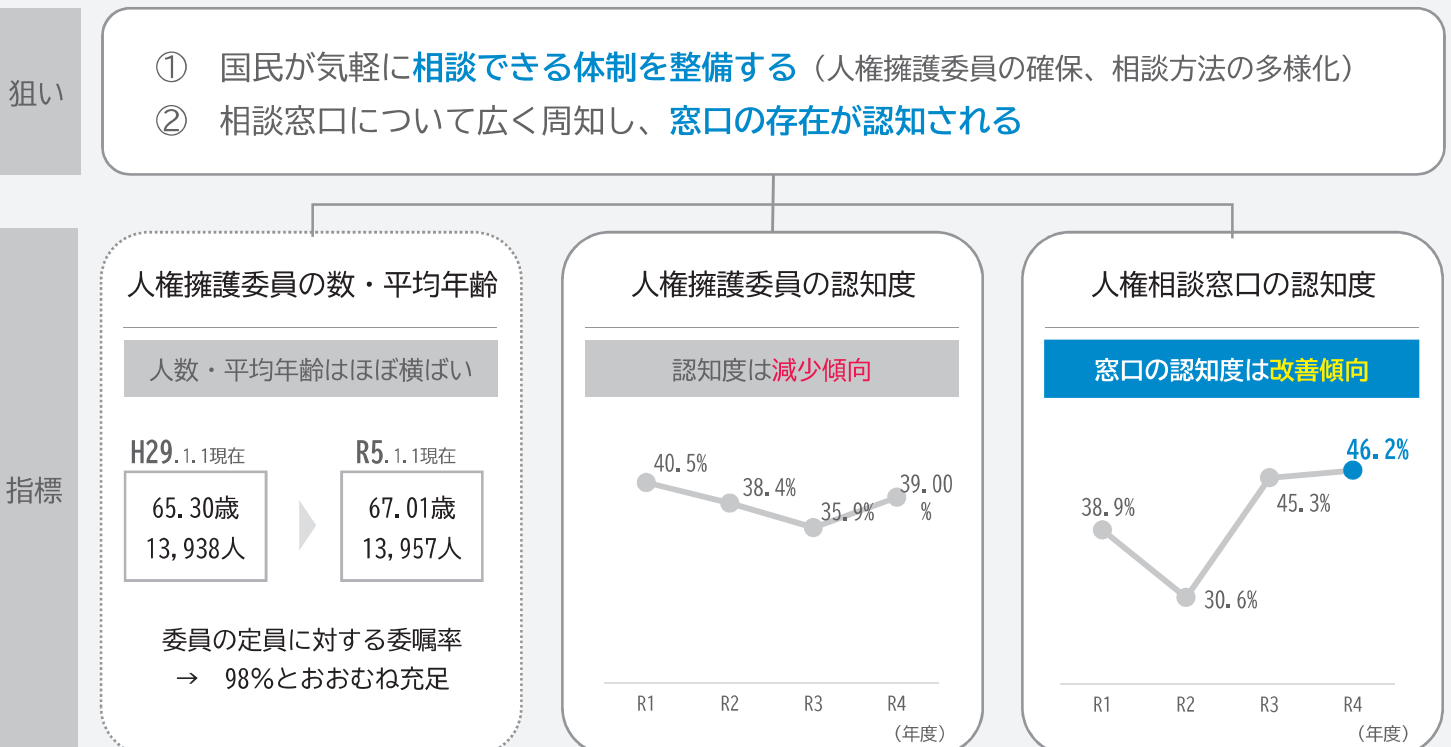
一 人権相談・調査救済活動の目的と取組



19

一 人権相談体制の整備・周知

- ・国民が人権問題について身近に相談できる存在として、人権擁護委員が長年活動委員の定員に対する**委嘱率は98%とおおむね充足している一方、認知度は低下傾向**
- ・若年層におけるコミュニケーション手段が電話や電子メールからSNSへ移行してきたことを踏まえ、SNS (LINE) による人権相談を開始
- ・広報を多様化することにより相談窓口の認知度は上昇傾向



20

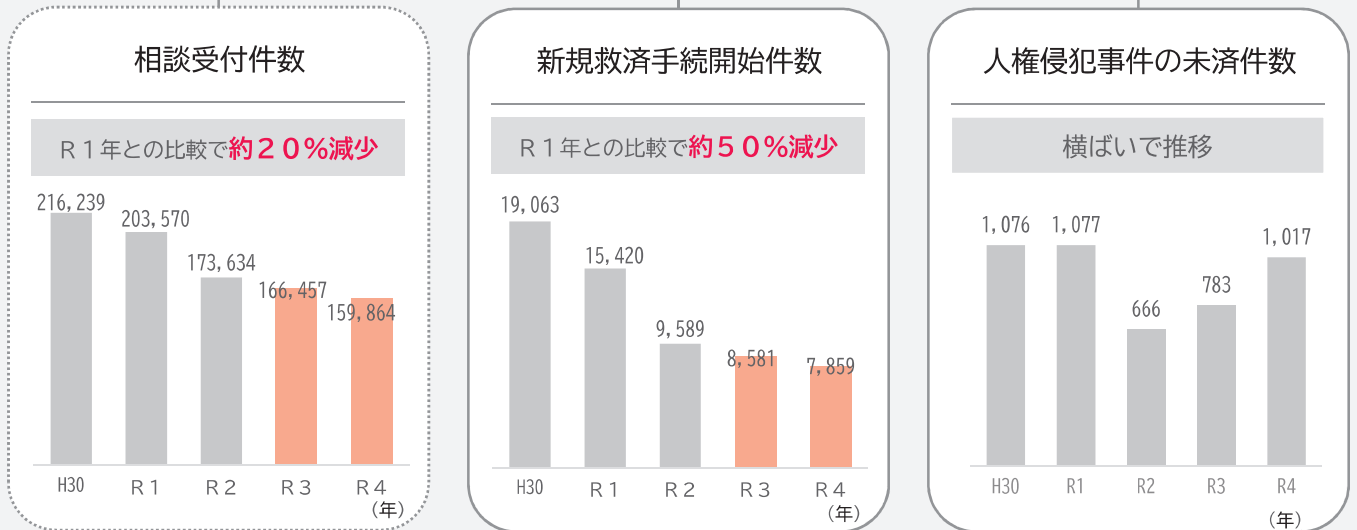
一 調査・救済活動の実施

- ・関連する3つの指標（相談の受付、救済手続の開始、未済件数）のうち、相談の受付及び救済手続開始件数は、いずれも減少傾向
- ・令和2年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、対面での人権擁護活動が制約を受け、**相談受付件数は大幅に減少**

狙い

- ① 人権侵害の疑いのある事案を幅広く把握する
- ② 被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた措置を講じる

指標



21

一 人権相談・救済に関する主な指標の状況（5年前との比較）

令和元年にSNS（LINE）による人権相談を開始するなど、**相談窓口の多様化を推進**
国民の約半数が相談窓口を知っているなど認知度は向上しつつある。

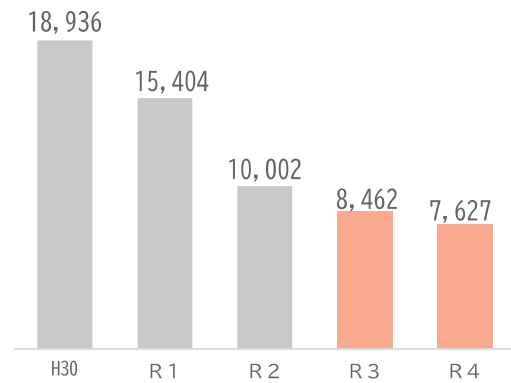
一方、**対面での相談件数の大幅な減少**と合わせて、**新規救済手続開始件数・処理件数ともに減少**

	令和4年の実績	平成29年との比較		主な要因
		差	増減率	
相談窓口の広報 相談窓口の認知度	46.2%	10.1%	28.0%	窓口の広報 従来からのポスター・リーフレットによる広報に加え、インターネット・SNSによる広告に力を入れるなど、相談窓口の周知・広報を多様化
相談の受付 総件数	159,864件	△65,176件	-29.0%	相談受付 ・相談受付機会の多様化、申告しやすい環境を整備。 SNS（LINE）による人権相談を開始。 全国の小中学校の児童生徒に配布している「こどもの人権SOSミニレター」について、図書館や児童館等の学校以外の施設への備付けを進めた。 ・5年前と比較して約30%減少。 主な要因は、令和2年以降、法務局職員や人権擁護委員による面談（対面）での相談件数の大幅な減少によると推察される。
電話	106,705件	△33,223件	-23.7%	救済手続 ・5年前と比較して約60%減少。 相談件数の減少と同様の傾向が認められ、主な要因は対面による相談件数の減少の影響によるものと推察される。 ・一方、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件については、高水準で推移している。
インターネット（メール）	15,668件	7,317件	87.6%	
SNS（LINE）	4,878件	— R1年度から開始	— R1年度から開始	
手紙（年度） （子どもの人権SOSミニレター）	8,710件	△7,295件	-45.6%	
救済手続の開始 新規救済手続開始件数	7,859件	△11,674件	-59.8%	
被害者の救済 人権侵犯事件処理件数	7,627件	△12,095件	-61.3%	

22

一 人権相談・救済活動のアウトカム指標：人権侵犯事件の処理件数は減少

人権侵犯事件の処理件数



救済措置を講じた具体的事例

● インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、電子掲示板に、氏名とともに電話番号が投稿されていると相談があった事案。

法務局が調査した結果、一般に公開されていない被害者の電話番号等が電子掲示板に掲載されていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行い、当該投稿は削除された。（措置：「要請」）

● 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、殴られるなどの暴行を受けており、児童相談所への保護を求めて交番に行きたいと「LINEじんけん相談」に相談があった事案。

法務局は、直ちに、当該生徒の最寄りの警察署及び児童相談所に情報を提供し、対応を依頼。

その結果、当該生徒は、警察に保護された後、児童相談所の施設に入所することとなり、当該生徒の安全を速やかに確保することができた。（措置：「調整」）

人権侵犯事件の処理件数は減少しているが、これは**被害申告の前提となる相談受付件数の減少**（21ページ）が主要因として考えられる。 ※相談受付件数が減少した原因については、後述

一方、未済件数は一定の件数で推移しており、**迅速な調査救済が図られているものと評価**できる。

措置を講じた具体的事例から、

- ・近年、高水準で推移しているインターネット上のプライバシー侵害などの人権侵犯事件について、相談者の意向に応じて、法務省の人権擁護機関で違法性を判断した上で、プロバイダ等に当該情報の削除要請をするなどの対応をしている例
- ・親から子に対する虐待などの緊急性を要する事案について、人権相談を契機として、速やかに学校や児童相談所、警察などの関係機関が連携し、子の安全を確保した例

など、問題を把握・整理した上で、速やかに対応に当たることが求められている。

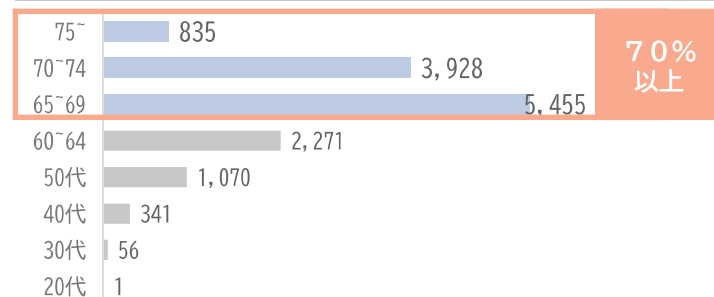
23

一 人権擁護委員活動に関する行政事業レビューにおける有識者意見について

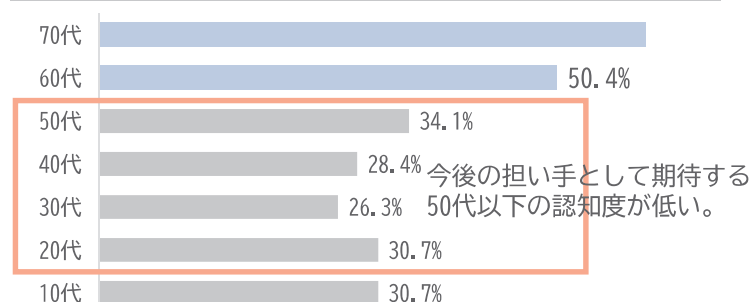
担い手の半数以上が、65歳以上の公務員・教員OBの方であるなど構成に偏り。デジタル化などの社会の変化も踏まえると、**より多様な担い手の確保が課題**

令和4年度に実施された行政事業レビューにおいても、担い手確保に向けた広報の見直しやデジタル化への対応など、事業全体の抜本的な改善を求める意見が出されている。

65歳以上が7割を占める年齢構成



20~50代の現役世代の認知度が低い



行政事業レビューにおける有識者意見

<事業全体の抜本的な改善を図るべき>

- 特にデジタル系の問題は、これまでの自治体ごとの人選は適切ではなく、専門的に対応できる体制が必要。
- 人権擁護委員のなり手が少なく高齢化が進み自治体の人選負担が大きい中、中長期的な制度の見直しも検討すべき。
- デジタル化に対応した情報発信を進めていることは認められるが、市民の側がその存在を知っていて、自らアプローチしないと届かない手段（プル型メディア）に偏っているように思われる。

より広く知識・関心のない層にも届かせるためのメディア活用について検討するべき。

<事業の一部改善を図るべき>

- 認知度が低いことはずっと課題と認識されていながら改善が進んでいない。
まず、どの層の認知度を上げることを優先すべきかを絞った上で、その改善に最も効果的なものは何かを考えるべき。

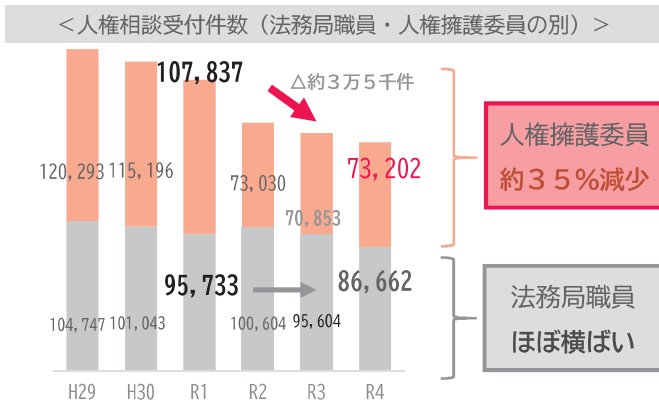
24

一 人権相談・救済活動のアウトカム指標：人権擁護委員の声

人権擁護委員制度は、様々な分野の人々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設された、法務大臣の委嘱による民間のボランティア

地域の実情を踏まえたより身近な人権擁護活動を、全国あまねく展開することを可能にしている。

人権擁護委員による活動が制約された影響は、最終アウトカム（人権侵犯事件の処理件数）の減少に大きく影響している



R4年の人権侵犯事件処理件数は
R1年との比較で約8千件、約50%減少

<人権擁護委員の声>

東京都人権擁護委員連合会の委員10名を対象。
2グループ、各90分間のインタビューを評価部局で実施。

○ 人権擁護委員の役割（やりがい）について

- ・何かあったときに地域の人から連絡してもらえるよう、様々な地域の活動に顔を出すなど日頃の関係づくりを大切にしている。
- ・できることを意識しつつ、とにかく相手の話に耳を傾けることが大切。他の窓口で対応されなかった相談にも対応する**最後の砦**。

○ SNSやインターネットの活用について

- ・説明会など一方的に情報伝達するものは、オンライン形式が適している。
- ・人権教室など双方向のやり取りを前提とした活動は、表情など相手の状況が分からず、やりづらさを感じた。
- ・インターネット検索が当たり前になっている現状において、**LINE**などアクセスしやすい方法を更に活用していく必要。

○ 今後の活動に必要なこと

- ・ボランティア活動である以上、「楽しい」と思える環境作りが必要。
- ・人権擁護委員にも、それぞれ得意・不得意な活動分野・対象があるため、それらをお互いに理解し合った上で活動できる機会があると良い。
- ・地域の優良事例や困りごとなどを共有したり、**知る機会**がほしい。

○ 担い手の確保について

- ・相手の話を聞く姿勢を持つ人であれば、特別な資格や能力は不要。
- ・人権擁護委員そのものの認知度は低いが、若い世代を中心に人権というテーマへの関心の高さを感じている。大学生など若い世代も活動に参加できる機会や40～50代をターゲットにした広報が必要ではないか。

地域の幅広い情報を収集し、対応するという人権擁護委員が有する力が改めて明らかに

25

5

今後の方向性

26

一 今後の方向性

国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じた人権啓発活動

○効果的・効率的な活動内容・手法のデザイン

○近時の生活様式に合わせた啓発活動

- 現状、人権啓発活動として、対象者の年齢や関心に合わせた内容で、様々な場を通じた活動を行っているところ、シンポジウムや人権教室等の参加者数は増加傾向にあり、人権に関する関心・理解度を高める上で一定の効果を得ることができているため、引き続き活動を継続する。
- また、コロナ禍により従来型の活動が制限されたことや社会活動のオンライン化を踏まえ、人権シンポジウムをオンラインで開催することとしたところ、参加者数が大幅に増加するなどの効果を得られたため、他の啓発活動においてもICTの積極的な活用を検討するなど、近時の生活様式に合わせて活動の在り方を工夫し柔軟に対応する。
- 上記に加え、より効果的・効率的な活動内容を検討する。例えば、これまでの実績や参加者からの意見等を踏まえて、更に改善できる部分や効率化できる部分がないか検討する。特に、人権シンポジウムなどのオンラインでの実施を取り入れた取組については、参集方式と比較した場合の理解度、満足度の変化等を検証し、必要に応じて活動内容の見直しを行う。

人権相談・調査救済体制の整備

○相談方法の多様化

○相談窓口の周知・広報の工夫

○人権相談・調査救済事務を担う人権擁護委員の確保・支援

- 現状、人権相談・人権侵犯事件の調査救済活動として、多様な窓口で相談を受け付け、それらの相談等を通じ、人権侵害の疑いのある事案については、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行しているところ、これらの取組を継続する。
- 上記に加え、より効果的な相談窓口の周知・広報を検討する。
例えば、相談窓口の認知度を上げるために、広報する媒体やタイミングを工夫することや、相談することへの心理的ハードルを下げするために、広報で使用しているメッセージの表現を工夫することが考えられる。
- 現状、相談窓口に関するポスター・リーフレットやインターネット広告等の多様な手段を通じて相談窓口の周知・広報活動を行っており、これまでも効果的な広報活動、又は相談しやすいメッセージの表現となるように検討し、実施してきたところであるが、前年度の実施結果等を踏まえて、より効果的な周知・広報となるよう更なる見直しを行っていく。
- 幅広い年齢層かつ専門的知見を有する人権擁護委員の人材確保に向けた取組として、若年層における人権擁護委員の認知度を上げるために、インフルエンサーを活用した周知・広報を実施するとともに、士業者団体に対して委員適任者に関する人材情報の提供を依頼する。

破壊的団体及び無差別大量殺人行為を
行った団体の規制に関する調査等

令和5年度法務省政策評価書 令和5年度実施庁の評価書

～令和元年度から4年度までの活動状況と今後の方向性～

令和5年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：公安調査庁

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 公安調査庁について
 - － ミッション
 - － 組織・予算
 - － 公共の安全を脅かす内外の情勢
 - － 活動の全体像と目的
- 3 情報収集・分析・発信等の状況
- 4 団体規制の状況
- 5 今後の方向性

1

評価の概要

3

	団体規制	情報収集・分析、情報貢献・発信
全体アウトカム 定性指標が設定されているため、代表的な事象を記載	破壊的団体等の活動状況を明らかにする いわゆるオウム真理教に対する観察処分の実施	国民等に安全確保に向けた行動を促す 企業において懸念国へのデータ流出が疑われる事案を発見
<hr/>		
1 経済安全保障に対する企業・大学等意識の高まりや、相談窓口の設置により講演など 企業等へ情報発信を行う機会が増加		
2 いわゆるオウム真理教に対して 団体規制法に基づく観察処分の期間の更新を請求（令和2年10月） （令和3年1月、公安審査委員会が決定）		

情報の収集分析

- ・経済安全保障やサイバー空間における脅威に関する調査分析等を行う専門部署を設置。部門間が連携して調査分析を行うなど、組織としてのインテリジェンス機能を強化。
- ・職員体制や基盤整備により国際テロ、我が国周辺国情勢、国内諸団体の動向等の情報収集・分析能力を強化

情報貢献 情報発信

- ・企業等への講演件数は増加傾向。
- ・技術等の流出防止には、官公庁のみならず企業・大学等においても懸念動向を把握し、対応することが必要なことから、企業・大学等との相談・連絡窓口を設置。

団体規制

- ・団体規制法に基づく観察処分を適切に実施。
- ・いわゆるオウム真理教に関する調査や調査結果の提供、地域住民との意見交換会の実施により、地域住民の恐怖感や不安感の解消・緩和に貢献。

4

2

公安調査庁について

5

一 ミッション

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。

これらの活動により、公共の安全の確保を図る。

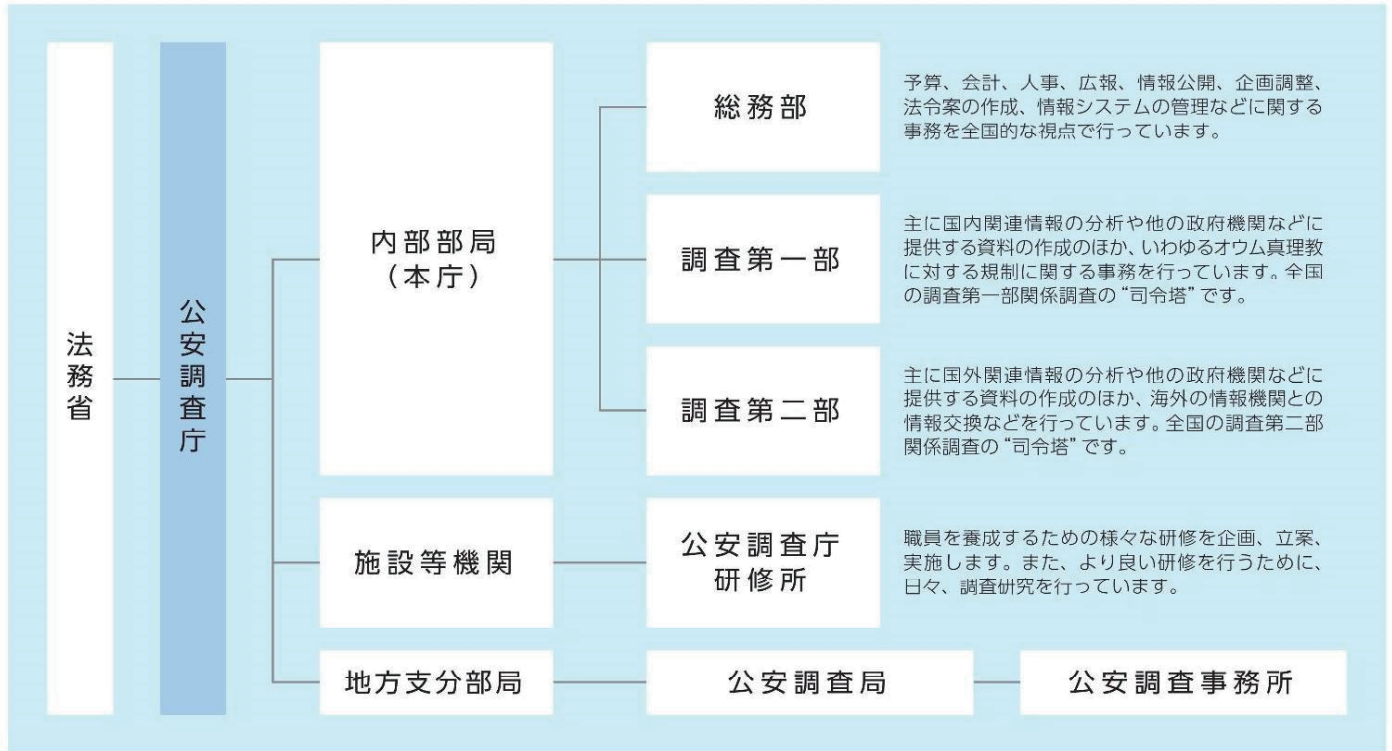


根拠法令：公安調査庁設置法

公安調査庁は、破壊活動防止法（中略）の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（中略）の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、**公共の安全の確保を図ることを任務**とする。（第3条）

6

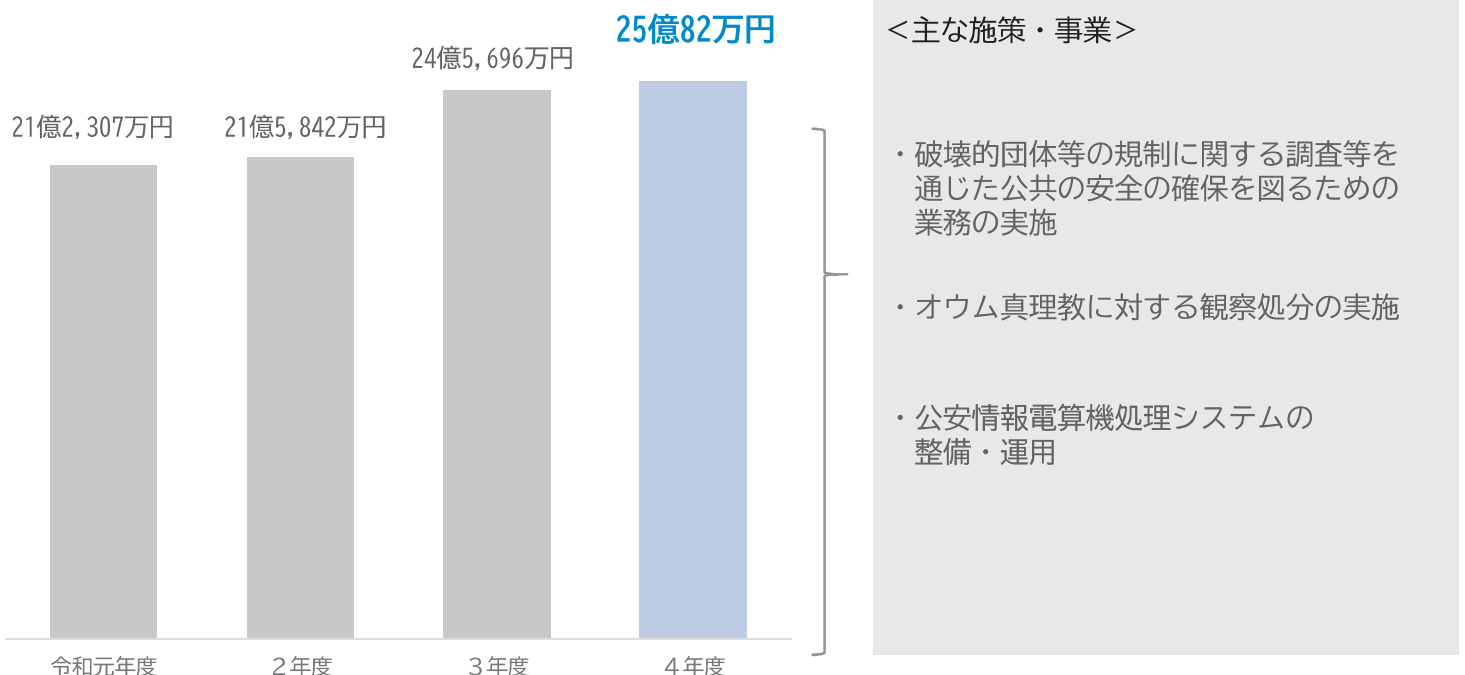
一 組織



7

一 予算

破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等に要する経費として、毎年度21億～25億円前後の予算が措置されている。



※ デジタル庁に計上されている予算を含む。

8

一 公安調査庁の業務

情報収集・分析

我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の諸動向について幅広く情報を収集・分析

経済安全保障に関する情勢、国際テロリズムや北朝鮮・中国・ロシア等の周辺諸国を始めとする諸外国の情勢、国内諸団体の動向など

情報貢献

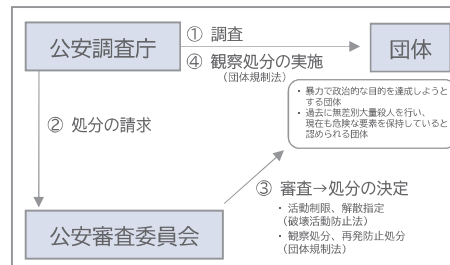
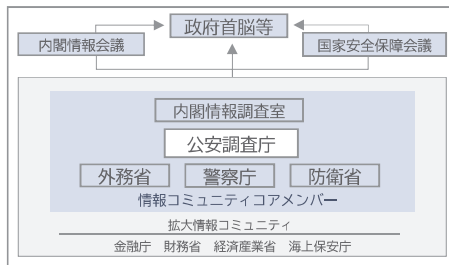
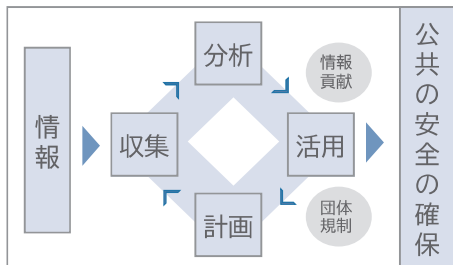
我が国の情報関係機関で構成される情報コミュニティのコアメンバーとして、官邸や内閣官房を始めとする関係機関へ情報提供

情報提供を通じ、政府の政策決定やテロの未然防止等に貢献することで、公共の安全への脅威に対する抑止力として機能

団体規制

規制の必要があると認められる団体には、公安審査委員会に対し、その団体の活動制限や解散指定、観察処分や再発防止処分を請求

観察処分に付された団体に対しては、当該団体の活動状況を明らかにするために、報告徴取や団体施設への立入検査等の規制措置を実施



9

一 情報収集・分析をめぐる現状①

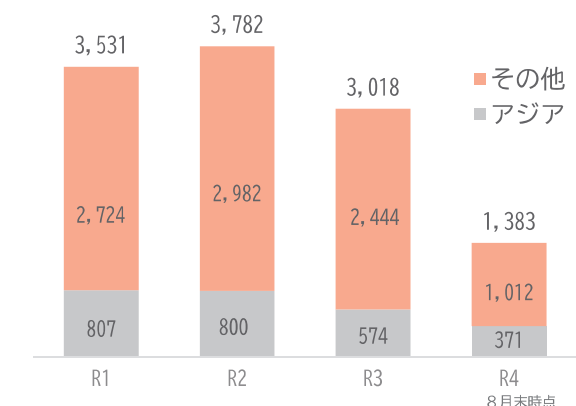
我が国の経済安全保障をめぐる動向やサイバー空間における動向、国際テロ、我が国周辺情勢など、我が国を取り巻く内外の情勢は日々めまぐるしく変化。

国際テロの脅威

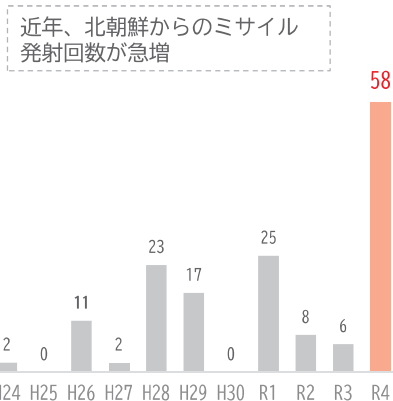
- ISIL等の国際テロ組織がテロの対象国として日本を名指し
- 邦人が海外でテロの被害に遭う事案の発生
- 大規模国際イベントに対するテロへの警戒
G7広島サミット、令和5年／大阪・関西万博、令和7年

領土・海洋権益等をめぐる周辺国への懸念

- 北朝鮮は日本の安全保障環境に脅威を及ぼす多様なミサイルを急速に開発
- 中国及びロシアは、軍事演習や航空機・艦船の飛行・航行など、我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす活動を活発化



■世界のテロ発生件数



■北朝鮮による弾道ミサイル発射回数

防衛省発表に基づき当庁作成



(出所：中韓「海上聯合-2022」演習開幕式挙行
—中華人民共和国国防部)

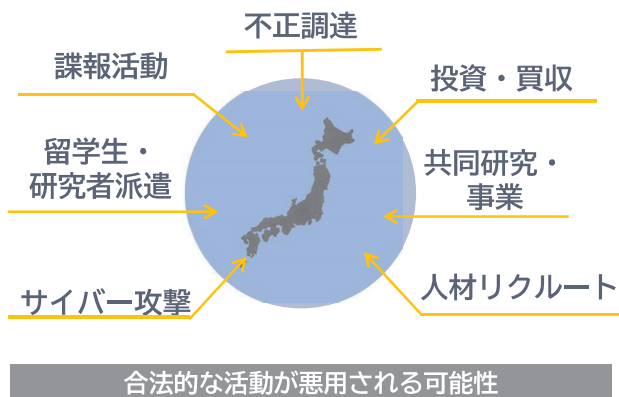
一 情報収集・分析をめぐる現状②

我が国の経済安全保障をめぐる動向やサイバー空間における動向、国際テロ、我が国周辺情勢など、我が国を取り巻く内外の情勢は日々めまぐるしく変化

経済活動を利用した安全保障に影響を与える動向

- ・技術・データ等の流出の懸念事例
- ・重要施設や離島における懸念国の不動産取得事例
- ・懸念国による経済活動を通じた影響力行使動向

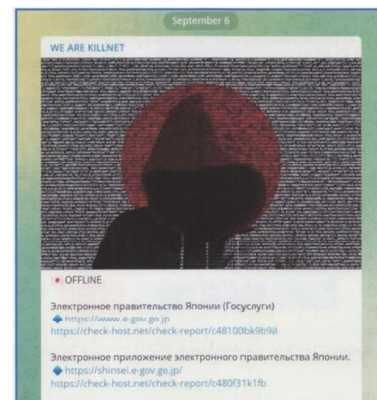
<想定される流出経路>



重要情報を狙ったサイバー攻撃

- ・機密情報の窃取、金銭獲得等を狙ったサイバー攻撃の常態化
- ・国家のサイバー戦能力の強化

我が国行政情報ポータルサイトなどで、一時的に閲覧障害が発生。ロシアを支持し、「Killnet」を名のるハッカー集団が犯行を自認



11

一 破壊的団体等をめぐる現状

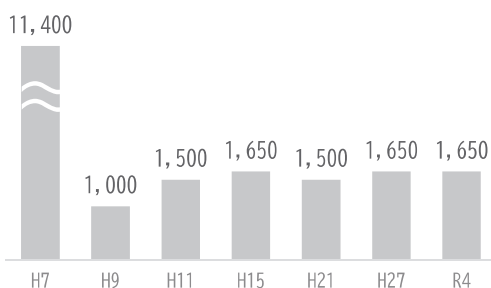
我が国には、いわゆるオウム真理教や過激派、右翼等の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある団体が数多く存在

いわゆるオウム真理教

- ・麻原彰晃こと松本智津夫らの死刑執行後も、麻原の影響下にある実態に変化が見られず、危険な組織体質を堅持

<変わらない危険な組織体質>

- ・主流派：「Aleph」／「山田らの集団」
麻原の死刑執行後も、麻原に対する“絶対的帰依”を堅持
- ・上祐派：「ひかりの輪」
“麻原隠し”を徹底し、観察処分を免れるための取組を推進



■国内構成員の推移

過激派・右翼団体

公共の安全に影響を及ぼすおそれのある団体が数多く存在

<過激派>

暴力革命による共産主義社会の実現を目指し、政府の重要政策に対する抗議活動を実施するなどして政府の「打倒」を訴えている

<右翼団体>

近隣諸国との領土・歴史認識問題等を捉えた抗議活動を展開し、この中で不法事案を引き起こしている



岸田政権の「打倒」を訴える中核派



中国批判を行う右翼団体

12

3

情報収集・分析 情報貢献・発信の状況

13

一 情報収集・分析、発信の目的と取組

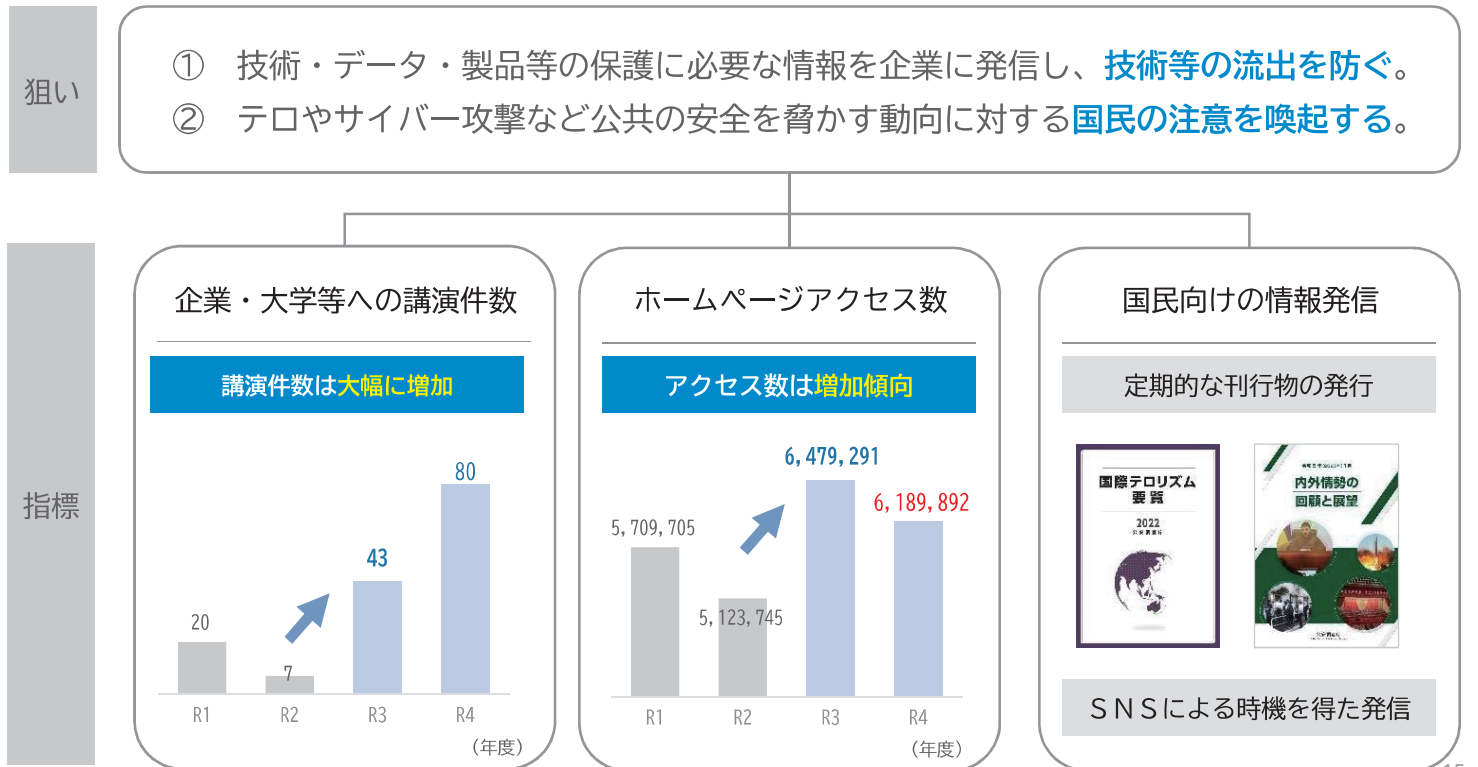
目的	<ul style="list-style-type: none">・ 収集・分析した情報が関係機関における政策立案・法執行に活用され、被害発生の防止に貢献する。・ 発信した情報に基づき、国民・企業等が安全確保に向けた行動をとる。
活動	先端技術等を標的とした懸念動向やサイバー攻撃・国際テロに関する不穏動向等を早期に把握・分析し、関係機関や国民等に提供する。
活動目標	<div data-bbox="209 1532 786 1653">不穏動向等を早期に把握・分析する</div> <div data-bbox="895 1532 1506 1653">国民・企業等に発信し、保護に向けた取組を促進する</div>
期間中の工夫	<div data-bbox="209 1675 786 1877"><p><インテリジェンス機能を強化></p><ul style="list-style-type: none">・ 経済安全保障やサイバー空間における脅威に関する調査分析等を行う専門部署を設置。・ 部門間の連携強化や研修の充実を通じて職員の情報収集・分析能力を向上。</div> <div data-bbox="209 1883 539 2107"></div> <div data-bbox="225 2114 357 2141"><p>研修施設の様子</p></div> <div data-bbox="544 1883 879 2107"></div> <div data-bbox="895 1675 1506 1877"><p><官民連携の強化></p><ul style="list-style-type: none">・ 企業・大学・経済団体からの相談窓口を設置するなど、連携体制を構築・ 技術・データ・製品等を標的とした懸念動向など経済安全保障に資する情報を発信<p>< SNS等を活用した国民への注意喚起 ></p></div> <div data-bbox="1023 1883 1358 2107"></div> <div data-bbox="1038 2114 1337 2141"><p>経済安全保障シンポジウム (R4.6)</p></div>

14

一 情報収集・分析、発信の状況

令和4年5月の経済安全保障推進法の成立や同年9月の重要土地等調査法の全面施行などを受け、企業・大学等における認識が変化（意識が向上）

企業・大学等からの講演依頼や問合せが大幅に増加するなど、機微な技術・データ・製品等の獲得に向けた懸念国の活動に関する情報のニーズが高まっている。



一 情報発信のアウトカム：安全確保に向けた行動を国民や企業等に促す（指標の代替事例）

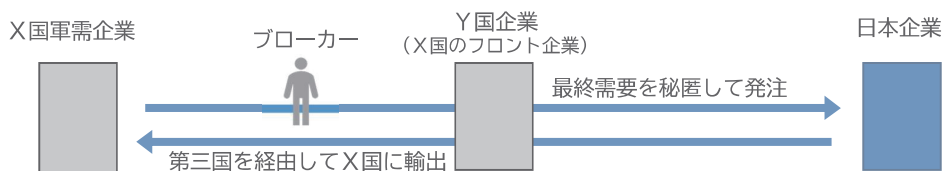
技術・データ・製品等の流出防止には、官公庁のみならず企業・大学等においても懸念動向を把握し、対応することが必要なことから、企業・大学等との相談・連絡窓口を設置するなど連携を強化。

- ある我が国企業が、公安調査庁から知見の共有を受けた後、自社の取引を見直し、懸念国へのデータ等の流出が疑われる事案を発見するなどの事例を確認。
- **講演に参加した企業等から、「役員や関係部門の経済安全保障に対する感度が高まった」、「今後、不審な案件があった場合は相談したい」等の声多数。**

<企業等向けに紹介した実際の事案（例）>

不正調達

2021年、我が国機械製造会社社長を、軍用ドローンに転用可能な高性能モーターを無許可で中国企業に輸出しようとしたとして、外為法違反（無許可輸出未遂）の容疑で検察官送致。



諜報活動

2020年、我が国通信会社元社員Cを、同社のサーバーにアクセスして不正にデータを取得したとして、不正競争防止法違反の容疑で逮捕。Cは、在日ロシア通商代表部元代表代理と面談を重ねる中で、同人の要求に応じるようになり、最終的に不正取得に至った模様。



4

団体規制の状況

17

一 団体規制の目的と取組

目的

公共の安全を脅かす活動の未然防止に貢献する

活動

いわゆるオウム真理教に対する
観察処分を行う

いわゆるオウム真理教に関する調査結果の
提供及び地域住民との意見交換会の実施

活動
目標

- ・いわゆるオウム真理教などの破壊的団体等の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止する
- ・テロ等の暴力主義的破壊活動に対する国民の恐怖感や不安感が解消、緩和される

期間
中の
工夫

<コロナ禍における観察処分の実施>

・団体規制法に基づく観察処分の期間更新の決定（令和3年1月）を受け、引き続き、団体の活動状況を明らかにするため、必要な調査や立入検査を適正かつ厳格に実施。

・構成員は、立入検査の際、新型コロナウイルスの感染拡大を理由として検査官の入室や検査行為に抵抗したものの、当庁は、感染対策に万全を期した上で、立入検査を適正かつ厳格に実施し、団体が麻原の影響下にある実態等を確認。

立入検査に際し、いわゆるオウム真理教の構成員は、検査官の質問に対して無視したり、真摯に回答しなかったりするなど、従前から非協力姿勢を維持。



立入検査で確認した祭壇



立入検査の様子

18

一 団体規制

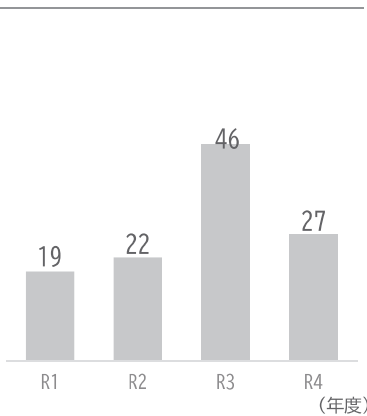
麻原の死刑執行後も、麻原の影響下にある実態に変化は見られない上、閉鎖的・欺まんの体質を保持していることから、**令和2年10月に団体規制法に基づく観察処分の期間の更新を請求**（令和3年1月、公安審査委員会が決定）。

狙い

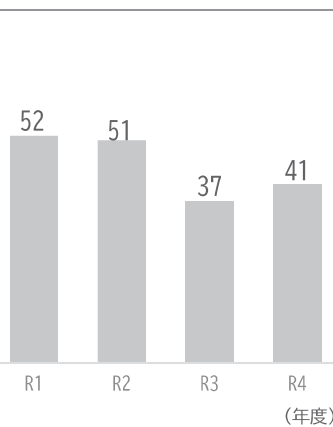
- ① いわゆるオウム真理教などの破壊的団体等の活動状況を把握し、明らかにする
- ② 地域住民を始めとする国民の恐怖感や不安感を解消・緩和する

指標

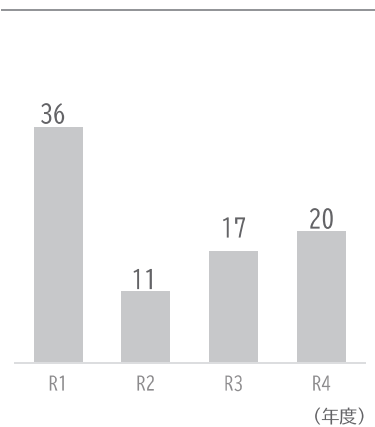
団体施設への立入検査回数



地方公共団体への調査結果提供件数



地域住民との意見交換会の実施回数



19

一 団体規制のアウトカム：いわゆるオウム真理教などの破壊的団体等の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止する

<全体概要>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会活動の制限による影響を受け、地域住民との意見交換会の実施回数は減少していたが、令和3年度以降徐々に再開。

いわゆるオウム真理教においては、麻原の影響下にある実態に変化は見られず、危険な組織体質を堅持しているほか、観察処分への抵抗を強めていることなどから、**住民からは不安感や恐怖感などを訴える声が寄せられている。**

一方、地域住民の声から、意見交換会の実施などにより、**住民の不安軽減はもとより、当庁の業務に対する理解増進や住民と当庁の協力関係の構築にもつながっている**ことが伺える。

地域住民の声

- 「Aleph」がサリン等を製造しているのではないかと不安。引き続き立入検査を実施し、監視してほしい。
- 政府には、規制を緩めることなく、オウム真理教が再び危険な行為に及ばないようにしっかりと監視を続けてほしい。
- 昼夜を問わず教団施設からお経のようなものが聞こえ、静かにしてほしいと思う。
- 公安調査庁が「ひかりの輪」を監視しているので安心。

観察処分への抵抗を強める団体

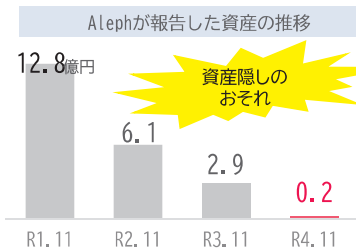
構成員は、立入検査に際し、検査官の質問に対して無視したり、不誠実な対応をしたりするなど、従前から非協力姿勢。

また、「Aleph」は、報告すべき事項の一部を報告せず、特に、**実質的に経営する複数の収益事業の資産等を報告しなくなった**ことで、報告した資産は約13億円から約2,000万円にまで減少。

→ こうした状況等を受けて、令和5年1月、再発防止処分を請求（同年3月に同処分の決定）。



立入検査で確認した祭壇



関係地方公共団体からの要望

オウム真理教対策関係市区町連絡会（26の地方公共団体が加盟）は、令和4年12月、法務大臣、公安調査庁長官に対し、団体の活動に対する規制の強化、活動停止・解散に向けて適切な措置を講ずることを要望。



公安調査庁長官へ要望書を手交

20

5

今後の方向性

21

いわゆるオウム真理教の危険な組織体質の堅持及び国民の恐怖感・不安感の持続

- いわゆるオウム真理教は、麻原らの死刑執行後も、麻原の影響下にある実態に変化は見られず、危険な組織体質を堅持しているため、団体に対する観察処分の実施を継続することが必要であり、令和6年1月末に満了となる同処分の期間更新請求に向けた準備等を着実に推進する。
- 「Aleph」が団体規制法で定められる報告すべき事項の一部を報告していないなどの状況により、危険性の程度を把握することが困難になっていることから、公安調査庁は、令和5年1月に再発防止処分の請求を実施。
同年3月に公安審査委員会が同処分の決定（※）をしたことから、公安調査庁は、警察当局とも連携を図りながら、再発防止処分の実効性を確保していく。
- いわゆるオウム真理教に対する必要な調査及び観察処分の適正かつ厳格な実施等により、団体の組織及び活動の実態を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、調査結果の関係地方公共団体への提供や地域住民との意見交換会の開催等により、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。

※ 同決定により、「Aleph」は、6か月間、当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部を使用することが禁止され、また、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることが禁止される。

情報の収集・分析に係る体制整備及び情報の発信・提供方法

我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の諸動向について幅広く情報を収集・分析し、これを政府関係機関に適時・適切に提供するほか、国民・企業等への情報の発信を推進する。

22

【令和5年度事後評価実施結果報告書】

事業評価方式

令和5年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和5年8月

担当部局名： 法務省法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（詐欺に関する研究）	政策体系上の位置付け
		法務に関する調査研究 (I-3-(1))
事 業 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
評 価 方 式	事業評価方式	
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>本研究は、判決段階以降における詐欺事犯者の実態及び処分状況等を明らかにし、処遇上の課題や今後の再犯防止策等を探るための基礎的調査とすることを目的として実施したものであるところ、本研究の成果や上記目的の達成度合いを把握するため、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。</p> <p>評価の結果の概要は、以下のとおり、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計点は70点中70点であり、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価された。</p> <p>1 必要性</p> <p>本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。詐欺の検挙人員は、刑法犯全体の検挙人員が近年大幅に減少する中で、増加傾向にあり、かつ、依然として特殊詐欺による深刻な被害が生じているところ、本研究は、特殊詐欺事犯者に重点を置いて詐欺事犯者の実態を明らかにし、その処遇の充実強化を図るなど、再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。</p> <p>また、これまで詐欺の実態や詐欺事犯者の処遇状況等について、刑事司法手続の各段階において実証的に明らかにした研究がなかったところ、このような調査研究を実施するためには、多様なデータを包括的に収集し、精緻に分析することが必要となるため、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。</p> <p>2 効率性</p> <p>特別調査の対象は、一定期間において、詐欺事犯により懲役刑の有罪判決を受けた者とし、判決書その他の記録から実態を明らかにし、被害が深刻な特殊詐欺など、効果的な対策を要する類型に更に絞り込んで、その処遇状況も含め調査研究を深めていくものであり、十分な対象者数を確保できた。したがって、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし非常に適切なものとなった。</p> <p>また、本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、詐欺事犯者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、判決書その他の公的な記録に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行ったことから、非常に適切な実施体制・手法であった。</p> <p>さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しなかったことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。</p> <p>3 有効性</p> <p>本研究の研究成果は、令和3年版犯罪白書（特集—詐欺事犯者の実態と処遇）及び研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」として公刊され、法務省ホームページ上</p>	

でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても実務家以外の研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。

また、本研究は、詐欺及び詐欺事犯者の実態を明らかにするとともに、特殊詐欺事犯者の特徴や処遇の現状にも焦点を当てた整理・考察をしたものであって、その処遇の在り方や特殊詐欺組織への人材供給の根を断つための広報活動の在り方等を含めた提言を行うなど、過去に例のない研究であった。これらの点を踏まえると、本研究は、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や地方自治体における特殊詐欺撲滅のための政策立案や、大学等の研究機関における多様な詐欺事犯の更なる実態解明に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	第3-3-(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
	再犯防止推進計画	平成29年12月15日（閣議決定）	第5-1-(2)-②特性に応じた指導等の充実
	オレオレ詐欺等対策プラン	令和元年6月25日（犯罪対策閣僚会議決定）	④再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究
	第二次再犯防止推進計画	令和5年3月17日（閣議決定）	第4-1-(2)-②特性に応じた指導等の充実
	SNSで実行役を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン	令和5年3月17日（犯罪対策閣僚会議）	第7-1-(2)-②-イ再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用

令和5年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省)				
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (詐欺に関する研究)					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	8,464	5,084	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	/
		合計(a+b+c)	8,464	5,084	—	
執行額(千円)		8,464	5,084	—		
政策評価実施時期	令和5年9月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)^{*1}では、再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施することが、重点施策として掲げられている。また、「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)^{*2}では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等の取組として、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進することとされている。

ところで、平成28年の刑法犯全体の認知件数は、ピーク時の14年の約3分の1まで減少している一方、詐欺の認知件数は、同期間において17.2%の減少にとどまり、24年からは増加傾向にある。検挙人員についても、刑法犯全体ではピーク時の16年から約4割減少しているのに対し、詐欺は、わずか7.8%の減少にとどまり、近年はおおむね横ばいで推移している。そのため、刑法犯検挙人員全体に占める詐欺の割合も、過去最低の13年の0.7%から28年の4.6%へと大幅に上昇している。また、28年の少年の刑法犯検挙人員は、最近10年間で約3分の1まで減少している一方、詐欺は、同期間において31.4%の減少にとどまり、少年による刑法犯全体の検挙人員に占める詐欺の割合も19年の0.9%から28年の1.9%へと2倍に上昇している。入所受刑者全体の人員に占める詐欺の割合についても、19年の7.6%から28年の9.7%へと上昇している。

加えて、詐欺では、平成28年における検挙人員のうち有前科者の割合が約4割を占め、同一罪名前科5犯以上である者の割合も窃盗(2.7%)に次いで高い(2.5%)。また、暴力団構成員等が約2割を占めるなど、犯罪者の特性に応じた、より細やかな再犯防止施策を検討する必要性も高い。

さらに、特殊詐欺の認知件数は、詐欺事犯全体と同様に増加傾向にあるほか、平成28年における被害額も400億円近くに上り、高齢者を中心に深刻な被害を生じさせている。

このような状況の下、詐欺については、警察において手口別に認知件数、検挙件数及び検挙人員が集計されているところ、その手口分類(売付、借用、不動産利用等)による統計資料や、近年別枠組みで集計されている特殊詐欺事犯(及びその態様内訳)の関連資料等を活用することによる分析にも限界がある。また、態様別検挙人員の年齢その

他の実態が不明であることは勿論、検察以降の各過程における態様別統計が存在しないため、多様な詐欺事犯が、どのような刑事処分（又は保護処分）を受けているのか十分に把握できていない。

そこで、法務総合研究所として初めての詐欺事犯の基礎研究を実施し、主として成人に対する刑事司法手続の中での詐欺事犯者の実態を把握し、諸外国における実情も可能な範囲で踏まえつつ、その効果的な処遇の在り方等の検討に資するものとする。

（２）目的・目標

判決段階以降における詐欺事犯者の実態及び処分状況等を明らかにし、処遇上の課題や今後の再犯防止策等を探るための基礎的調査をすることを目的とする。

（３）具体的内容

ア 研究期間

令和元年度から２年度までの２か年

イ 研究内容

（ア）詐欺事犯の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計、犯罪被害実態調査結果等を用いて、詐欺事犯の実態（認知件数、詐欺事犯の態様、被害者と被疑者の関係、共犯関係、詐欺事犯者の属性等）及び詐欺事犯者の施設内及び社会内処遇の状況等を取りまとめる。

（イ）詐欺事犯と詐欺事犯者の実態調査

一定期間において、詐欺事犯により懲役刑の有罪判決を受けた者（執行猶予の有無を問わない。）を調査対象とし、判決書その他の記録から、犯行時期、犯行の態様、被害者像、被害金品（額）等の詐欺事犯の概要や詐欺事犯者の実態（年齢等の属性、生活環境、宣告刑、共犯事件における役割等）を調査する。また、可能であれば、関係記録から共通して読み取れる項目によって詐欺事犯者の類型化を図り、被害が深刻な特殊詐欺や発生件数の多い類型の詐欺など、効果的な対策を要する類型に焦点を絞って、その特徴を更に明らかにする。

（ウ）詐欺事犯者の再犯状況等の調査

一定期間において、詐欺事犯により懲役刑以上の有罪判決を受けた者について、上記の効果的な対策を要する類型を中心に再犯の実態を調査し、明らかにする。

（エ）成果物の取りまとめ

上記（ア）から（ウ）を総合して、詐欺事犯及び詐欺事犯者に対する処遇の実態等を明らかにし、詐欺事犯の抑止や詐欺事犯者の再犯防止等に関する課題と展望を取りまとめて、犯罪白書等として発刊する。

ウ 検証を行う時期

本研究を終了した時点から、２年経過後に実施する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成30年４月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第４の１に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

（１）必要性

本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。詐欺の検挙人員は、刑法犯全体の検挙人員が近年大幅に減少する中で、増加傾向にあり、かつ、深刻な被害を生じているところ、本研究は、詐欺事犯者の実態を明らかにし、その処遇の充実強化を図るなど、再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。

現時点では、詐欺の実態や詐欺事犯者の処遇状況等について、刑事司法手続の各段階において実証的に明らかにした研究がないところ、このような調査研究を実施するため

には、多様なデータを包括的に収集し、精緻に分析することが必要となるため、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難である。したがって、他の研究機関では代替する研究を実施することは著しく困難である。

詐欺については、その手口が多様であり、詐欺事犯者もそれぞれ異なった特性等を有するため、再犯防止対策上、特に重点を置くべき類型等を明らかにし、効果的な再犯防止対策を講ずる必要がある。特に、詐欺の中でも、深刻な被害を生じている特殊詐欺事犯者の実態を明らかにし、同事犯者に対する再犯防止策の充実強化が急務である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目については、30点中30点であった。

(2) 効率性

調査の対象は、一定期間において、詐欺事犯により懲役刑の有罪判決を受けた者とし、判決書その他の記録から実態を明らかにし、被害が深刻な特殊詐欺など、効果的な対策を要する類型に更に絞り込んで、その処遇状況も含め調査研究を深めていくものであり、十分な対象者数を確保する予定である。したがって、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし非常に適切なものとなる見込みである。

本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、詐欺事犯者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、判決書その他の公的な記録に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、適切な実施体制、手法であると見込まれる。

研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであることを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも合理的と見込まれる。研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目については、30点中30点であった。

(3) 有効性

本研究は、詐欺及び詐欺事犯者の実態を明らかにするとともに、その処遇等の現状や課題を整理し、再犯防止対策の在り方等を考察するものであって、過去に例のない研究であることを踏まえると、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、多様な詐欺事犯の更なる実態解明や抑止策等の検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目については、10点中10点であった。

(4) 総合的評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和5年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者8名、法務省の他部局4名計12名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する（評価基準は別紙1のとおり）。

5. 事後評価の内容

本研究について、令和5年4月27日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究においては、「再犯防止に向けた総合対策」や「再犯防止推進計画」を踏まえ、

公的統計を使用して詐欺事犯及び特殊詐欺事犯を巡る情勢を分析しつつ、判決書に基づく調査（詐欺事犯者調査）及び刑事確定記録等を用いた調査（特殊詐欺事犯者調査）からなる特別調査を実施したほか、科学警察研究所と共同して実施した詐欺・窃盗初入者に対する質問紙調査（詐欺・窃盗初入者調査）の結果を分析した。分析に当たっては、詐欺事犯者の中でも、とりわけ特殊詐欺事犯者の特徴等に重点を置き、以下の知見を得た。

ア 詐欺及び特殊詐欺事犯を巡る情勢

（ア）詐欺を巡る情勢

刑法犯の認知件数が平成14年をピークに減少の一途をたどっているのに対し、詐欺の認知件数は、15年から大きく増加し、17年に約8万6,000件に達した後、減少と増加を繰り返したものの、近年も3万件を超える水準を維持している。詐欺の認知件数は、刑法犯認知件数全体やその7割近くを占める窃盗とは異なる動きを示しており、後述する特殊詐欺の認知件数の動きと似通っている。詐欺の認知件数を手口別に見ると、比較的単純な手口である「借用」及び「無銭」については、最近20年間で大きく減少している。近年、刑法犯の検挙人員に占める高齢者の比率（高齢者率）の上昇が進んでおり、詐欺の高齢者率も上昇傾向にはあるが、令和2年の詐欺の高齢者率は、刑法犯の検挙人員総数の高齢者率と比べて顕著に低い。詐欺の検挙人員を年齢層別に見ると、20歳代の者の構成比が上昇傾向にあり、同年には約3割に達している。これには、特殊詐欺の検挙人員の約半数を20歳代の者が占めていることも影響しているものと思われる。詐欺の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、令和2年で15.0%を占めており、刑法犯の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率と比較すると顕著に高い。共犯関係では、同年の詐欺の検挙事件の共犯率は、検挙事件総数の共犯率を大きく上回り、特に、4人以上の組によるものや共犯人数不明のもの構成比が高い。

平成23年以降、女性を被害者とする詐欺の認知件数が男性を被害者とするものを上回って推移している。詐欺の認知件数に占める被害者が高齢者であるものの構成比は、特殊詐欺の認知件数が増加する以前の13年は、総数では17.6%、女性では25.2%であったが、令和2年は、総数では47.0%、女性では58.3%となっている。

詐欺の入所受刑者では、30歳未満の者の構成比が上昇傾向にあり、入所度数別では、初入者が占める割合が男女共に一貫して高い。詐欺の仮釈放者の人員は、平成22年以降、おおむね横ばいで推移する一方、満期釈放者等の人員が減少傾向にあったことから、仮釈放率が上昇傾向にある。詐欺の保護観察開始人員のうち、保護観察付全部・一部執行猶予者は、おおむね減少傾向にあり、全部執行猶予者の保護観察率も、平成14年をピークとして低下傾向にある。

（イ）特殊詐欺を巡る情勢

特殊詐欺は、平成15年頃から目立ち始め、認知件数は、16年に約2万5,700件に達し、20年まで2万件前後で推移した。その後、一旦は大きく減少したが、再び増加し、令和3年まで1万件を超える水準で推移している。検挙人員は、平成22年まで増減を繰り返した後、23年から増加傾向にあったが、令和元年をピークに減少しており、少年の検挙人員も、平成30年をピークに減少している。

令和3年における特殊詐欺の認知件数を被害者の男女別に見ると、特殊詐欺総数では女性が約4分の3を占めた。特殊詐欺の種類別では、融資保証金詐欺、架空料金請求詐欺、交際あっせん詐欺及びギャンブル詐欺は男性の構成比が高いのに対し、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗、オレオレ詐欺及び還付金詐欺は女性の構成比が高く、男女差が見られた。被害者の年齢層別にみると、特殊詐欺総数では、65歳以上の者が9割近くを占めた。特殊詐欺の被害総額は、平成22年から26年まで増加し続けて約566億円に達し、その翌年からは減少し続けているものの、令和3年も約282億円と多額にのぼっている。

特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組として、犯行ツールとなり得る携帯電話及び預貯金口座等の不正利用防止策、金融機関との連携、その他事業者との連携、国民から寄せられた情報の活用、地方公共団体における被害防止条例制定等の取組、広報啓発活動の推進等を行っている。また、刑事施設では、特殊詐欺事犯受刑者を対象とした一般改善指導用教材を整備して再犯防止指導を実施し、少年院では、特殊詐欺再非行防止指導を実施している。保護観察所では、類型別処遇に特殊詐欺類型を設け、その特性に焦点を当てた処遇を行っている。

イ 詐欺事犯者調査

平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、全国各地の支部を含む地方裁判所において、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、調査時点で有罪判決が確定していた者を調査対象者（以下「全対象者」という。）とし、判決書等の資料に基づき、調査対象事件（全対象者に関し、上記期間に、上記各地方裁判所において、詐欺により有罪判決の言渡しがなされ、その後、有罪判決が確定した事件をいう。以下同じ。）の概要、対象者の基本的属性・科刑状況・再犯状況等に関する調査を実施した。全対象者の実人員は1,343人、全対象者による延べ事件数である調査対象事件数は2,515件であり、調査対象事件の約3分の1を特殊詐欺が占めていた。調査対象事件における共犯率は、総数では約5割であったが、特殊詐欺は99.8%と顕著に高く、共犯者がいる事件のうち共犯者に氏名不詳の者が含まれる事件の構成比も、特殊詐欺は顕著に高かった。全対象者の属性等別人員を見ると、特殊詐欺は、他の手口と比べて30歳未満及び30歳代の構成比が高く、40歳以上の構成比が低いという特徴が見られた。また、その他の特殊詐欺の特徴としては、被害総額は1,000万円以上5,000万円未満の構成比が高く、全部の被害回復・弁済している者の構成比が低かったほか、犯行の動機・理由は「金ほしさ」、「友人等からの勧誘」、「軽く考えていた」及び「だまされた・脅された」の該当率が高く、友人・知人等による勧誘や、SNS・闇サイト等に掲載された高額アルバイトを騙った広告に釣られるなどして安易に犯行に加担するケースが多いことがうかがえた。

全対象者について、調査対象事件の第一審の判決言渡日から4年間に、再犯の第一審判決の言渡しを受けていることをもって再犯に及んだものと判断し、再犯の有無、再犯率等について分析した。そのうち特殊詐欺の傾向として、出所受刑者及び単純執行猶予者は再犯ありの構成比が1割前後だったのに対し、保護観察付全部執行猶予者は再犯ありの構成比が3割を超えていたこと、再犯の罪名については、詐欺再犯よりその他再犯の構成比が高かったことが示された。

ウ 特殊詐欺事犯者調査

全対象者のうち、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者は408人であり、このうち、大都市圏の地方裁判所で判決の言渡しを受けた者について、刑事確定記録等を用いて、より詳細な調査を行った（以下、本調査の対象者を「確定記録調査対象者」という。）。確定記録調査対象者の人員は202人であり、確定記録調査対象者に係る特殊詐欺事件の延べ件数は336件であった。

確定記録調査対象者について役割類型別（「主犯・指示役」、「架け子」、「受け子・出し子」及び「犯行準備役」）を見ると、「受け子・出し子」が半数近くを占め、次いで、「架け子」、「犯行準備役」、「主犯・指示役」の順に多かった。属性別に見ると、無職の者の構成比は「架け子」が高く、「犯行準備役」が低かった。また、検挙時に前歴を有する者の構成比は、「犯行準備役」が高く、暴力団加入状況は、「主犯・指示役」で現役構成員の者の構成比が高かった。犯行の態様等を見ると、行った特殊詐欺の事件数及び報酬額は、いずれも「主犯・指示役」及び「架け子」が「受け子・出し子」よりも多く、「架け子」が「犯行準備役」よりも多かった。犯行の動機では、「主犯・指示役」は「所属組織の方針」の該当率が高く、「受け子・出し子」は「金ほしさ」の該当率が高いなどの特徴が見られた。科刑状況を見ると、総数では、約3

分の1が全部執行猶予の者、約3分の2が全部実刑の者（一部執行猶予の者はいなかった。）であった。特殊詐欺の役割類型別に見ると、全部実刑の者の構成比は、「主犯・指示役」が8割以上と最も高く、全部実刑の者の刑期も、「主犯・指示役」が長い傾向にあり、犯行の中心にいる者ほど、重い処分を受けたことが示された。

特殊詐欺事件の被害者の状況を見ると、被害者が65歳以上の高齢者である事件が8割を超え、特に75歳以上の者の事件が半数以上を占めるなど、高齢者の中でも75歳以上の者の割合が特に高いといった特徴が見られた。犯人からの接触状況は、固定電話の構成比が8割以上と顕著に高く、携帯電話と合わせて電話によるものが9割を超えた。被害者の相談状況では、「相談あり」の構成比が未遂事件で既遂事件より顕著に高かった。被害者が相談した事件について、相談相手を見ると、既遂事件・未遂事件共に、「同居の家族・親族」に相談した者の構成比が最も高かった。未遂事件を見ると、最初に詐欺に気付いた者が被害者自身である事件が半数以上を占めていた。

エ 詐欺・窃盗初入者調査

調査対象者は、平成30年7月1日から8月31日まで（判決罪名に詐欺を含む初入の男子受刑者については、同年9月30日まで）の間、主に初入の男子受刑者を収容する全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。）において、新たに刑執行開始時調査を実施した者のうち、判決罪名（判決言渡日が最も新しい懲役刑の判決罪名をいう。以下同じ。）に窃盗又は詐欺を含む初入の男子受刑者を対象とし、対象者は393人であった。分析に当たっては、対象者を「特殊詐欺群」、「その他詐欺群」及び「窃盗群」に分けており、調査対象者の平均年齢は、全体では38.0歳、特殊詐欺群では30.3歳、その他詐欺群では40.8歳、窃盗群では40.2歳であった。特殊詐欺群の特徴を見ると、年齢層は、30歳未満の者の構成比が高い一方、50歳以上の者の構成比が低かった。また、刑期は、2年以下の者の構成比が低い一方、2年を超え5年以下の者の構成比が高かった。逮捕歴は、なしの者の構成比が高く、取調べ開始時の就労状況は、無職の者の構成比が高かった。共犯者の有無を見ると、特殊詐欺群は、共犯者ありの構成比が97.7%と高く、その他詐欺群や窃盗群と比べて、共犯者を伴って行われる特徴が見られた。

犯行の動機を見ると、全体では、「生活費に困っていた」の該当率が最も高かった。特殊詐欺群では、「知り合いから誘われた」に該当する者が6割近くを占め、その他詐欺群及び窃盗群と比べて3から5倍以上該当率が高かった。一方、特殊詐欺群は、「自分で思いついた」の該当率が1.1%であり、その他詐欺群及び窃盗群と比べて明らかに低いなど、生活困窮が原因で自ら思い立った者より、対人関係の中で知人からの誘いに乗り、犯行グループに加わる者が多い傾向が見られた。

オ 考察・提言

各種調査・分析の結果からは、特殊詐欺が、綿密な役割分担の下、組織的に敢行されている事実が示された。役割別では、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」と比べて逮捕されるリスクが低く、同種犯行を累行し続け、相当の報酬を得ている一方、捜査機関側の徹底した捜査活動により、一度検挙されると、多くの事件が立件・起訴されて重刑が科される傾向等が明らかとなった。特殊詐欺事犯者は、友人等からの勧誘によって組織に加わる者が多く、組織の中核にいる者は、暴力団等の反社会的勢力に属する者が多いといった特徴も見られたことから、再犯を防止するためには不良な交友関係を断つとともに、組織からの離脱を促していくことが有効であることも示唆された。また、特殊詐欺事犯者の性格特性等の分析結果からは、特殊詐欺事犯者について、その他の詐欺事犯者や窃盗事犯者と比べ、改善更生への妨げとなるような傾向、心理的特性は示唆されず、特殊詐欺事犯者の多くは、適切な処遇を実施することなどにより、再犯可能性を低減させていくことが十分に可能であると考えられた。これら本研究において認められた各種調査・分析の結果を踏まえつつ、これまでの取組の検証を行うとともに、再犯防止や特殊詐欺の撲滅に向けて、特殊詐欺

事犯者の処遇の在り方や特殊詐欺組織への人材供給の根を断つための広報活動の在り方等についての提言を行った。

カ 成果物

本研究の成果は、令和3年12月に令和3年版犯罪白書（特集—詐欺事犯者の実態と処遇）、令和5年3月に研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」として公刊され、法務省関係部局や大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。さらに、本研究の成果について、法務総合研究所の研究官等が、原著論文の発表や、日本犯罪心理学会、日本心理学会における発表を行っており、今後、本研究の結果は、法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討等に利用されていく見込みである。

（2）各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別紙2のとおり）。

（必要性の評価項目）

本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。詐欺の検挙人員は、刑法犯全体の検挙人員が近年大幅に減少する中で、増加傾向にあり、かつ、依然として特殊詐欺による深刻な被害が生じているところ、本研究は、特殊詐欺事犯者に重点を置いて詐欺事犯者の実態を明らかにし、その処遇の充実強化を図るなど、再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。

また、これまで詐欺の実態や詐欺事犯者の処遇状況等について、刑事司法手続の各段階において実証的に明らかにした研究がなかったところ、このような調査研究を実施するためには、多様なデータを包括的に収集し、精緻に分析することが必要となるため、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。

このように、本研究について、必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高かったと認められる。

（効率性の評価項目）

特別調査の対象は、一定期間において、詐欺事犯により懲役刑の有罪判決を受けた者とし、判決書その他の記録から実態を明らかにし、被害が深刻な特殊詐欺など、効果的な対策を要する類型に更に絞り込んで、その処遇状況も含め調査研究を深めていくものであり、十分な対象者数を確保できた。したがって、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし非常に適切なものとなった。

また、本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、詐欺事犯者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、判決書その他の公的な記録に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行ったことから、非常に適切な実施体制・手法であった。

さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しなかったことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。

このように、本研究の効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であったことから、本研究の効率性は、高かったと認められる。

（有効性の評価項目）

本研究の研究成果は、令和3年版犯罪白書（特集—詐欺事犯者の実態と処遇）及び研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やす

く工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても実務家以外の研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。

また、本研究は、詐欺及び詐欺事犯者の実態を明らかにするとともに、特殊詐欺事犯者の特徴や処遇の現状にも焦点を当てた整理・考察をしたものであって、その処遇の在り方や特殊詐欺組織への人材供給の根を断つための広報活動の在り方等を含めた提言を行うなど、過去に例のない研究であった。これらの点を踏まえると、本研究は、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や地方自治体における特殊詐欺撲滅のための政策立案や、大学等の研究機関における多様な詐欺事犯の更なる実態解明に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。

このように、有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の有効性は、高かったと認められる。

(3) 総合評価

したがって、総合的評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和5年7月28日～8月10日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

別添「令和5年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」番号1ないし3のとおり

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）
第3 再犯防止のための重点施策
3-（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
- 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）
第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
1 特性に応じた効果的な指導の実施等
(2) 具体的施策
② 特性に応じた指導等の充実
④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究
- 「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）
- 「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）
第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
1 特性に応じた効果的な指導の実施等
(2) 具体的施策
② 特性に応じた指導等の充実
- 「SNSで実行役を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議）

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

該当なし。

*1 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する。

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

*2 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【詐欺に関する研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。詐欺の検挙人員は、刑法犯全体の検挙人員が近年大幅に減少する中で、増加傾向にあり、かつ、依然として特殊詐欺による深刻な被害が生じているところ、本研究は、特殊詐欺事犯者に重点を置いて詐欺事犯者の実態を明らかにし、その処遇の充実強化を図るなど、再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	これまで詐欺の実態や詐欺事犯者の処遇状況等について、刑事司法手続の各段階において実証的に明らかにした研究がなかったところ、このような調査研究を実施するためには、多様なデータを包括的に収集し、精緻に分析することが必要となるため、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難であった。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	特別調査の対象は、一定期間において、詐欺事犯により懲役刑の有罪判決を受けた者とし、判決書その他の記録から実態を明らかにし、被害が深刻な特殊詐欺など、効果的な対策を要する類型に更に絞り込んで、その処遇状況も含め調査研究を深めていくものであり、十分な対象者数を確保できた。したがって、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし非常に適切なものとなった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、詐欺事犯者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、判決書その他の公的な記録に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行ったことから、非常に適切な実施体制・手法であった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しなかったことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、令和3年版犯罪白書（特集—詐欺事犯者の実態と処遇）及び研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても実務家以外の研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、詐欺及び詐欺事犯者の実態を明らかにするとともに、特殊詐欺事犯者の特徴や処遇の現状にも焦点を当てた整理・考察をしたものであって、その処遇の在り方や特殊詐欺組織への人材供給の根を断つための広報活動の在り方等を含めた提言を行うなど、過去に例のない研究であった。これらの点を踏まえると、本研究は、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や地方自治体における特殊詐欺撲滅のための政策立案や、大学等の研究機関における多様な詐欺事犯の更なる実態解明に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 70点 / 70点

(参考 1)

令和 5 年度法務省事後評価実
施結果報告書（案）に対する
質問・意見及び回答

令和5年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	朝日委員	政策評価書全体	<p>今回の評価書では、国際仲裁活性化に向けた4つの取組状況の全体プロセスと、4年間の取組み後の現在地が示され、長期的な取組が求められる施策の評価として、進捗が大変分かりやすく整理されていると思います。</p> <p>その上で、4つの取組状況と最終アウトカムの関係については、それぞれの取組の相互関係を考慮することが有効ではないでしょうか。評価書では、それぞれの課題を分析した上で、最終アウトカムとして「日本における国際仲裁の件数」の状況について分析されていますが、例えば、「企業の理解が進まなければ、仲裁を利用しようとする行動が生まれなため、人材育成も進まず、ひいては施設の利用も伸びない。」といったように、4つの取組が並列ではなく、前後関係にあるという構造もとらえる必要があるかと思えます。</p> <p>また、最終アウトカムの「国際仲裁の件数」には、4つの取組以外の要因である利用者のコスト負担や他国の動向などの影響もあると考えられます。</p> <p>そのため、4つの取組状況のアウトカムと「国際仲裁の件数」という最終アウトカムの関係を直接的に検討するだけでなく、4つの取組の相互関係の分析や、より近位のアウトカムの設定を検討することなどが、今後の施策の重点化や優先順位の検討に資すると思われれます。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。</p> <p>日本における国際仲裁の活性化という全体アウトカムを支える個別の要素・取組をどのように位置付けるべきかという点は、様々な捉え方があり得るものだと思いますが、御指摘のとおり、それぞれが相互に独立する関係ではなく、お互いに影響を与え合いながら、全体アウトカムにつながっていく面は少なからずあるものと考えられます。</p> <p>取組の相互関係や、近位のアウトカムの設定なども含め、御指摘いただいた点は意識しながら、今後の施策の在り方の検討に生かしてまいりたいと考えております。</p>
2	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	朝日委員	政策評価書(P25)	<p>資料25ページの「人権擁護委員の声」は新たな評価手法の取組とのことですが、質的評価の利点である、実施プロセスやニーズに関する貴重な情報が得られており、今後の方向性で若年層のニーズに応じた広報の方法に反映させるなど、有効に活用されていると感じました。質的な評価情報の信頼性は調査プロセスの透明性や中立性に依存すると思われるので、今後も質的な評価手法と結果の活用について、知見の蓄積を進めていただければと思います。</p>	<p>・政策の課題を把握することを目的に「現場の声」などの質的な情報を把握し、評価書の中に反映させる試みを、今回、初めて採用しました。</p> <p>・実施に当たっては、調査者を政策担当ではなく、評価担当が担うことや、評価書に掲載するインタビュー結果については、インタビュー対象となった方々にも確認いただくなど、可能な限り透明・中立な調査プロセスとなるよう工夫しました。</p> <p>・より良い評価となるよう、今後とも評価手法の改善・実践に取り組んでまいります。</p>
3	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	篠塚委員	政策評価書全体	<p>国際仲裁の活性化の問題は、わが国の産業競争力の強化・国際取引の基盤整備の一環であり、特に、わが国の司法基盤の改革改善・国際的な信頼性の獲得を目指したものであり、大臣官房国際課だけで対応するものではなく、法曹養成も含めた法務省の関連部署のみならず、内閣、経済官庁、文部科学省等の他の官庁、経済団体、裁判所、日弁連との連携、さらには、国際的な仲裁人の団体や国際機関との協力連携が行われている点(6 関連制度の整備状況)をもう少し詳しく説明していただければと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、法務省は他省庁を含め様々な機関と連携して国際仲裁の活性化に向けて取り組んでおり、連携の内容も多岐にわたるところです。</p> <p>我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を開催しており、法務省も参加しています。</p> <p>また、法務省の比較的近時の取組の例として、英国仲裁人協会日本支部と連携して行われた人材育成に関する取組と、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)と連携して行われた国際ルール形成に関する取組を紹介させていただきます。詳細は、下記URLを御参照ください。</p> <p>https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai06_00036.html https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai06_00035.html</p>
4	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	出入国管理施設	<p>昨年度の入国管理の施設内における外国人による人権侵害救済の申立の件数を教えてください。</p>	<p>・人権侵犯事件統計(暦年。政府統計(e-Stat)において公表。)において、「入国管理の施設内」という観点からの統計項目は設けていないため、お答えすることは困難です。</p> <p>・なお、入管職員の職務執行に伴う人権侵害に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数ということであれば、人権侵犯事件統計上の「公務員等の職務執行に関するもの」のうち、「その他の公務員関係」の「国家公務員」の統計項目に含まれるところ、当該項目の令和4年の新規救済手続開始件数は17件です。</p>
5	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	出入国管理施設	<p>これらの施設内の日本語を話せない外国人の人権救済の申立について通訳等の手当はどのようになされていますか。</p>	<p>一般論として申し上げれば、全ての収容施設に機械翻訳機を配備しており、これを用いて職員と被収容者とのコミュニケーションを行っています。また、機械翻訳機により十分な意思疎通ができないと判断される場合には、通訳人の手配を行うといった対応を行っています。</p>

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
6	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	出入国管理施設	これらの施設内の外国人に必要な医療的措置は迅速に実施されていますか。	収容施設の被収容者に対しては、新規入所時及び入所後の定期的な健康診断を実施しているほか、体調不良の訴えがある場合には、原則として全件、速やかに受診させることとしています。
7	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	難民認定率、難民参与員	欧米に比較して難民認定率の低さと特定の参与委員の割り当て件数の多さに批判が生じていますが、手続規定及びその運用において、より外国人の人権を尊重する方向での改善は考えられないのでしょうか。	難民認定は、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき方を個別に判断するものであり、難民認定者数は、この積み重ねであることから、難民認定率により、我が国と他国とを単純に比較することは相当ではないと考えております。その上で、我が国においては、難民と認定すべき者を適切に認定しているほか、難民とは認定しない場合であっても、出身国の情勢等に鑑みて、人道上、本邦での在留を認めるべき者については、在留を適切に認めて保護しております。また、難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要と認識しており、様々な事情を抱えた申請者への事情聴取に対する取組を行っております。この点、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、調査する職員に対する周知を行っております。なお、今般成立した入管法改正法の審議においては、難民調査官や難民審査参与員の審査や研修の在り方など、様々な事項について御指摘を頂き、条文の修正や附帯決議がなされています。こうした御指摘を真摯に受け止めた上で、その趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります所存です。難民審査参与員への事件配分について、参与員は、あらかじめ定められた3人の参与員によって構成された常設班に所属しているところ、他の常設班への応援や迅速な審理が可能かつ相当な事件を重点的に配分している臨時班に掛け持ちで入ることに御協力いただける場合には、他の参与員よりも担当する処理件数が多くなることもあります。その反面、参与員としての職務以外の職務の状況や、異なる専門分野の難民審査参与員によって班が構成されるよう配分するなどの事情から、処理件数が少なくなることもあるところ、今後とも、適切な事件配分がなされるよう努めてまいります。
8	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	政策評価について	そもそも、法務省としての政策評価であり、人権侵害への対応に関して、人権擁護局だけの課題として評価するのは、適切でない場合があるのではないのでしょうか。特に、法務省は特別権力関係にある施設を管理運営しており、人権侵害の主体となる可能性を構造的に抱えているのではないのでしょうか。たとえば、収容者である外国人に対する人権侵害に関して、人権擁護局関連の相談等の課題や個別事件の解決だけに終わらせずに、国連や先進国が求める人権保障の水準を参考にしつつ、法務省として総合的な政策・予防策としての法制度の改革を志向して、入管の収容施設や入国管理行政の改革改善を視野に入れているかどうか、政策評価の対象とすべきなのではないのでしょうか。	・政策評価の対象については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第6条に基づき法務大臣が定める「法務省政策評価基本計画」で明らかにされ、同計画に基づき、「人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」という政策を対象に政策評価を行うものです。 ・「人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」という政策は、法務省の人権擁護機関が実施している人権擁護活動を内容としているところ、御指摘のような個別の政策課題への対応やその改善策については、その政策を所管する各局部署等や他省庁等において課題の分析や対策の検討がなされ、必要な対策が講じられることが重要であると考えております。
9	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（詐欺に関する研究）	伊藤委員	事後評価結果表について	評価項目の有効性について：調査結果のローデータは一般公開しているのか、例えば大学等の研究機関においてさらなる分析のために使うことは可能か、伺いたい。そうした公開がなされていないとしたら、「10点」としてよいのか？	調査結果のローデータ全体は公開しておりませんが、本調査結果の一部（令和3年版犯罪白書第8編第5章「特別調査」において掲載した図表データ）については、エクセダータとして法務省のHP上（ https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/mokuji.html ）で公開させていただいております。
10	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（詐欺に関する研究）	伊藤委員	事後評価結果表及びP10～オ考察・提言	報告書の中で特殊詐欺事犯者の処遇の在り方についての提言が読み取れなかった。本研究に基づく、処遇についての新たな提言（知見）があるなら、分かりやすく明記してほしい。	特殊詐欺事犯者については、報告書に記載させていただいたとおり、その他の詐欺事犯者等と比べ、元々、根深い犯罪性向を有している傾向は見当たらず、更生への妨げとなるような性格特性等も認められなかったといった分析結果を踏まえつつ、その処遇の在り方としては、犯罪白書及び研究部報告において、現在、矯正・保護において実施されているプログラムを適切に行っていくことや、不良な交友関係を断つこと及び暴力団等の反社会的勢力に属している者について、組織からの離脱を働きかけていくことが重要である旨の提言をさせていただいたところです。これらの提言自体は新たな知見というより、既存の処遇プログラム等の有効性の裏付けとしての意義の方が大きいと考えております。

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
11	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	宮園委員	P8、9及びP10	なぜ年齢区分が30歳未満となっているのか。少年事案、20歳代等の件数が少なかったのかもしれないが数が少ないことも意味があると思われる。入れ子や出し子について、若年層の分析が必要に思われるが、事案がすくないのであれば、そのことについての言及があってもよいのではないか。	御指摘の年齢区分については、刑事裁判で有罪判決を受けた者を対象に実施した特別調査(詐欺事犯者調査)において、特殊詐欺事犯者その他の詐欺事犯者の傾向を調査比較するに当たって分類したものです。20歳未満の少年については、その多くが刑事裁判ではなく保護処分の対象となるため、30歳未満を少年と20歳代に分けた場合、少年についてはその他の世代との比較に耐え得る母数の確保ができないことから、20歳代の者と合わせ、30歳未満を若年者として一つの年齢区分としたものです。委員御指摘のとおり、少年による特殊詐欺事犯に係る分析も重要ですので、この点については、例えば、犯罪白書において、20歳未満と20～29歳を分けた検挙人員の年齢層別構成比(令和3年版犯罪白書8-3-1-25図参照)や年長少年・中間少年・年少少年の区分で分けた検挙人員・人口比の推移(同8-3-1-26図参照)を掲載するなどしております。報告書では、「5.(1)ア(イ)特殊詐欺を巡る情勢」において、少年による特殊詐欺の検挙人員は平成30年をピークに減少していることについて触れています。

(参考 2)

モニタリングのために 作成した資料

政策名		自由かつ公正な社会の実現に向けた取組						
目指すべき姿		法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。						
施策群 1		学校現場等への支援						
活動目標（アウトプット）		法教育に関する教員の負担の軽減 法教育に関する教員の知識・スキルの向上						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1	定性	教員向け法教育セミナー等の実施状況	教員向け法教育セミナーの実施状況					
1	定量	法教育推進協議会等の活動状況	法教育推進協議会及び部会の開催回数					6回
1	定量	出前授業の実施状況	出前授業の実施回数及び出前授業に参加した人数	実施回数	3,532回			
				参加人数	209,927人			
成果目標（アウトカム）		学校現場におけるより効果的な法教育の実践						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
5	定性	法教育実践状況調査結果	各学校現場における法教育の実践状況に関する調査結果					
5	定量	法教育関連コンテンツへのアクセス	法務省で管理しているホームページやSNSにおいて公表している法教育関連コンテンツへのアクセス件数					35,006回
施策群 2		法教育に関する情報発信等						
活動目標（アウトプット）		国民が法教育に触れる機会の増加						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
2	定性	法教育教材及び法教育関連情報の提供状況	法教育教材及び法教育関連情報の提供状況や提供に際しての工夫					
2	定量	(再掲) 出前授業の実施状況	出前授業の実施回数及び出前授業に参加した人数	実施回数	3,532回			
				参加人数	209,927人			
成果目標（アウトカム）		法に関する国民の興味・関心の向上						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
6	定量	(再掲) 法教育関連コンテンツへのアクセス	法務省で管理しているホームページやSNSにおいて公表している法教育関連コンテンツへのアクセス件数					35,006回
6	定量	(再掲) 出前授業の実施状況	出前授業の実施回数及び出前授業に参加した人数	実施回数	3,532回			
				参加人数	209,927人			
6	定性	法教育実践状況調査結果	各学校現場における法教育の実践状況に関する調査中、法に対する興味関心の向上に関する調査結果					
施策群 3・4		有為な法曹人材の確保に向けた取組／活動領域の拡大に向けた環境整備						
活動目標（アウトプット）		法曹という職業の魅力や活動領域に関する国民の理解の深まり 法曹の活動領域の拡大						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
3	定性	法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の内容	法曹のキャリアパスや活動領域に関して、ホームページや会議体等で発信した情報の内容					

3	定性	法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析結果	法曹人口の在り方に関して、集積及び分析したデータ					
4	定量	法曹養成制度改革連絡協議会の実施状況	法曹養成制度改革連絡協議会の開催件数及び参加機関数	開催件数	3回			
				参加機関数	11機関			
成果目標①（アウトカム）		法曹志望者の増加						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	法科大学院志願者数等	法科大学院志願者数及び入学者数	志願者数	10,633人			
				入学者数	1,968人			
7	定量	法学部生の法曹志望に関するアンケート調査結果	法学部生の法曹志望に関するアンケート調査結果の内容	※集計中 (本年10月公表)				
成果目標②（アウトカム）		法曹の活動領域の更なる拡大						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	法曹養成制度改革連絡協議会の実施状況	法曹養成制度改革連絡協議会の議題、意見交換等の概要					
8	定量	各活動領域における法曹有資格者の推移等	各活動領域における法曹有資格者の推移及びその増減	企業内弁護士数 :2,965人 任期付公務員数 :246人				

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)		
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)		
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)		
	(関係する施策群)		
	(関係する施策群)		
その他総合評価実施時に参考とする事項	法教育、法曹養成に係る予算額		

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化						
目指すべき姿		裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。						
施策群 1		ODRの推進						
活動目標（アウトプット）		事業者がODRに参入しやすい環境（情報基盤、手続、認知度）を整備する データ連携やA I、最先端技術を活用したODRの導入に係る課題等を調査し、整理する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1	ODRの周知・広報の実施状況	周知広報件数	15					
		周知広報先数	62,900					
		内容	研修会等への参加、パンフレット配布、インターネット広告等					
2	定性	実証実験の実施状況、海外調査研究結果	ODRの環境整備をはじめとする実証実験や海外調査研究の現況や結果	海外調査研究を実施し、結果の公表等に向けて準備を進めた。				
成果目標①（アウトカム）		認知度が向上する ODRを実施、新規参入する認証事業者が増加する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
5	定量	ODR実施、新規参入事業者数	ODRを実施・新規参入した事業者の数	16				
成果目標②（アウトカム）		最先端技術を活用したODRの社会実装に必要な条件等が明らかになる 最先端技術の活用、手続の整備等により、ODRの利便性が向上する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
6	定性	ODRの社会実装に必要な条件	実証実験・調査研究の結果、明らかになった課題・条件	海外調査研究を実施し、結果の公表等に向けて準備を進めた。				
成果目標③（アウトカム）		ODRにより解決される紛争が増加する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
7	定量	ODRの利用件数	ODRの利用件数（※） ※（）内には不応諾を除いた全既済件数を参考記載	112 (806) ※R4に集計したR3実績				
施策群 2		認証ADR制度の適正運用						
活動目標（アウトプット）		ADR認証申請の迅速な処理 認証事業者に対する監督の実施 国民向け広報活動の実施						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
3	定量	認証申請の受理・処理件数	受理件数	4				
			処理件数	6				
3	定量	認証申請の受理から処分までの処理期間	ADRの認証申請を受理してから行政処分を行うまでの平均処理期間	101日				
4	定量	相談機関・国民向け広報活動の実施状況	実施件数	15				
			広報先数	62,900				
成果目標①（アウトカム）		認証事業者の質が担保され、ADRによる紛争解決に的確に対応する ADRの認知度が向上する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
8	定量	ADR(ODR)の認知度	国民に対するアンケートやインタビュー等でADR(ODR)を「知っている」と回答した人の割合	ADR: 31.3% ODR: 18.3%				

成果目標②（アウトカム）		認証事業者や受理件数が増加する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
9	定量	認証事業者数	認証事業者数	168				
9	定量	認証紛争解決事業者が受理した件数	認証紛争解決事業者が受理した件数	897 ※R4に集計したR3実績				

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載） O D R 推進会議	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）
	（関係する施策群）	経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）（令和5年6月16日閣議決定）
	（関係する施策群）	
その他総合評価実施時に参考とする事項	ODRの推進、ADR認証制度運用に係る予算額	

政策名		国際仲裁の活性化に向けた基盤整備						
目指すべき姿		日本において、国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁を活性化させることにより、日本企業の海外進出を後押しするとともに、海外からの投資を呼び込み、我が国の経済成長に貢献する。						
施策群 1		仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成						
活動目標（アウトプット）		仲裁人・仲裁代理人等になり得る弁護士等に対し、効果的な人材育成策を実施する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	定量	人材育成研修の実施回数	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて実施した国際仲裁に関する人材育成研修の実施回数	評価書のとおり				
1	定量	人材育成研修の参加者数（オンライン視聴者を含む。）	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて実施した国際仲裁に関する人材育成研修の参加人数	評価書のとおり				
1	定量	研修動画の視聴回数	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて作成及び公開した研修動画教材の視聴回数	評価書のとおり				
成果目標（アウトカム）		国際仲裁に精通した人材が育成される						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	定性	人材育成研修の受講者に対するアンケートの結果	人材育成研修の受講者に対して実施したアンケート結果	評価書のとおり				
5	定量	国際仲裁資格認定者の数	英国仲裁人協会（CIArb）の資格認定コース（初級・中級）の合格者数	評価書のとおり				
施策群 2		国内外の企業等に対する広報・意識啓発						
活動目標（アウトプット）		国内外の企業等に対し、効果的な広報・意識啓発施策を実施する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	定量	国内の企業等を対象としたセミナー・シンポジウムの実施回数	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて実施した国内企業等を対象とした国際仲裁に関するセミナー・シンポジウムの実施回数	評価書のとおり				
2	定量	国内の企業等を対象としたセミナー・シンポジウムの参加者数（オンライン視聴者を含む。）	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて法務省が実施した国内企業等を対象とした国際仲裁に関するセミナー・シンポジウムの参加人数	評価書のとおり				
2	定量	海外の企業等を対象としたセミナー・シンポジウムの実施回数	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて実施した海外企業等を対象とした国際仲裁に関するセミナー・シンポジウムの実施回数	評価書のとおり				
2	定量	海外の企業等を対象としたセミナー・シンポジウムの参加者数（オンライン視聴者を含む。）	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて実施した海外企業等を対象とした国際仲裁に関するセミナー・シンポジウムの参加人数	評価書のとおり				
成果目標（アウトカム）		国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進む 第三国仲裁の我が国での実施が活性化する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定性	セミナー・シンポジウムの参加者に対するアンケートの結果	セミナー・シンポジウム参加者に対して実施したアンケート結果	評価書のとおり				
6	定性	企業等に対するアンケートの結果	企業等に対して実施した国際仲裁に関するアンケート結果	評価書のとおり				

施策群 3		仲裁専用施設の整備とサービスの向上						
活動目標 (アウトプット)		東京都心に最先端のICT設備を備えた仲裁専用施設を整備する リモート審問等が円滑に実施できるサービスを提供する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定性	仲裁専用施設の整備状況	日本における仲裁専用施設の整備状況	評価書のとおり				
3	定性	ICT設備の整備を含めたサービスの提供状況	仲裁専用施設におけるICT設備の整備を含めたサービスの提供状況	評価書のとおり				
成果目標 (アウトカム)		日本に世界的に著名な仲裁専用施設が整備される						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	仲裁専用施設の利用状況	施設の利用件数 (セミナー等を含む。)	評価書のとおり				
7	定量	仲裁専用施設 (JIDRC) のホームページのアクセス数	日本語版及び英語版のホームページのアクセス数 (総アクセス数)	評価書のとおり				

施策群 4		関連法制度の整備						
活動目標 (アウトプット)		最新の国際水準に沿った形で仲裁法、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 (※) を改正する ※令和4年11月1日付けで「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に名称変更						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定性	法制度の整備状況または法制度整備に向けた検討状況	法制度の整備状況または法制度整備に向けた検討状況	評価書のとおり				
成果目標 (アウトカム)		最新の国際水準に見合った法制度が整備される						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
-	-	-	-	-	-	-	-	-

成果目標 (長期アウトカム)		日本における国際仲裁取扱件数が増加する 日本企業が契約の交渉段階から紛争に発展する可能性を見据えて対処できる 日本企業の海外進出に伴う法的・経済的リスクを逡減させる 司法分野における日本の国際的プレゼンスが高まる 日本の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	調査委託事業を通じて明らかになった課題・成果	調査委託事業を通じて明らかになった日本における国際仲裁の活性化のための課題・成果	評価書のとおり				
8	定量	日本における国際仲裁取扱件数	JCAA又はJIDRC東京における取扱件数 (準備手続会を含む。) の総和 (重複は除く。)	評価書のとおり				

政策等の現場 (所管各庁) の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)						
政策等実施上の関係者 (機関・団体) や政策等の対象となる者 (利用者) の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)						
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)						
	(関係する施策群)						
	(関係する施策群)						

その他総合評価実施時に参考とする事項	国際仲裁活性化の整備に係る予算額						
--------------------	------------------	--	--	--	--	--	--

政策名		検察権行使を支える事務の適正な運営						
目指すべき姿		検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。						
施策群 1		捜査・公判能力の向上						
活動目標（アウトプット）		社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識や技能を習得する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	定量	デジタルフォレンジック研修の実施状況	デジタルフォレンジック研修を実施した回数及び参加人数	実施回数	4			
				参加人数	87			
1	定量	研修員に対する確認テストの結果	基礎的なデジタルフォレンジック研修を受講した研修員に対して実施した確認テストの平均点	71 (100点満点)				
成果目標（アウトカム）		先端犯罪に対処するための捜査・公判能力が向上する 迅速、適正な捜査処理が行われる						
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定性	デジタルフォレンジック研修に参加した研修員の声	デジタルフォレンジック研修に参加した研修員等からの先端犯罪の捜査手法に関するアンケート調査等					
施策群 2		犯罪被害者等の保護・支援						
活動目標（アウトプット）		犯罪被害者等の保護・支援等に関する知識や心情等に配慮した対応を習得する 犯罪被害者等の保護・支援に関する制度等をまとめたパンフレット等を作成、配布する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	定量	被害者支援担当者中央研修の実施状況	被害者支援担当者中央研修を実施した回数及び参加人数	実施回数	1			
				参加人数	65			
2	定性	犯罪被害者等向けパンフレットの作成状況	パンフレットの作成状況					
成果目標（アウトカム）		捜査・公判過程において、犯罪被害者等の心情や置かれた状況に配慮した柔軟な対応がなされる						
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	定性	被害者支援担当者中央研修に参加した研修員の声	被害者支援担当者中央研修に参加した研修員等からの犯罪被害者等支援に関するアンケート調査等					
施策群 3		広報活動の実施						
活動目標（アウトプット）		出前教室や移動教室等による検察庁の業務説明や法教育に関する広報を行う						
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定量	検察広報活動の実施件数	出前教室や移動教室等による広報活動の件数	745				
3	定性	検察広報用パンフレット等の作成状況	パンフレットの作成状況					
成果目標（アウトカム）		検察活動の意義や役割を理解する人が増え、捜査・公判過程において、犯罪被害者等や事件関係者から必要な協力を得やすくなる						
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
-	-	-		-	-	-	-	-

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	毎年、各種会同等において、現下の情勢を踏まえた検察の課題、考慮すべき事情などを把握し、共有している。	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	最高検察庁において、先端の専門的知識を組織的に集積・活用するため、分野別専門委員会（金融証券、法科学・特殊過失、国際及び組織マネジメント、供述証拠、刑事政策など）を設置しており、各専門委員会では、外部有識者である参与等との意見交換が行われている。	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
その他総合評価実施時に参考とする事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の予算額 ・検察組織の定員（検事・事務官） ・新規採用者数と性別割合（検事・事務官） ・職員の平均年次休暇取得日数 ・職員の育児休業取得率 	

政策名		矯正処遇の適正な実施							
目指す姿		被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。							
施策群 1・2		改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇の実施/多機関連携による社会復帰支援の実施							
活動目標（アウトプット）		受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する。							
		処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う。							
		円滑な社会復帰に必要な支援（就労・住居・福祉等）に応じて、関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築する。							
		専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する。							
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
2	定量	新受刑者等の特性（性別・罪名別人数、高齢化率、精神障害者数）	新受刑者の男女別人数	男	12,906(年次)				
				女	1,554(年次)				
			新受刑者の罪名別人数		別紙のとおり				
			新受刑者の高齢化率（新受刑者に対する高齢受刑者の割合）※高齢とは、65歳以上の者をいう。以下、同じ。		14.0%				
			新受刑者の精神障害者数		2,435(年次)				
2	定量	専門職（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士）の職員数	専門職（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士）の職員数		福祉専門官 70 社会福祉士121 精神保健福祉士10				
2	定量	刑務作業における一日平均就業人員	刑務作業における一日平均就業人員		34,514				
2	定量	職業訓練等の実施状況（受講者数、受講率、資格等取得者数）	職業訓練及び職業指導の受講者数、受講率（職業訓練のみ）、資格等取得者数（主な科目別）	受講者数	職業訓練 3,137 職業指導 1,354				
				受講率	職業訓練 18.3% 職業指導 99.3%				
				資格等取得者数	職業訓練 2,017				
2	定量	特別改善指導の受講開始人員	特別改善指導の受講を新たに開始した受刑者の人数（指導内容別）	薬物依存離脱	7,418				
				暴力回離脱	374				
				性犯罪再犯防止	553				
				被害者の視点	530				
				交通安全	1,621				
				就労支援	2,868				
2	定量	特定生活指導の受講修了人員	特定生活指導の受講を修了した在院者の人数（指導内容別）	被害者視点	41				
				薬物非行防止	303				
				性非行防止	122				
				暴力防止	254				
				家族関係	279				
				交友関係	610				
				成年社会参画	470				
2	定量	教科指導の受講開始受刑者の人数	教科指導（補習教科指導、特別教科指導別）の受講を新たに開始した受刑者の人数		1,083				

2	定量	チーム処遇対象者の数	チーム処遇対象者の数					
2	定量	拘禁刑を見据えた集団編成のモデル庁の数	拘禁刑を見据えた集団編成のモデル庁の数					
3	定量	就労支援対象者の数	就労支援対象者の数	3,848(年次)				
3	定量	就労支援スタッフ等による面接等受講人数	就労支援専門官又は就労支援スタッフによる講話や面接指導等を受けた人数(延べ人数)	26,341(年次)				
3	定量	コレワークの活動実績(相談受付件数)	事業者からの相談件数	2,986(年次)				
3	定量	高齢、障害のある者の数	新受刑者のうち、高齢者や精神障害のある者の数	5,352(年次)				
			新入院者のうち、精神障害のある者の数	459(年次)				
3	定量	福祉サービス等の利用に向けた調整を行った人数	福祉サービス等の利用に向けた調整を行った受刑者等の数	6,159(年次)				
3	定量	高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率	受験者数	743				
			全科目合格者数	321				
			合格率	43.2%				

成果目標①(アウトカム) 関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける。

指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定性	期間中に効果検証センターにおいて実施した効果検証及び調査研究の概要・結果					
	定量	期間中実施した効果検証、調査研究の概要・結果	令和2年から令和6年の各年における刑事施設出所者について、刑事施設において特別改善指導、教科指導を受講した者の2年未満再犯率(刑事情報連携データベースシステム(SCRIP)の簡易画面による算出数値)				
7	定性	再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体(当事者含む)の声	・教育・支援等に関連する各種会同等での各庁意見、課題等の概要 ・職員や関係団体、元受刑者などへのインタビュー、フォーカス・グループの結果 ・釈放時アンケート結果(受刑者からのフィードバック)				

成果目標②(アウトカム) 個々の受刑者等の状況に応じて、出所(院)後を見据えた社会における就労・住居等の生活環境が整えられる。

指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定量	在所(院)中に就職が内定した者の数	就労支援対象者について、ハローワーク等の関係機関の支援により、刑事施設在所・少年院在院中に就職が内定した者の数	1,187(年次)			
8	定量	在所(院)中に福祉サービス等の支援につながった者の数	在所(院)中に福祉サービス等の支援につながった者の数	752			
8	定量	出院時に復学・進学決定した者の数とその割合	決定人数	40			
			割合	22.6%			
8	定性	(再掲)再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体(当事者含む)の声	就労支援等に関連する各種会同等での各庁意見等				

施策群 3		適正な矯正処遇のための基盤・環境の整備					
活動目標 (アウトプット)		収容を確保し、安全で、改善更生に向けた処遇に必要な機能を備え、規律偏重に陥らない風通しの良い職場環境を整備する。					
		人権意識、矯正処遇に必要な専門性を身に付けた職員を育成し、配置する。					
		不適正な処遇の早期発見、処遇の適正化等を図るための取組を進める。					
		社会一般と同程度の医療水準を確保する。					
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	定量	年末収容人員・収容率	刑事施設の年末における収容人員	41,540(年次)			
			上記収容人員のその収容定員に対する割合	48.5(年次)			
1	定量	収容施設の耐震化率	所管収容施設の総延べ面積に対する現行の耐震基準に合致している建物の総延べ面積の割合	87%			
1	定量	期間中、総合警備システム等の更新整備が計画に基づき完了した庁数の割合	期間中、総合警備システム等の更新整備が計画に基づき完了した庁数の割合	100%			
1	定量	通信型ウェアラブルカメラの整備状況	刑事施設における通信型ウェアラブルカメラの整備庁数				
1	定性	統計データの分析結果に基づく指導・監督の徹底、リスクマネジメントの研究	統計データの分析結果を踏まえた施設への指導状況				
1	定量	保安警備に関する訓練実施状況(回数・人数)	保安警備に関する訓練の回数	7			
			参加人数	342			
1	定量	常勤医師の充足率(定員・現員)	矯正施設における常勤医師の全国の充足率(定員・現員)	定員328 現員295			
1	定量	医療スタッフ(看護師等)の数	矯正施設における常勤の医療スタッフ(看護師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床・衛生検査技師、理学療法士、臨床工学技士、作業療法士)の数	看護師486 薬剤師94 診療放射線技師22 栄養士20 臨床・衛生検査技師17 理学療法士4 臨床工学技士4 作業療法士12			
1	定性	管理職に対する多面観察の導入状況	管理職に対する多面観察の導入の検討状況及び実施状況(試行庁の意見等)				
1	定性	各種相談窓口の周知の状況	法務省外部の窓口を含めた各種相談窓口の周知状況				
1	定性 定量	刑務官のキャリアパスの提示 女性職員の割合	大学生に向けた魅力的なキャリアパスの検討・策定状況、女性職員確保のための方策の検討・策定状況				
			大学等への採用広報内容の再検討結果を踏まえた活動件数				
1	定量	メンタルヘルス相談員配置状況	メンタルヘルス相談員配置庁数				
1	定性 定量	人間科学の知見がある者の登用状況	人間科学の知見がある者の登用状況				
1	定量	人権研修の実施状況	初等科研修・任用研修等における人権研修の実施状況、元被収容者との意見交換等の実施状況				
1	定量	他施設への異動の実施状況	他施設への異動の実施数及び他組織への出向の実施数				
1	定量	施設内における配置転換の実施状況	施設内における配置転換の実施数				
1	定性	懲罰の運用の見直しに係る議論状況	各種会同等での各庁意見等及びそれらを踏まえた懲罰の運用の改善状況				
1	定量 定性	施設運営状況調査	施設運営状況調査の実施状況(回収率等)				
1	定量	実地監査における被収容者面接	実地監査において被収容者面接を実施した人数				

1	定量	管理職等による面接	管理職等により面接を実施した人数					
1	定性	デジタル技術を用いた申立ての導入	デジタル技術を用いた申立ての導入に向けた取組の内容					
1	定量	不服申立制度の理解の促進	刑事施設における研修の実施回数					
1	定量 定性	刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	① 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会開催数	開催数	16			
			② 同検討会への付議件数	付議件数	359			
			③ 同検討会からの意見数 (上記③があった場合) 意見の概要	意見数				
			④ 提言数 (上記④があった場合) 提言の概要	意見の概要				
				提言数	0			
				提言の概要	該当なし			
1	定量	患者数と主な疾病	矯正施設における全国の患者数 (休養・非休養)	休養 923 非休養 28,943				
	定性		上記の主な疾病 (休養・非休養を含めた患者数の多い疾病分類のうち上位3分類)	循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患				

成果目標 (アウトカム) 矯正施設に収容されている者の被収容者処遇が適切に行われ、安定的に施設が運営される。

指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定量	刑務官のキャリアパスの提示 女性職員の割合					
6	定量	採用3年未満の者の離職率					
6	定量	懲罰の件数					
6	定量	保安事故件数	自殺13件 同衆傷害4件 職員傷害1件 (年次)				
6	定性	職場環境に関する職員の声	職場環境に関する職員アンケート結果				
6	定量	実地監査を通じた施設運営改善	実地監査の結果を受け、施設において改善措置を講じた事項数				
6	定量	各種面接等により認知した不適正な処遇等に対する対応	各種面接等により認知した不適正な処遇等に対する対応件数				
6	定性	刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	調査検討会からの意見等への対応状況 (施設運営への反映状況の把握)				
6	定性	調査検討会による評価	不服申立制度の運用改善に向けた取組に係る評価				

施策群4 開かれた矯正に向けた取組の推進

活動目標 (アウトプット) 地域のニーズ、課題を把握する。
ニーズ等に対応した取組を矯正施設と地域が連携して進める。
視察委員会等を通じて、矯正施設の運営に第三者の視点や意見を取り入れる。

指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	災害協定等を締結している矯正施設の数	106(年次)				
4	定量	自治体との連携状況	矯正施設所在自治体会議会員自治体数 (各年度当初時点)	99			
4	定量	災害復旧その他救援活動派遣実績	延べ人員	141			
	活動内容		災害復旧等				
4	定量	法務少年支援センターによる地域援助実施件数	法務少年支援センターによる地域援助実施件数	14,013(速報値)			

4	定量	矯正施設の参観人数	全国の矯正施設の参観に訪れた人数	11,368				
5	定量	視察委員会の活動状況（開催・視察回数、被収容者等・職員との面接の回数、意見のうち施設が是正措置を講じた率）	開催・視察回数、被収容者等・職員との面接の回数、意見のうち施設が是正措置を講じた率	開催回数				
				視察回数				
				面接回数（被収容者等）				
				面談等回数（職員）				
				是正率				
成果目標（アウトカム）		関係機関や国民が、施設の実情・取組等を知る機会が増加する。 施設運営の透明性が確保され、改善が図られる。						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9	定性	矯正施設に対する地域住民等の声	施設参観参加者へのアンケート結果					
9	定性	視察委員会制度に対する理解促進	視察委員会の活動状況に関する職員アンケート結果					
成果目標（長期アウトカム）		受刑者等が円滑に社会復帰でき、再犯・再非行することなく社会生活を送ることができるようになる。 幅広い国民から、矯正施設を含む刑事司法制度や再犯防止・更生支援に対する理解・協力を得られるようになる。						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10	定量	刑務所出所者等の出所後2年以内再入率	令和2年から令和6年の各年における出所受刑者の2年以内再入率	15.1%				
			令和2年から令和6年の各年における少年院出院者の2年以内再入院率	9.0%				

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正官署幹部職員等を対象とした各種協議会の実施 ・職場環境に関する職員アンケート（施設運営状況調査）の実施
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設における釈放時アンケートの実施 ・少年院における出院時アンケートの実施 ・各種プログラムの策定・改訂に係る検討会等の実施
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）
	（関係する施策群）
	（関係する施策群）

その他総合評価実施時に参考とする事項	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正予算の金額 ・矯正官署の数・職員定員（刑・少・鑑） ・新規採用者数とこれに占める女性の割合（刑・少・鑑） ・矯正職員を志望した者の数 ・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休業取得日数、割合 ・不適正処遇による懲戒処分件数 ・不服申立件数
--------------------	---

新受刑者の罪名別人数

(年次)

別紙

【刑法犯】		【特別法犯】	
公務執行妨害	69	軽犯罪法	5
犯人蔵匿・証拠隠滅	4	銃砲刀剣類所持等取締法	38
放火	78	売春防止法	9
住居侵入	179	児童福祉法	16
通貨偽造	2	麻薬及び向精神薬取締法	86
文書偽造等	45	覚醒剤取締法	3,266
わいせつ・わいせつ文書頒布等	47	職業安定法	1
強制わいせつ・同致死傷	236	道路交通法	787
強姦・同致死傷	280	出入国管理及び難民認定法	26
賭博・富くじ	13	その他	788
贈収賄	1		
殺人	170		
傷害	446		
傷害致死	59		
暴行	97		
危険運転致死傷	49		
重過失致死傷	1		
過失運転致死傷	194		
脅迫	61		
略取・誘拐及び人身売買	4		
窃盗	5,259		
強盗	115		
強盗致死傷	138		
強盗強姦・同致死	17		
詐欺	1,343		
恐喝	61		
横領・背任	171		
盗品等関係	11		
爆発物取締罰則	2		
暴力行為等処罰に関する法律	96		
その他	190		

政策名		更生保護活動の適切な実施						
目指す姿		犯罪や他害行為をした人の再犯・再被害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。						
施策群 1		矯正施設収容中の生活環境の調整等						
活動目標（アウトプット）		受刑者等の状況を的確に把握し、釈放後の住居や就労先、必要な支援等に関する調整を行う 仮釈放等の審理が円滑に行われる						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1	定量	生活環境の調整を開始した人員	矯正施設に収容中の者について生活環境の調整を開始した人数 30,735人 (別紙1参照)					
1	定量	特別調整の実施件数	特別調整の実施件数 752件					
1	定量	仮釈放等審理の開始人員	仮釈放又は仮退院審理を開始した人数 15,170人 (別紙1参照)					
1	定量	仮釈放率	刑事施設出所者に占める仮釈放者の割合 62.1% (別紙1参照)					
1	定量	更生保護施設の入内人員	更生保護施設で収容保護した実人員 6,565人					
1	定量	自立準備ホームの入内人員	自立準備ホームで収容保護した実人員 1,868人					
成果目標（アウトカム）		満期釈放者が減少し、地域の理解と協力を得ながら、専門的な知見に基づく指導や支援を受ける者が増加する 社会資源の拡大と官民協働体制の深化により、犯罪をした者等を受け入れる体制が更に拡充される						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
6	定量	適当な帰住先のない満期釈放者の数	適当な帰住先のない状態で満期釈放となった者の数 2,678人 (別紙1参照)					
6	定性	更生保護施設や自立準備ホームの運営に関する施設職員等の声	施設職員等関係者を対象にしたアンケート又は各協議会の結果					
施策群 2		対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施						
活動目標（アウトプット）		保護観察対象者の特性等を踏まえた効果的な指導監督・補導援護を行う 保護観察対象者等が早期に適切な就労先を得るとともに、職場定着が促進される 満期釈放者等に対して、個々の状況に応じた効果的な支援を行う						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
2	定量	専門的処遇プログラムの開始人員	専門的処遇プログラムの受講を開始した人数 性犯罪再犯防止 792人 (別紙1参照) 薬物再乱用防止 3,132人 (別紙1参照) 暴力防止 259人 (別紙1参照) 飲酒運転防止 201人 (別紙1参照)					
2	定量	入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置の内容	入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置別の件数 別紙1・2参照					
2	定量	更生緊急保護の重点実施の実施件数	更生緊急保護の重点実施の実施件数 473件					
2	定量	訪問支援事業の実施状況	訪問支援を実施した実人員 345人					
2	定量	刑執行終了者等への援助の実施状況	刑執行終了者等への援助の実施件数 -					
2	定量	地域援助の実施状況	地域援助の実施件数 -					

成果目標（アウトカム）		満期釈放者が減少し、地域の理解と協力を得ながら、専門的な知見に基づく指導や支援を受ける者が増加する					
		社会資源の拡大と官民協働体制の深化により、犯罪をした者等を受け入れる体制が更に拡充される					
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	関係機関等による支援等につながった人員	薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた人数				
7	定量	保護観察終了者に占める無職者の割合	保護観察終了者に占める無職者の割合	24.6% (別紙1参照)			
7	定性	(再掲) 更生保護施設や自立準備ホームの運営に関する施設職員等の声	施設職員等関係者を対象にしたアンケート又は各協議会の結果				
施策群3		犯罪被害者等の支援等					
活動目標（アウトプット）		犯罪被害者等の思いに応える更生保護活動を行う					
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定量	犯罪被害者等から意見等を聴取した件数	犯罪被害者等から意見等を聴取した件数	310件			
3	定量	犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達した件数	犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達した件数	170件			
3	定量	犯罪被害者等への相談・支援件数	犯罪被害者等への相談・支援件数	1,563件			
3	定量	加害者処遇状況等の通知件数	加害者処遇状況等の通知件数	10,723件			
3	定量	しよく罪指導プログラムの実施件数	保護観察対象者に対するしよく罪指導プログラムの実施が終了した件数	373件 (別紙1参照)			
3	定性	更生保護官署における犯罪被害者等支援制度に対する制度利用者の声	更生保護官署における犯罪被害者等支援制度の利用者へのアンケートにより収集した声				
施策群4		地域における理解・協力の確保					
活動目標（アウトプット）		地域における更生保護に関する広報・啓発活動が活発に行われる					
		保護司を始めとする更生保護の民間協力者が増加する					
		地方公共団体等の地域の関係機関から更生保護に対する幅広い支援が拡充される					
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	保護司専用ホームページ「H@」の保護司アカウント数、保護司によるアクセス数	保護司専用ホームページ「H@」のアカウント数	17,446			
			保護司によるアクセス数	2,170			
4	定量	保護司の人数、平均年齢、定員充足率	人数	46,956人			
			平均年齢	65.6歳			
			定員充足率	89.4%			
4	定量	更生保護女性会、BBS会の会員数	更生保護女性会の会員数	127,307人			
			BBS会の会員数	4,404人			
4	定量 定性	協力雇用主の数、業種、実際に保護観察対象者等を雇用している協力雇用主の数、業種	協力雇用主の数、業種	数 25,202社 業種 別紙3参照			
			実際に保護観察対象者等を雇用している協力雇用主の数、業種	数 1,024社 業種 別紙3参照			
4	定量	更生保護サポートセンターの運営状況	更生保護サポートセンターの目的別利用件数	別紙4参照			
4	定量	地方公共団体との連携の状況	地方再犯防止推進計画策定自治体数	572			

4	定量	更生保護地域連携拠点事業の活動状況	構築された地域支援ネットワーク数及びネットワーク参加団体数	ネットワーク数	5				
				参加団体数	63				
4	定量	(再掲)地域援助の実施状況	地域援助の実施件数		-				
成果目標 (アウトカム)		地域に根ざした更生保護活動が継続・発展的に進められる 更生保護の意義、活動等への社会の理解が深まる							
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
8	定性	更生保護活動に係る国民の理解度	犯罪予防活動に参加した者へのアンケート調査の結果						
8	定性	更生保護活動に携わる民間協力者等の声	関係団体から出された要望・提言の内容又はインタビュー調査の結果						
成果目標 (長期アウトカム)		犯罪をした者等が、円滑に社会復帰でき、再犯することなく社会生活を送ることができるようになる							
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
9	定量	刑務所出所者等の出所後2年以内再入率	モニタリングを実施する年の前年に刑事施設から満期釈放又は仮釈放された者のうち、モニタリング実施年までに当該釈放後の犯罪により刑事施設に再度収容された者の割合	14.10%					
施策群5		医療観察対象者の社会復帰支援							
活動目標 (アウトプット)		精神保健観察への円滑な移行、継続的な通院が確保される							
		ケア会議等により情報共有、処遇方針の統一がなされ、関係機関が連携した援助が実施される							
		障害福祉サービス事業者等の医療観察対象者の受入れに関する不安が解消・軽減され、事業者等の協力が得られる							
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
5	定量	精神保健観察を開始した人員	新たに精神保健観察を開始した者の数	227人					
5	定量	障害福祉サービス事業所等との連携促進状況	過去に対象者の受入実績のない障害福祉サービス事業者に対して、保護観察所が制度説明等を行った回数	405回					
5	定量	障害福祉サービス事業所等との連携状況	精神保健観察対象者の受入れ又は援助に協力した障害福祉サービス事業者等の数	470					
5	定量	ケア会議の開催回数	ケア会議の開催回数	2,764回					
成果目標 (アウトカム)		指定通院医療機関や障害福祉サービス事業者等による手厚く専門的な医療・援助を受けることが可能となる 医療観察対象者の社会復帰が促進される							
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
10	定量	精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合	精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合	0.3%					
10	定量	精神保健観察を終了した者の数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定(医療観察法第56条第1項第2号による決定に限る。)を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合	精神保健観察事件終結(移送による終結を除く。)件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定(医療観察法第56条第1項第2号による決定に限る。)を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合	92.5%					
10	定性	社会復帰調整官の声	各種協議会等により把握した、成果目標に関連した事項に係る社会復帰調整官の意見						

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	毎年、更生保護官署の職員が参加する会合、協議会及び研修会等を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共有している。	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	毎年、保護司等の関係者や関係団体が参加する協議会及び研修会を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共有している。	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	

その他総合評価実施時に参考とする事項	<p>保護観察等の概要を示すデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保護観察開始人員の推移 ②罪名別・年齢層別構成比 ③出所受刑者人員の推移 <p>組織運営に関するデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①更生保護官署職員の定員の推移 ②更生保護関連予算の推移 <p>更生保護に関連する制度・事業の導入、改正等の概要</p>	
--------------------	--	--

【施策群 1～3 __年度列に年統計数値を記載している項目】

	施策群	指標の名称	指標の種類
1	1	生活環境の調整を開始した人員	矯正施設に収容中の者について生活環境の調整を開始した人数
2	1	仮釈放等審理の開始人員	仮釈放又は仮退院審理を開始した人数
3	1	仮釈放率	刑事施設出所者に占める仮釈放者の割合
4	1	適当な帰住先のない満期釈放者の数	適当な帰住先のない状況で満期釈放となった者の数
5	2	専門的処遇プログラムの開始人員	性犯罪再犯防止
6			薬物再乱用防止
7			暴力防止
8			飲酒運転防止
9	2	入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置の内容	入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置別の件数
10	2	保護観察終了者に占める無職者の割合	保護観察終了者に占める無職者の割合
11	3	しよく罪指導プログラムの実施件数	保護観察対象者に対するしよく罪指導プログラムの実施が終了した件数

【施策群2_入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置別の件数（令和4年）】

	入口段階										出口段階										総数
	刑の執行免除	刑の執行猶予(全部猶予)		起訴猶予	罰金・科料	刑の執行終了のうち 満期釈放	刑の執行終了のうち 仮釈放	刑の執行猶予(一部猶予)	刑の執行終了のうち 満期釈放	刑の執行終了のうち 仮釈放	補導処分終了	劣化場出場・仮出場	少年院退院・仮退院								
		4号観察未確定	保護観察なし										1号観察満了	特定少年	1号観察満了を除く	特定少年を除く					
																	1号観察満了	1号観察満了を除く	特定少年を除く		
申出件数	2,248	242	772	887	347	5,258	5	5,076	3,188	1,888	-	145	-	-	32	7,506					
保護した人員	1,674	183	558	667	266	3,316	5	3,193	2,638	555	-	106	-	-	12	4,990					
宿泊	-	-	-	-	-	14	-	14	-	14	-	-	-	-	-	14					
食事給与	88	9	21	41	17	79	-	73	53	20	-	6	-	-	-	167					
衣料給与	391	38	127	168	58	182	1	164	153	11	-	17	-	-	-	573					
医療援助	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1					
旅費給与	113	11	31	45	26	116	-	110	98	12	-	6	-	-	-	229					
一時保護事業を営む者へのあっせん	1,021	106	329	430	156	510	-	475	395	80	-	33	-	-	2	1,531					
措置別人員																					

【施策群 4 __協力雇用主の数、業種、実際に保護観察対象者等を雇用している協力雇用主の数、業種】

○ 協力雇用主の業種

製造業	9.0%
建設業	56.3%
サービス業	16.0%
卸小売業	4.1%
運送業	4.2%
電気・ガス・水道工事	3.3%
農林漁業	1.9%
鉱業	0.1%
その他	5.1%

○ 実際に保護観察対象者等を雇用している協力雇用主の業種

製造業	4.2%
建設業	59.7%
サービス業	19.6%
卸小売業	1.1%
運送業	6.4%
電気・ガス・水道工事	2.2%
農林漁業	1.6%
鉱業	0.0%
その他	5.2%

【施策群 4 __更生保護サポートセンターの運営状況】

面接実施回数	インターンシップ		広報誌 発刊回数	新任保護 司研修 実施回数	処遇協議や保護司からの相談、 自主研修、各種情報交換等				新任保護 司研修 実施回数
	実施 回数	実施 人数			実施 回数	実施回数(内訳)			
						処遇協議	保護司から の相談 への対応	自主研修 等各種情 報交換	
19,587	418	1,073	1,537	564	60,982	10,047	9,885	40,940	8,631

政策名		破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等										
目指すべき姿 (実施庁の評価：達成すべき目標)		破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。										
施策群 1・2・3		国内外の諸動向に関する情報の収集・分析／破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく団体規制／我が国の公共安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供										
活動目標 (アウトプット)		調査、処分請求等の関係法令に基づく手続を適切に実施する いわゆるオウム真理教に対する観察処分を適正・厳格に行う										
指標の種類	指標の名称	指標の定義			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
2	定量	いわゆるオウム真理教に対する立入検査の実施状況	団体規制法に基づいて実施した立入検査の実施件数、実施施設数、動員数	実施件数	評価書のとおり							
				実施施設数	評価書のとおり							
				動員数	評価書のとおり							
2	定量	いわゆるオウム真理教に関する調査結果の提供状況	いわゆるオウム真理教に関する調査結果の提供先の地方公共団体数、提供件数	提供先の地方公共団体数	評価書のとおり							
				提供件数	評価書のとおり							
2	定量	いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会の実施状況	いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会の実施件数、参加人数	実施件数	評価書のとおり							
				参加人数	評価書のとおり							
成果目標 (アウトカム)		いわゆるオウム真理教などの破壊的団体等の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止する テロ等の暴力主義的破壊活動に対する国民の恐怖感や不安感が解消、緩和される										
指標の種類	指標の名称	指標の定義			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
3	定性	地域住民との意見交換会等で寄せられた声	いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会等において寄せられた声			評価書のとおり						
施策群 1・3		国内外の諸動向に関する情報の収集・分析／我が国の公共安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供										
活動目標 (アウトプット)		先端技術等を標的とした懸念動向、サイバー攻撃の予兆、国際テロに関する不穏動向等を早期に把握・共有する 技術・データ・製品等の保護に必要な情報を企業等に発信し、保護に向けた取組を促進する テロやサイバー攻撃等、公共の安全を脅かす動向への注意を喚起する										
指標の種類	指標の名称	指標の定義			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
1	定性	テロ・サイバー攻撃の動向等に関する情報発信状況	公表した刊行物 「内外情勢の回顧と展望」 「国際テロリズム要覧」			評価書のとおり						
			公安調査庁HPの総アクセス件数			評価書のとおり						
成果目標 (アウトカム)		関係機関において政策の立案・推進や法執行に活用され、被害発生防止に資する 安全の確保に向けた行動を国民や企業等に促す										
指標の種類	指標の名称	指標の定義			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み		-										
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み		-										
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題		（関係する施策群）										
		（関係する施策群）										
		（関係する施策群）										
その他総合評価実施時に参考とする事項		<ul style="list-style-type: none"> ・団体規制及び情報貢献に係る予算額 ・公安調査庁の業務に従事する職員の性別ごとの割合 ・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休暇取得日数、割合 										

政策名		民事行政の適正円滑な実施						
目指すべき姿		登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に処理することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。						
施策群 1		登記事務の適正円滑な実施						
活動目標①（アウトプット）		登記事務の適正円滑な実施						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
1	定量	登記の申請状況	不動産登記申請件数	9,746,221				
			商業・法人登記申請件数	1,617,728				
1	定量	登記事項証明書の請求状況	不動産登記事項証明書等の請求件数	184,118,266				
			商業・法人登記事項証明書等の請求件数	39,633,764				
活動目標②（アウトプット）		所有者不明土地等対策の着実な実施						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
2	定量	長期相続登記等未了土地解消作業の実施状況	長期相続登記等未了土地解消作業を終結した件数	100,792				
2	定量	表題部所有者不明土地解消作業の実施状況	表題部所有者不明土地（変則的な登記がされている土地）の解消作業を終結した件数	13,185				
2	定量	相続土地国庫帰属制度の利用状況	相続土地国庫帰属制度の申請筆数					
活動目標③（アウトプット）		筆界の明確化に係る施策の着実な実施						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
3	定量	登記所備付地図作成作業における作業実施面積	従来型登記所備付地図作成作業が完了した面積（平方キロメートル）	20				
			大都市型登記所備付地図作成作業が完了した面積（平方キロメートル）	3				
			震災復興型登記所備付地図作成作業が完了した面積（平方キロメートル）	2.5				
3	定量	筆界特定制度の利用状況	筆界特定申請件数（年計）	2076				
活動目標④（アウトプット）		設立登記の円滑な処理 商業登記電子証明書の普及						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
4	定量	設立に関する登記の申請状況	設立に関する登記申請件数	130,279				
4	定量	商業登記電子証明書の申請件数	商業登記電子証明書の申請件数（年計）	55,937				
成果目標①（アウトカム）		所有者不明土地の発生抑制 土地取引の円滑化						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
9	定量	相続登記の状況	相続登記の申請件数（年単位）					
成果目標②（アウトカム）		設立登記手続の利便性の向上 会社・法人の本人確認のデジタルによる完結						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
10	定性	会場で寄せられた現場の声	会場を通じて参加者から出された意見等の内容					

施策群 2		戸籍・国籍事務の適正円滑な実施						
活動目標① (アウトプット)		市区町村の戸籍事務に従事する職員の知識習得 無戸籍者の情報の把握及び戸籍への記載						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
5	定量	戸籍事務に係る市区町村からの受理又は不受理の照会件数	1,484					
5	定量	市区町村に対する現地指導の実施回数	1,550					
5	定量	市区町村に対する現地指導の実施割合	82%					
5	定量	無戸籍者の解消数	485					
活動目標② (アウトプット)		帰化許可・不許可の処分及び国籍取得届の受理・不受理の実施						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
6	定量	帰化許可申請者数	9,023					
6	定量	帰化許可者数及び不許可者数	許可7059 不許可686					
6	定量	国籍取得者数	666					
成果目標① (アウトカム)		戸籍事務の法令適合性及び全国統一性の確保 無戸籍者の解消						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
11	定量	未解消の無戸籍者の数	763					
11	定性	会同又は協議会を通じて寄せられた声						
成果目標② (アウトカム)		日本国民としての法的地位の確立						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
12	定性	会同等で寄せられた現場の声						
施策群 3		社会情勢への対応						
活動目標① (アウトプット)		登記・供託手続のオンライン利用促進 登記・戸籍情報の行政機関間連携の実現						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
7	定量	登記申請のオンライン利用状況	不動産登記申請のオンライン利用率 (%)	75.48				
7	定量		商業・法人登記申請のオンライン利用率 (%)	63.35				
7	定量	登記事項証明書請求のオンライン利用状況	不動産登記事項証明書等のオンライン請求率 (%)	84.35				
7	定量		商業・法人登記事項証明書等のオンライン請求率 (%)	48.87				
7	定量	供託手続のオンライン利用状況	供託手続のオンライン利用率 (%)	30.99				
7	定性	登記情報の行政間連携						
7	定性	マイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携						

活動目標②（アウトプット）		相続手続の円滑化施策の着実な実施						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定量	遺言書保管制度の利用状況	遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数の合計件数	3,448				
成果目標①（アウトカム）		法務局の各種手続のアクセス性や利便性の向上						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
13	定性	登記オンライン申請システムに関する国民の声	登記オンライン申請システムの利用者へのアンケート結果	別紙のとおり				
成果目標②（アウトカム）		相続手続の円滑化						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
14	定性	遺言書保管制度利用者の声	遺言書保管制度の利用者に対するアンケート結果					
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み			（把握する方法がある場合、その内容を記載）					
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み			（把握する方法がある場合、その内容を記載）					
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題			（関係する施策群）					
			（関係する施策群）					
			（関係する施策群）					
その他総合評価実施時に参考とする事項			<ul style="list-style-type: none"> ・民事行政に係る予算額 ・法務局の職員定員 ・法務局の職員における男女別の割合 					

オンライン登記申請等に関するアンケート調査結果について

○実施期間：令和4年11月14日～令和4年12月9日

○アンケート対象者：登記申請や登記事項証明書の請求を行ったことがある者

○回答数：1,678件

1 オンライン申請用総合ソフトの操作のしやすさに対する満足度

満足・・・・・・・・・・19.57%

やや満足・・・・・・・・・・37.57%

どちらともいえない・24.42%

やや不満足・・・・・・・・・・10.53%

不満足・・・・・・・・・・7.92%

2 オンライン申請を行ったことで負担が軽減された点（特に多かった意見）

①移動時間の削減

②費用の削減

③作業時間の削減

3 オンライン申請を行ったことで負担が増加した点（特に多かった意見）

①入力作業等、作業時間の増加

②PDF添付作業が手間

③操作が分かりにくい

政策名		人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防						
目指すべき姿		人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。						
施策群 1		人権啓発						
活動目標（アウトプット）		国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じ、効果的・効率的に人権啓発を実施する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1	定量	人権作文応募校数・総応募者数	全国中学生人権作文コンテストに応募した中学校等の数及び総応募者数	中学校等の数 評価書のとおり				
				総応募者数 評価書のとおり				
1	定量	人権教室実施回数・総参加者数	人権教室の実施回数及び総参加者数	実施回数 評価書のとおり				
				総参加者数 評価書のとおり				
1	定量	人権啓発指導者養成研修実施回数・総参加者数	人権啓発指導者養成研修の実施回数及び総参加者数	実施回数 評価書のとおり				
				総参加者数 評価書のとおり				
1	定量	人権シンポジウム実施回数・総参加者数	人権シンポジウムの実施回数及び総参加者数	実施回数 評価書のとおり				
				総参加者数 評価書のとおり				
1	定量	法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス件数	法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス件数	評価書のとおり				
1	定量	人権啓発動画の再生回数	動画共有サイト上で提供している人権啓発動画の再生回数	評価書のとおり				
1	定量	バナー広告インプレッション数・クリック数	法務省ホームページの人権啓発等に関するページへのリンクするバナー広告のインプレッション数・クリック数	インプレッション数 評価書のとおり				
				クリック数 評価書のとおり				
成果目標（アウトカム）		関心・理解の度合いが低い層に対し、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、理解を深め、高い層に対しては、人権問題についての理解を更に深める						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
5	定性	人権擁護に関する世論調査の結果	人権擁護に関する世論調査の結果	評価書のとおり				
施策群 2・3		人権相談／人権侵害事件の調査救済						
活動目標①（アウトプット）		児童虐待、DVなど身近な者にも助けを求めたい被害者を含む全ての人にとってアクセスしやすい相談体制を構築する						
		人権擁護委員による地域に根ざした活動を通じて、地域住民から寄せられる相談に対応する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
2	定量	モニター調査による人権相談窓口の認知度	モニター調査による人権相談窓口の認知度	評価書のとおり				
3	定量	「子どもの人権SOSモニター」による相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った「子どもの人権SOSモニター」による相談件数	評価書のとおり				
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
3	定量	法務省の人権擁護機関が取り扱った相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った相談の件数	評価書のとおり				
3	定量	「子どもの人権110番」による相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った「子どもの人権110番」による相談件数	評価書のとおり				
3	定量	「女性の人権ホットライン」による相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った「女性の人権ホットライン」による相談件数	評価書のとおり				
3	定量	インターネットによる相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱ったインターネットによる相談件数	評価書のとおり				
3	定量	SNSによる相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱ったSNSによる相談件数	評価書のとおり				
3	定量	特設人権相談所等における相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った特設人権相談所等における相談件数	評価書のとおり				

活動目標②（アウトプット）		人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた措置を迅速・的確に講じる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
4	定量	新規救済手続開始件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵害事件に係る新規の救済手続開始件数	評価書のとおり				
4	定量	未済件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵害事件に係る未済件数	評価書のとおり				
成果目標（アウトカム）		気軽に相談できる機会が提供されることにより、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、被害者の救済を図ることができるようになる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定性	人権擁護委員の声	人権相談、調査救済活動に対する人権擁護委員の意見等をヒアリングした結果	評価書のとおり				
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
6	定量	人権侵害事件の処理件数	法務省の人権擁護機関が処理した件数	評価書のとおり				
6	定性	救済措置を講じた具体的事例	人権侵害事件について、法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例を紹介	評価書のとおり				

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	

その他総合評価実施時に参考とする事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員の人数及び平均年齢 ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額
--------------------	--

政策名		国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理						
目指すべき姿		国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。						
施策群 1		訴訟追行能力の向上						
活動目標（アウトプット）		職員に対して充実した内容の各種研修を行い、専門的能力を向上させる						
		会同等を通じて訴訟追行に必要なスキルを習得させ、事務処理能力の向上を図る						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1	定量	研修の実施状況	研修の実施回数、参加者数	実施回数	356			
				参加者数	4624			
2	定量	会同の実施状況	訟務事務に関する会同の実施回数、参加者数	実施回数	50			
				参加者数	1872			
2	定量	訟務事務調査の実施状況	訟務事務調査の実施回数	18				
成果目標（アウトカム）		法と証拠に基づいた適切な主張立証が行われる						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
6	定性	研修等を通じて寄せられた声	研修等を通じて参加者から出された意見等の内容					
施策群 2		裁判の迅速化への対応						
活動目標（アウトプット）		業務システムの整備により、事務の効率化や処理能力を向上させる						
		執務環境を整備し、民事裁判手続にオンラインで参加することにより、裁判の迅速化及びIT化の要請に適切に対応する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
3	定量	民事裁判手続におけるWEB会議の件数	国の利害に関係のある民事裁判手続におけるWEB会議の件数	2263				
3	定性	民事裁判手続のIT化のための設備の整備状況	民事裁判のIT化に向けたWeb会議室や端末等の整備状況					
成果目標（アウトカム）		より迅速な訴訟対応が可能となる						
		訴訟の相手方の経済的・精神的な負担が軽減される						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
7	定量	第一審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの判決数・割合	国の利害に関係のある民事裁判手続において、第一審判決にいたるまでの審理期間が2年以内だった事件数及び全体に対する割合	事件数	965			
				全体に対する割合	0.7435			

施策群 3		予防司法支援の充実						
活動目標 (アウトプット)		行政機関が予防司法支援制度を認知し、利用する						
		行政機関と訟務組織との間で協力関係が構築される						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
4	定量	予防司法支援事件数	予防司法支援事件の件数	2878				
5	定量	会同の実施状況	予防司法支援に関する会 同の実施回数、参加者数	実施回数	2			
				参加者数	75			
5	定量	予防事務調査の実施状況	予防事務調査の実施回数	0				
成果目標 (アウトカム)		行政機関における法適合性が向上し、紛争の未然防止や早期解決が図られる						
		訟務組織において、行政機関が抱える法律問題やその争点・問題点等を事前に把握できることにより、実際に訴訟が提起された場合、より適正・迅速に処理することが可能となる						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
8	定性	会同、事務調査及びアンケートを 通じて寄せられた声	会同、事務調査及び予防司法支援制 度を利用した行政機関へのアンケート結 果から抽出した意見等の内容					

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	

その他総合評価実施時に参考とする事項	<ul style="list-style-type: none"> ○訟務統計の活用 ・新規事件受理件数 ・事件終了件数（和解等判決以外も含む） ・未済件数 ○アンケート結果の活用 ○施策の予算額
---------------------------	---

政策名		法務行政における国際協力の推進						
目指す姿		アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。						
施策群 1		法制度整備支援事業の実施						
活動目標（アウトプット）		派遣した専門家等により、法令の整備、法執行機関の強化を含む法制度の運用改善、法律実務家の人材育成など各国の実情に応じた支援を行う						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1	定量	現地専門家の派遣状況	派遣依頼件数 派遣人数	4 5				
1	定量	各プロジェクトの内容等	法制度整備支援事業に係る各プロジェクトの支援対象機関、目標、成果、実施期間、活動概要	別添のとおり				
1	定量	各プロジェクトの活動状況等	法制度整備支援事業に係る各プロジェクトの活動状況等	別紙1のとおり				
1	定量 定性	立法上又は実務上の課題への対応状況	法制度整備支援事業によって起草された法令等の数及び法令等の解説書等の作成状況	起草法令等の数 解説書等の作成状況	別紙2のとおり 別紙2のとおり			
1	定量	本邦研修やセミナーの実施状況	法制度整備支援事業によって実施された本邦研修やセミナーの実施回数、参加人数	実施回数 参加人数	30 2466			
1	定量	調査活動の実施状況	法制度整備支援事業に関する調査活動の実施件数及び派遣人数	実施件数 派遣人数	9 19			
成果目標（アウトカム）		支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備されるとともに、法曹実務家等の人材が増加する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
5	定性	各プロジェクトの活動に従事した参加者の声	法制度整備支援事業によって実施されたプロジェクトの参加者を対象にしたアンケート等の結果					
5	定性	実施した研修やセミナーの参加者の声	法制度整備支援事業によって実施された研修やセミナーへの参加者を対象にしたアンケート等の結果					
5	定性	支援対象国における支援を実施した法令等の普及・利用状況	法制度整備支援事業の支援対象国における支援対象法令等や解説書等の普及・利用状況					
5	定性	調査成果の活用状況	法制度整備支援事業の調査成果の活用状況					
施策群 2		法制度整備支援事業の基盤強化						
活動目標（アウトプット）		法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成する 多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
2	定量	人材育成研修等の実施状況	人材育成研修、法整備支援へのいざない、司法修習の選択型プログラム及びインターンシップの開催回数及び参加人数	開催回数 参加人数	別紙3のとおり 別紙3のとおり			
2	定量	調査・研究活動等の実施状況	法制度整備支援事業の基盤強化に係る調査・研究活動等の実施状況	2				
2	定量	関係機関との会議等や広報活動の実施状況	法制度整備支援事業の基盤強化に係る関係機関との会議の開催件数、広報活動の実施件数及び対象数	実施件数 対象数	別紙4のとおり 別紙4のとおり			
成果目標（アウトカム）		法制度整備支援に対する理解・関心が高まる 法制度整備支援のノウハウが国内で共有される（オールジャパンの体制構築）						
指標の種類	指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
6	定性	人材育成研修等に参加した者の声	人材育成研修等への参加者を対象にしたアンケート結果					
6	定性	関係機関との会議等に参加した者の声	法整備支援連絡会等への参加者を対象にしたアンケート結果					

施策群 3・4		国際研修・セミナー等の実施／国際連合等の国際機関との連携・協力						
活動目標① (アウトプット)		各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定量	研修の実施状況	実施した国際研修の件数、	件数	14			
			日数	日数	164			
3	定量	研修員の参加状況 (参加国数・参加人数)	実施した国際研修の参加国数及び参加人数	参加国数	48			
				参加人数	275			
3	定量	支援対象機関の関与する会議等への参加状況	支援対象機関の関与する会議等への参加件数及び参加国数	参加件数	20			
				参加国数	4			
3	定量	教材・マニュアル・執務参考資料等の作成状況	教材・マニュアル・執務参考資料等の作成数及び提供国数	作成数	53			
				提供国数	6			
活動目標② (アウトプット)		国連等の国際機関との協力覚書の締結等による関係を構築する 会議等を通じた最新の国際的動向の収集、我が国の知見や経験を他国に発信する						
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	国際連合主催の会議への参加状況	参加した国際連合主催の会議の数、参加人数及び日数	会議数	2			
				参加人数	10			
				参加日数	8			
4	定性	国際連合主催の会議における活動状況	国際連合主催の会議におけるステートメント、発表、ワークショップ等の内容	別紙5のとおり				
4	定量	(その他国際会議等) 会議への参加状況	参加したその他国際会議等の数、参加人数及び日数	会議数	8			
				参加人数	14			
				参加日数	19			
4	定性	(その他国際会議等) 活動状況	その他国際会議等におけるステートメント、発表、ワークショップ等の内容	別紙5のとおり				
成果目標 (アウトカム)		日本、諸外国、国際機関等の知見・経験が共有されるとともに、国際協力の基盤が醸成される 研修等に参加した各国の刑事司法実務家の能力向上に加え、日本との良好な関係が構築される						
指標の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	国際機関等との会議等共催状況 (共催したイベントの数、規模等)	国際機関等との会議等において共催したイベントの数及び規模等	イベント数	2			
				規模	199			
7	定量	国際機関等との間での協力覚書等の締結状況	国際機関等との間での協力覚書等の締結状況	2				
8	定性	研修に対する評価	研修員からのフィードバック等	/				
8	定量	研修等修了者のうち、外国政府等で要職を務める者の数	実施した研修等修了者のうち、外国政府等で要職を務める者の数	32				

政策等の現場 (所管各庁) の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)
政策等実施上の関係者 (機関・団体) や政策等の対象となる者 (利用者) の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)
	(関係する施策群)
	(関係する施策群)

その他総合評価実施時に参考とする事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国際研修、法制度整備支援に係る予算額 ・関係職員定員 ・国際関係業務に従事する職員の男女別の割合 ・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休暇取得日数、割合
--------------------	--

ウズベキスタン法制度整備支援の概要

1. ウズベキスタン共和国の基本事項

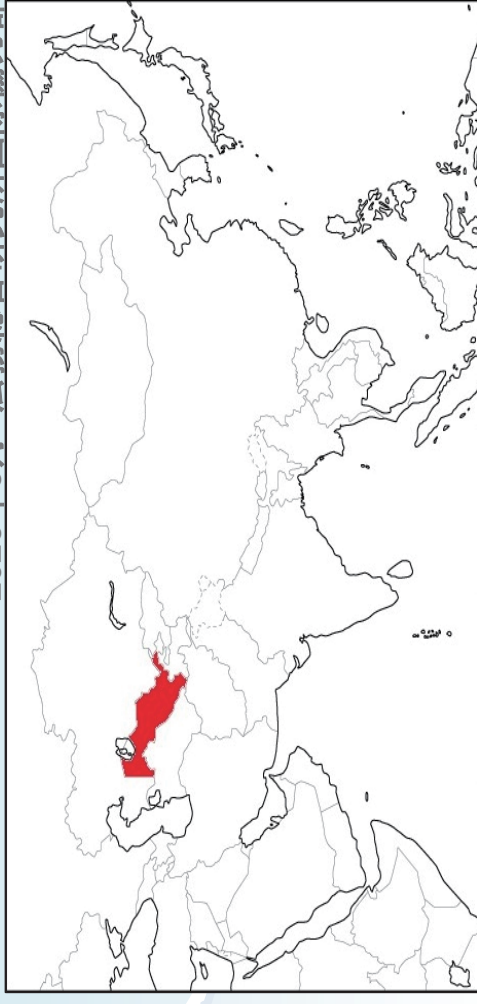
- 中央アジアの(二重)内陸国、首都タシケント
- 面積:日本の1.2倍、人口:3,440万人
- 言語:ウズベク語(ロシア語も広く使用)
- 宗教:イスラム教スンニ派が多数派
- 1991年ソビエト連邦から独立、カリモフ大統領(国家元首)による長期政権において、民主化・市場経済化を漸進
- 2016年12月、ミルジヨエフ大統領就任後、政策の司法制度改革が大きな柱となっている。



2. ウズベキスタンに対する法制度整備支援の歴史

- 2000年 名古屋大学がタシケント国立法科大学等と学術交流協定を締結
- 2001年～2004年 ウズベキスタン最高経済裁判所(当時)からの要請を受け、JICA国別研修、現地セミナー、司法大臣招へい等を実施
- 2005年～2007年 JICA「倒産法注釈書プロジェクト」実施
⇒2007年9月～2008年3月注釈書(露、日、ウズベク、英)発刊
- 2005年～2008年 JICA「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令改善プロジェクト」実施(名古屋大学)⇒法学研究者を専門家派遣
- 2008年～2013年 ICD主催「中央アジア比較法制セミナー」を6回開催
- 2010年～2012年 JICA「民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト」(名古屋大学)⇒法学研究者を専門家派遣
- 2016年～2019年 名古屋大学市橋教授らによる科研費プロジェクト「行政法の法典化と比較行政法の課題」
- 2018年3月 ICD主催「ウズベキスタン行政法セミナー」(招へい)実施
- 2019年3月～ 日・ウズベク行政法共同研究(招へい)実施
行政手続法等の運用のための解説書作成支援開始
- 2019年3月 法務省とウズベキスタン司法省の間で法務行政における両国の包括的な相互協力の実施を定める協力覚書(MOC)締結
- 2019年7月 法総研とウズベキスタン最高検察庁アカデミー(現・法執行アカデミー)との間で包括的な相互協力の枠組みを定める協力覚書(MOC)締結
- 2020年4月～ JICA国別研修(3年間)開始(権利の保護と経済の自由化のための民法・民事訴訟法の運用等に関する研修)
- 2020年6月～法総研によるウズベキスタン最高検察庁アカデミー(現・法執行アカデミー)への犯罪白書作成支援
- 2021年11月～ ICDとウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの協力関係を開始

2023年3月 法務総合研究所国際協力部



3. ウズベキスタンの最近の司法・行政改革の流れ

- 最高経済裁判所を廃止、最高裁判所に一元化
- 行政裁判所の設置、行政訴訟法を制定
- 行政手続法、汚職対策法及びその関連法の制定
- 民法改正案作成中(ドイツGIZを中心に作成支援)
- 民事訴訟法、破産法なども改正予定

4. 今後の法制度整備支援活動

- ウズベキスタンの司法・行政改革の流れに合わせた支援を継続

カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」の概要

2023年6月 法務総合研究所国際協力部

1. プロジェクトの概要

【プロジェクト期間】 2022年11月～2027年10月
(※2022年11月～2023年3月 主に調査を実施)

【実施機関(カウンターパート)】 司法省(MOJ)

【ターゲットグループ】 王立司法学院(RAJC)

2. プロジェクトの目標と成果

【成果】

民事法に関する解釈・適用力の向上を図る上で効果的な裁判官教育のカリキュラムを作成又は改訂する(①)

民事法に関する解釈・適用力の向上を図る上で効果的な裁判官教育の教材を作成又は改訂する(②)

RAJCの教官が①②に参加することにより、これに関する教官の教育能力が向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有される

裁判官、その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用力の向上を図る上で効果的な教育方法を研究・実践する(③)

RAJCの教官が③に参加することにより、これに関する教官の教育能力が向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有される

【プロジェクト目標】

裁判官その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用力を向上するための教育を効果的に行うRAJCの体制が強化される

※ RAJC教官等をメンバーに含む
テクニカルワーキンググループ
(TWG)を形成し、成果を目標して活動を実施

3. 実施体制等

- ・ JICA長期専門家として派遣された検事1名及び裁判官1名がカンボジアに常駐し、現地活動を支援
- ・ 実務家、学識経験者等で構成されるアドバイザリーグループ(AG)による助言、本邦研修、セミナー(現地/オンライン)等を実施予定

インドネシア・現行プロジェクト概要

2023.3 法務総合研究所国際協力部

I プロジェクトの概要

- プロジェクト名: ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト
- プロジェクト期間: 2021年10月～2025年9月(4年間)
- インドネシア側実施機関: インドネシア法務人権省法規総局(DGL)及び同最高裁判所(SC)

II 現行プロジェクトの内容

目標1
法令間の整合性確保に関するドラフターの能力が向上する

機関
インドネシア法務人権省
法規総局

成果1
法令間の整合性確保に関するドラフターの能力を向上させるための研修教材が作成され、これを用いたドラフターを対象とする研修が実施され、当該研修を改善する取組がなされる

活動1
・法令間の不整合の原因に関する現状調査
・法令間の整合性向上のための研修のシラバス・教材の作成や法制執務参考資料の改訂
・当該研修を実施する講師の育成や当該講師による研修の実施
など

長期専門家
検察官出身者

目標2
知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する

機関
インドネシア
最高裁判所

成果2
裁判官に対して、知的財産紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争(知財紛争等)を対象とした裁判に関する法的判断及び訴訟運営に関する能力を向上させるための教材が作成され、研修が実施される

活動2
・裁判官に対する知財紛争に関する研修の年間プログラムの立案、シラバス・教材の作成
・当該研修を実施する講師の育成や当該講師による研修の実施
など

長期専門家
裁判官出身者

成果3
知財紛争等を対象とした裁判に関する執務参考資料が作成、公開され、裁判官やその他の法律家に普及される

活動3
・知財紛争等を解決する裁判制度を対象とするベースライン調査や法令上・実務上の問題点の把握
・執務参考資料の作成・公開・普及
など

実施体制等

上記各活動に当たっては、長期専門家による日常的な助言のほか、実務家、学識経験者等で構成されるアドバイザーグループ(AG)による助言、本邦研修、短期専門家による現地セミナー等を実施している。

1. 基本情報

正式名称: スリランカ民主社会主義共和国

面積: 65,610平方キロメートル

人口: 2,180万人(2020年)

言語: シンハラ語、タミル語、英語



2. 歴史と研修実施の経緯等

(1) 歴史

- 1948年 イギリスの自治領として独立。
(旧国名: セイロン)
- 1949年 タミル人の選挙権を剥奪。
その後もタミル人の選挙権剥奪などタミル人を差別する制度が度々制定され、シンハラ人とタミル人の民族対立が深刻化していく
- 1972年 共和制に移行し、国名をスリランカ共和国に改称
「タミルの新しい虎」(後のタミル人政党LTTEの前身)が発足し、タミル人国家の樹立を目指して分離独立運動を開始
- 1978年 議院内閣制から大統領制に移行し、国名を現国名に改称
- 1983年 シンハラ人とタミル人の民族対立が激化し、国内で暴動が多発、以後2009年まで内戦状態に
- 1987年 LTTEが独立宣言
- 2009年5月 政府軍がLTTEを制圧し、内戦終結を宣言

(2) 研修実施の経緯、支援内容等

スリランカは内戦終結以降、平和の構築と社会の再建に努力を続けその一環として、いわゆる「移行期正義」概念の下、武力紛争中の行方不明者の捜索、武力紛争に絡んで発生した殺人や強姦等の重大犯罪の被害者の救済、これらの犯罪の適正な訴追と処罰、そして紛争当事者であった民族同士との和解に向けて国を挙げての取り組みを進めてきた。

このうち、武力紛争に絡んで発生した重大犯罪の適正な訴追と処罰が難航していることから、スリランカ政府がJICAに支援を要請した。

現地調査の結果、古い英国法を受け継いだ刑事法制度それ自体を始め、様々な要因により訴訟手続が遅延しており、刑事司法制度自体の機能改善が必要であることが判明した。

そこで、刑事司法実務の改善に焦点を当て、テーマを刑事訴訟の遅延解消に絞って、2019年度から国別研修を実施している。

なお、2022年2月にはスリランカ刑罰法が改正され、日本の公判前整理手続にない、Pre-trial Conference (PTC) が導入された。

3. 研修の実施状況等

全体

概要 : 本邦研修、セミナー等

対象 : 検察官・裁判官、弁護士、司法省等

目的 : 刑事司法実務の改善

実施状況

- 2019年8月: 第1回現地セミナー及び現地調査(日本の司法制度等をテーマとしてセミナーを実施し、併せて刑事裁判所、警察署等刑事司法に関する各機関への訪問、聞き取りを実施)
- 2020年1月: 第2回現地セミナー(本邦研修のプレセミナーとして、日本の刑事制度の基礎知識を提供)
- 2020年1~2月: 第1回本邦研修(テーマ: 刑事司法実務の改善)
- 2021年3~4月: 第2回本邦研修(オンライン、テーマ: 公判前整理手続)
- 2021年8月: 第3回本邦研修(オンライン、テーマ: 起訴基準・訴追裁量、公判前整理手続)
- 2021年12月: 第4回本邦研修(オンライン、証拠の評価、訴追裁量、公判前整理手続)
- 2022年8月: 第3回現地セミナー(テーマ: Pre-trial Conferenceの運用指針案作成)

1. ネパール法整備支援の流れ

- 2008
 - **王政廃止と連邦民主制への移行を宣言**
 - ・ 制憲議会による憲法制定作業開始
 - ・ 19世紀に制定された「ムルキアイン法典」※の分割作業開始
 - ※ 民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する基本法典
- 2009
 - ・ **民法改正支援開始**
- 2010
 - ・ 本邦研修（刑事司法制度、民法及び関連法）開始
- 2011
 - ・ 刑事共同研究開始
- 2013
 - ・ **JICAプロジェクト開始**
 - ・ 最高裁をC/Pとした「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」
 - ・ 民法解説書（案）策定
 - ・ 刑事共同研究をUNAFEI（アジ研）に移管
- 2015
 - ・ **新憲法成立**
- 2017
 - ・ **民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び量刑法（いわゆる新5法）成立**
- 2018.3
 - ・ JICAプロジェクト終了
- 2018.5
 - ・ 保護観察制度、量刑等に関する現地セミナー
- 2018.8
 - ・ **新5法施行**
 - ・ 公判前整理手続等に関する現地セミナー
 - ・ 改正民法に関する現地セミナー
 - ・ 契約法、不法行為等に関する現地セミナー
 - ・ 財産法、不法行為等に関する現地セミナー
 - ・ 国際私法、不法行為等に関するオンラインセミナー
 - ・ 国際私法、不法行為等に関するオンラインセミナー
 - ・ 国際私法、不法行為等に関するオンラインセミナー
 - ・ 仮釈放、保護観察等に関するオンラインセミナー
 - ・ 家族法、不法行為等に関する現地セミナー
 - ・ 財産法、民事訴訟等に関する現地セミナー
- 2019.8
 - ・ 契約法、不法行為等に関する現地セミナー
- 2019.12
 - ・ 財産法、不法行為等に関する現地セミナー
- 2020.12
 - ・ 国際私法、不法行為等に関するオンラインセミナー
- 2021.3
 - ・ 国際私法、不法行為等に関するオンラインセミナー
- 2021.9
 - ・ 国際私法、不法行為等に関するオンラインセミナー
- 2021.12
 - ・ 仮釈放、保護観察等に関するオンラインセミナー
- 2022.4
 - ・ 家族法、不法行為等に関する現地セミナー
- 2023.1
 - ・ 財産法、民事訴訟等に関する現地セミナー

2. 過去のJICAプロジェクト

2013.9に開始 → 2018.3に終了

～迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト～

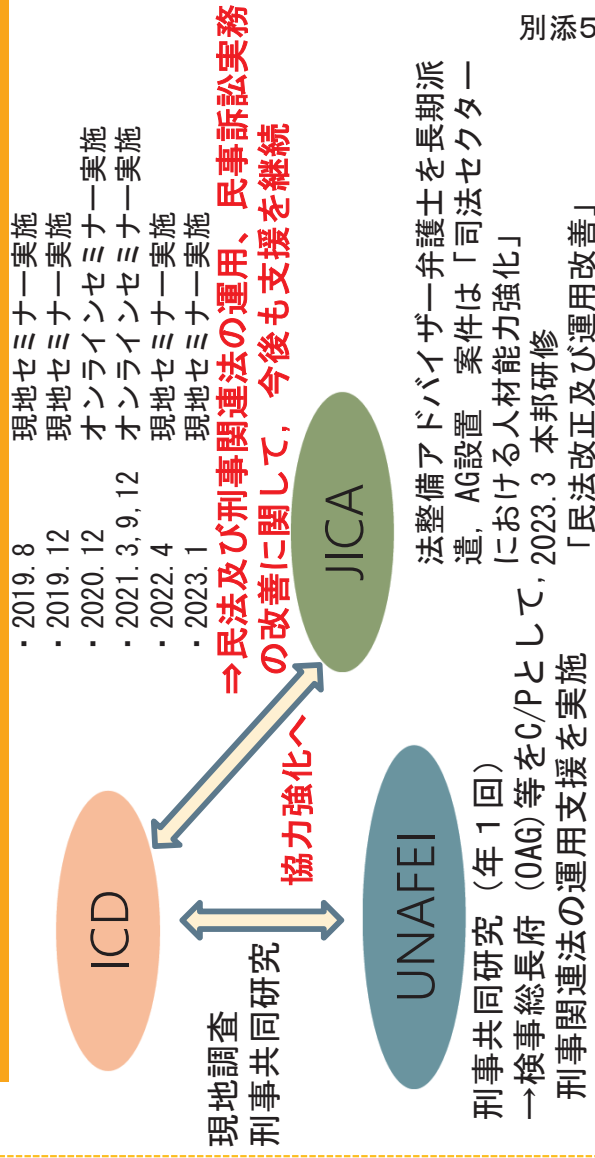
【上位目標】 裁判所の機能向上を通じ、迅速かつ公平な紛争解決の促進

【プロジェクト目標】 迅速かつ公平な紛争解決機能の向上に必要な基盤の整備

【成果】

- ① 全国の裁判所での導入に向けた事件管理制度の改善案(事件管理ガイドライン)を作成
- ② 事件管理ガイドラインを全国的に普及
- ③ 司法調停による紛争解決を促進するために、研修教材及び理解促進用教材(司法調停教材)を作成
- ④ 迅速かつ信頼できる紛争解決のために、司法調停教材を広範囲に普及

3. 現在継続中の活動



1. 経緯

バンングラデシユ → 高い経済成長率 → 日本企業の進出急増

2013 『法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)』 重点8か国

2014 『包括的パートナーシップ』 柱の一つが「人的・文化的交流」

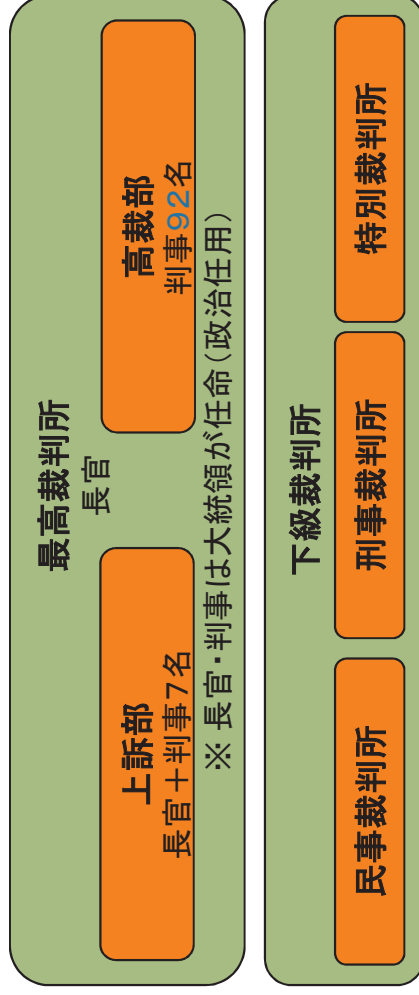
2014～ 情報収集(調査委託、勉強会、調査出張)

2016 法律・司法・国会担当大臣らを招へいして共同研究

2017.4 JICA第1回国別研修(3年間)開始

2020.4 JICA第2回国別研修(3年間)開始

2. 司法制度概要



【裁判官の任用、配置】

高等司法官試験合格者を高等司法官(裁判官)として採用し、下級裁判所の裁判官、法律・司法・国会担当省等の行政官庁の職員等として配置。最高裁判所判事は、一定のキャリアを積んだ高等司法官、弁護士から大統領が任命。

【法律・司法・国会担当省】

裁判所のアドミニストレーション部分、下級審裁判所裁判官の人事記録作成等を所管しており、司法分野に強い影響力。

3. 司法分野の問題点

- 裁判所の多数の未済事件
合計400万件以上
原因は、事件数急増、人員・予算不足、裁判官への業務集中、電子化の遅れ等
- 最高裁判所と法律・司法・国会担当省との二重権力構造
憲法上、司法権は最高裁判所にあるが、法律・司法・国会担当者が裁判所の人
事・予算に関与しており、両者の関係が複雑

4. 国別研修等

現行案件

期間：2020年度から2022年度まで(3年間)

概要：本邦研修(年2回)＋現地セミナー(年1～2回)

対象：法律・司法・国会担当省

目的：司法関係機関職員の実務能力改善(調停・事件管理)

実施状況

・第1回本邦研修：2017年12月に調停等の活用方法や事件管理をテーマとして実施

・第1回現地セミナー：2018年7月に調停人養成をテーマとして実施

・第2回本邦研修：2018年11月に調停人養成、事件管理をテーマとして実施

・第2回現地セミナー：2019年7月に調停人養成をテーマとして実施

・第3回本邦研修：2019年11月～12月に調停人養成、事件管理をテーマとして実施

・オンラインセミナー：

2020年10月、2021年7月に調停人養成をテーマとして実施

2020年11月、2021年3月及び同年11月に民事訴訟の遅延解消をテーマとして実施

・現地ワークショップ：2023年2月、次年度中の技術協力プロジェクト案件形成を念頭に、裁判官とともに、訴訟遅延の原因分析を目的として実施

ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要

2023年3月 法務総合研究所国際協力部

概要

目標及び活動スケジュール

期間 | 2021年1月1日～2025年12月31日（5年間）

案件名 | 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト

実施機関（カウンターパート） | 6 機関

- ① 司法省
- ② 共産党中央内政委員会
- ③ 首相府
- ④ 最高人民裁判所
- ⑤ 最高人民検察院
- ⑥ ベトナム弁護士連合会

（注）② 共産党中央内政委員会は、共産党中央執行委員会に対し、内政、汚職防止、司法改革に関する助言等を行うための専門業務機関。本プロジェクトから新たに参加。

参考 | これまでの支援の流れ

- ① 1994年、日本国法務省によるベトナム司法省に対する研修実施
- ② 1996年、JICAプロジェクト開始
 - ・ 1996年～2007年「法整備支援プロジェクト」（フェーズ1～3）
 - ・ 2007年～2015年「法・司法制度改革支援プロジェクト」（フェーズ1～2）
 - ・ 2015年～2020年「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」

③ これまで民法、民事訴訟法、刑事訴訟法を始めとする多くの法令の起草・改正を支援するとともに、**法務・司法機関の法令の運用能力、実務改善能力、人材育成能力の向上などを支援**。その一環として、検察や弁護士向けのマニュアル作成を支援。また、ベトナム側が自ら多数の法令を制定していることを踏まえ、**法令の整合性確保に向けた取組を支援**。

本プロジェクトにおいては、**法令の整合性確保に加え、法制度の「質」や「効率性」の向上を目指す**。

○ 目標

法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する。

○ 活動スケジュール

【第1段階】

ベトナムの法・司法制度改革戦略やこれまでの日本の支援の成果を踏まえて、法規範文書の不統一、法執行の非効率等を改善するための重要課題を1年程度で特定する。

【第2段階】

課題解決のために設置されたワーキンググループが具体的な解決策を検討・提案する。

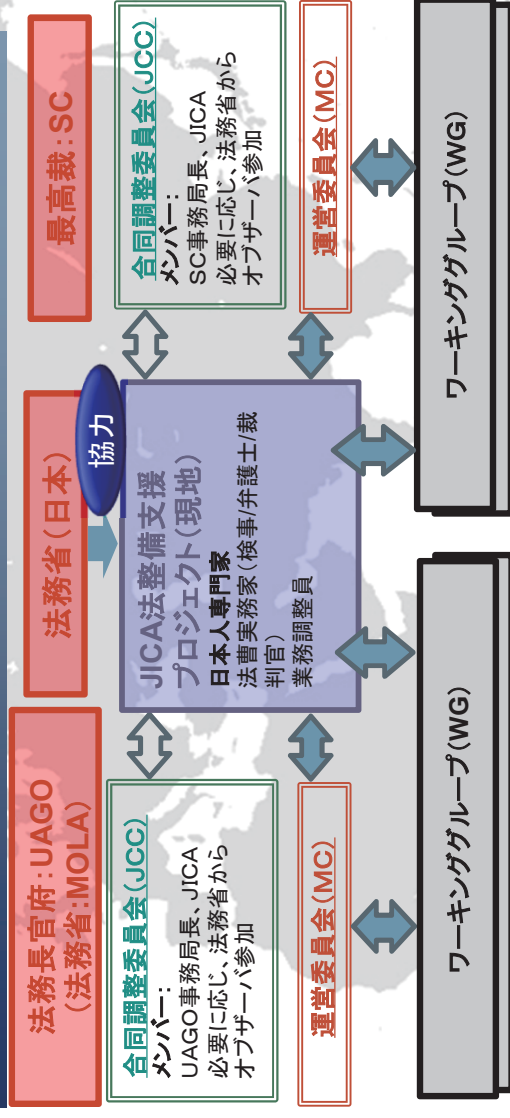
これらの活動を通じて、日越の法・司法機関の幅広い連携の促進を図る。

ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト(フェーズII・終了)の概要

1. プロジェクト目的・基本事項

- 市場経済化・外国投資の促進に資する司法インフラの改善、法務・司法及び関係機関の能力向上、迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築を目的とするプロジェクト(連邦最高裁判所(SC)、連邦法務長官府(UAGO)が対象)
***連邦法務長官府は2021年8月、軍政下において、法務省(MOLA)に改組された。**
- プロジェクト期間:フェーズ1 2013年11月1日～2018年5月31日
フェーズ2 2018年6月1日～**2023年5月31日(同日終了)**

2. プロジェクト実施体制



3. 活動の概要

- 法令起草、制度構築支援
知的財産裁判制度、民事・家事調停制度など
- 業務改善支援(執務参考資料作成等)
UAGO向け契約審査マニュアル作成
知的財産裁判Q&A集作成など
- 人材育成支援(裁判官・検察官の研修)
新任検察官研修に関するテキスト作成
法曹育成研修改善(Fact-Finding Seminar)など

4. 具体的な活動状況等

- 知的財産裁判制度構築、Q&A集作成支援
・ 知的財産四法(商標法、意匠法、特許法、著作権法)に関し、WG、現地セミナー、本邦研修等を通じて、同法関連の裁判所規則等の制定を支援
- 新たな裁判制度への裁判官の理解に資する執務資料(教科書・Q&A集)作成
- 民事・家事調停制度
・ WG、現地セミナー、本邦研修等を通じて、現行民事訴訟法に即した調停の導入・普及を支援(2019年3月1日～ 調停の試験運用開始)

契約審査ガイドライン作成等

- ミャンマー政府が関与する契約に関するUAGOの契約審査業務支援のため、WG、現地セミナーを通じて契約審査ガイドラインを作成・出版して提供

裁判官向け経済関係分野テキスト作成

- 裁判官の経済関係分野、国際慣行に関する知識向上のため、日系法律事務所への有償業務委託を行うとともにWG、現地セミナーを通じて教科書を作成・出版して提供
法務省訟務局も協力

国内各地域への普及活動

- 上記活動及びその成果物を地方都市にも普及させるため多くの州・地域で地方セミナーを実施
普及活動により実務上の標準(デファクトスタンダード)化を促進。
↑ 法的透明性・予測可能性確保による投資環境整備を实践

※2021年2月1日のクーデター後、上記全活動を停止し、2023年5月末をもって期間満了により終了。

5. その他の活動等

- 土地法制共同研究(法務省事業)への協力など ※今後の見通しは立っていない。



【契約審査ガイドライン】



【経済関係分野テキスト】



【ロウンディングテーブルセミナー(調停)】

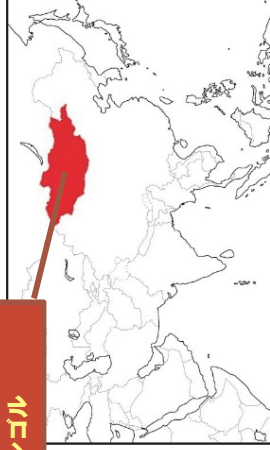


【現地セミナーの様子】

1 国の概要



モンゴル



- 都: ウランバートル
- 面積: 156万4100平方キロメートル
- 人口: 340万9,939人
(2021年モンゴル国家統計局)
- 公用語: モンゴル語
- 主要産業: 鉱業、牧畜業、流通業、軽工業

※外務省HPより

2 政治体制

- 共和制(大統領制と議院内閣制の併用)
- 議会: 一院制、定員76名、任期4年

直近の総選挙である2020年の総選挙では、人民党が62議席を獲得。

*外務省HPより

3 略史

- 1924年 モンゴル人民共和国を宣言
(ソビエト連邦に次ぐ世界で2番目の社会主義国)
- 1961年 国際連合加盟
- 1972年 日本と外交関係を樹立
- 1990年 社会主義を事実上放棄
- 1992年 国名をモンゴル国に変更

4 日本のモンゴル国に対する法制度整備支援の歴史

- 2001年 日本・モンゴル司法制度比較セミナーを実施(国際協力部)
- 2004年～2006年 法整備支援アドバイザーの派遣(JICA)
判例集の出版、弁護士会の法律相談・調停センターの開設などの支援
- 2006年～2008年 弁護士会強化計画プロジェクト(JICA)(CP:法務内務省、弁護士会)
弁護士会法律相談・調停センターの運営などの支援
- 2010年～2012年 調停制度強化プロジェクト(JICA)(CP:最高裁判所、弁護士会)
調停法の起草、弁護士会の調停センターの運営能力強化などの支援
- 2012年 調停法成立
- 2013年～2015年 同プロジェクト(フェーズ2)(JICA)(CP:最高裁判所、弁護士会)
調停制度を全国の第一審裁判所に導入するための調停人養成などの支援
- 2017年3月 商法に関する現地調査(国際協力部)
商法制定に対する支援要請
- 2018年8月～ 民法に関する共同研究開始(国際協力部)
民法の問題点等に関する調査
- 2021年5月～ 商法に関する共同研究開始(国際協力部)
商法を起草しているモンゴル国立大学教授等を対象に、商法に関する講義を実施(オンライン)
- 2021年8月 法務総合研究所と国立法律研究所(NLI)との間で協力覚書締結
- 2021年10月～ NLIとのワークショップ開始(国際協力部)
日・モンゴルの刑事司法制度について(オンライン)
- 2022年10月 モンゴル国立大学・NLIにおいて現地セミナー(国際協力部)
- 2022年12月 日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演を開催(国際協力部)
- 2023年2月～3月 刑事司法関連統計に関する共同研究(ウズベキスタンと共同)(国際協力部)

5 今後の法制度整備支援活動

商法起草支援

商行為に関しては現行モンゴル民法にいくつかの規定が存するものの、日本の商法に該当する統一的な商法典は存在しない。モンゴルでは、更なる経済発展を遂げるため、新たに商法を制定する予定であり、法務・内務省職員、裁判官、弁護士、大学教授等を対象とする共同研究等を通じて、引き続き商法起草支援を行う。

協力覚書に基づく支援

NLIとの間で、刑事司法制度や犯罪白書に関する知見を共有するなどの支援を行う。

ラオス・法の支配発展促進プロジェクトの概要

1. プロジェクトの概要

【プロジェクト期間】

2018年7月～2023年7月（5年間）

【ラオス側実施機関】

司法省 (MOJ)、最高人民裁判所 (PSC)
最高人民検察院 (OSPP)、ラオス国立大学 (NUOL)

2. プロジェクトの目標と成果

【プロジェクト目標】

- ・法・司法分野の中核人材が
- ①基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく法の運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身につける
- ②研究成果を法・司法分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施体制を具体化する
- ・法学教育・法曹等養成の担当者が、質の高い法律実務家を養成する能力を身につける

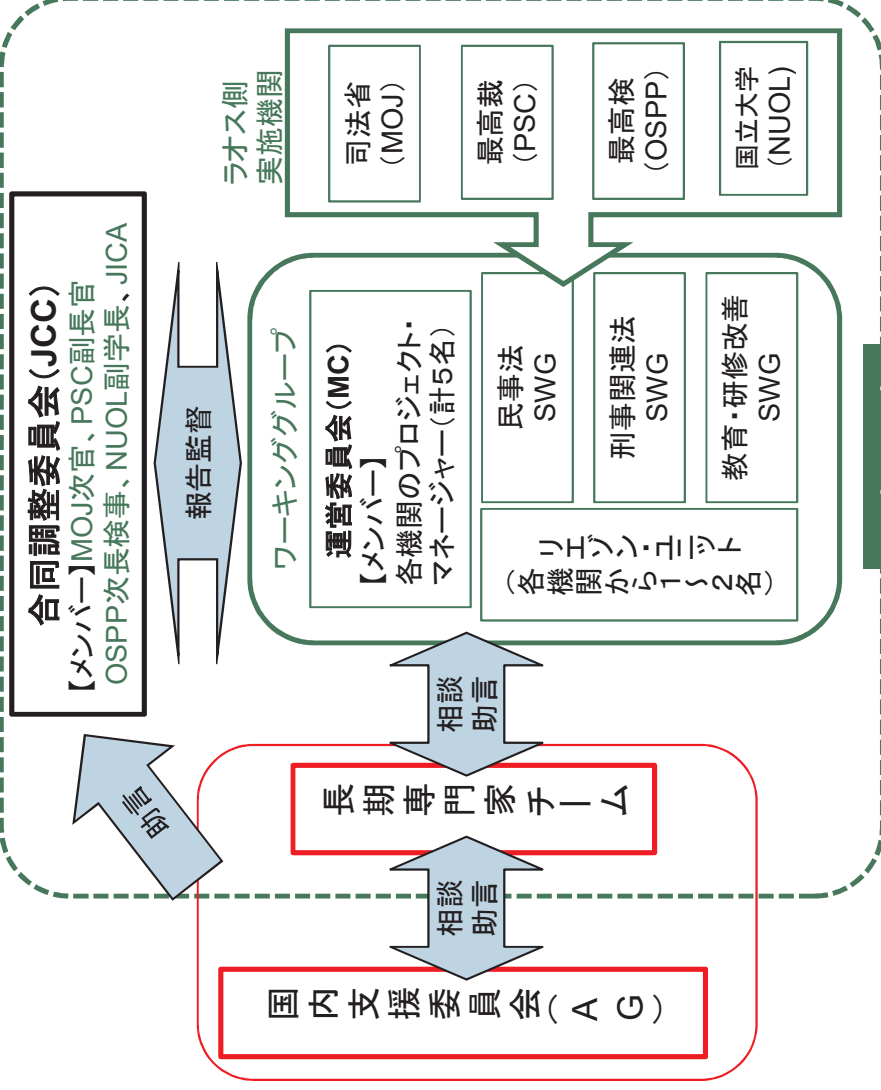
【成果】

- ラオス側実施機関によるワーキンググループを形成し、以下の成果を
目指して運営。
- ①民法及び民事訴訟法に関する法理論の研究、研究結果の取りまとめ、
法律実務家や研究者への当該研究結果の共有
- ②刑事法分野の法理論研究と実務上の問題点の分析・検討、それを基
にした執務参考資料の作成
- 刑事手続の適正な運用のための刑事法執務参考資料の活用、実務
家の法令等の理解の促進
- ③法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修を相互に連携させた、一
貫性のあるカリキュラムを整備するとともに、効果的な教材と教授方法
を研究、活用する

3. 実施体制

2023年3月 法務総合研究所国際協力部

現地にJICAの長期専門家3名（検事1、弁護士2）を派遣し、日常的な
助言を実施。その他、大学教授らを中心とする国内支援委員会（AG）に
よる助言、本邦研修・現地セミナー等を実施。



ラオス現地

【参考事項等】

- ・ラオスでは、2015年1月、統一的法曹養成制度を司法省下のNational Institute of Justice (NIJ、国立司法研修所)において開始
- ・2018年12月、NIJと法務総合研究所との間で法・司法分野における協力覚書締結、2019年10月に最初の共同セミナーを実施
- ・2012年より起草支援を行ってきた民法典については、2018年12月に国会に承認されて成立し、2020年5月に施行となった

SWG=サブワーキンググループ

東ティモール法制度整備支援の概要

東ティモール民主共和国

- 東ティモールは、2002年の独立回復後、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくり



1. 我が国による法制度整備支援

- 東ティモール政府からの要請に基づき、2009年頃以降、法案起草能力強化を上位目標とする支援を実施。個別法の起草を題材とした支援等
- 司法省法律諮問立法局 (DNAJL) が主なカウンターパート

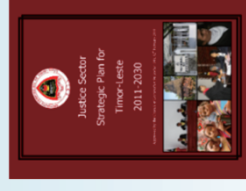
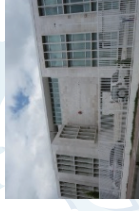
2. 経緯

- 2009年～2010年 本邦研修
法令・条例制定過程等、麻薬取締法、逃亡犯罪人引渡法、調停法等
- 2011年～2012年 現地調査・現地セミナー・共同法制研究(ICD独自支援)
逃亡犯罪人引渡法、調停法、仲裁法、麻薬取締法、法案起草等
- 2013年～2014年 現地調査・現地セミナー(JICA法制度アドバイザー)
調停法等
- 2014年～ 現地調査・現地セミナー・共同法制研究・オンラインセミナー
調停法・ADR、少年法、婚姻・家族関係法、国籍法、市民登録法、土地関連法、司法制度等
- 2018年 法律司法研修所における人材育成支援を開始
UNODC・UNAFEIによる矯正関係運用改善支援開始
(UNODCは2019年から)
- 2020年 JICAと司法省との間で短期専門家派遣を含む個別案件に係る覚書を締結 (2025年まで)

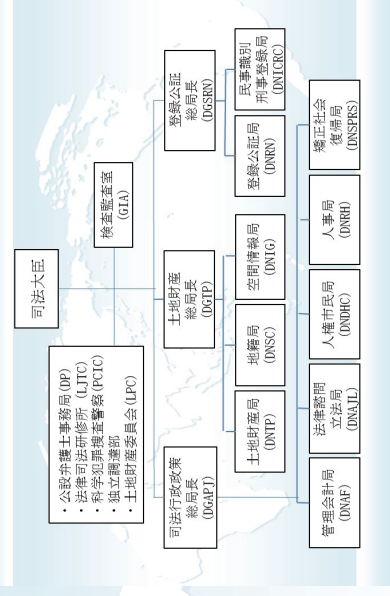
3. 成果

- 逃亡犯罪人引渡法・・・2011年、国際刑事司法協力の1内容として成立
- 違法薬物取締法・・・2017年成立
- 不動産登記法、地籍情報法・・・2022年成立

司法省の組織



【司法セクター戦略計画 2011-2030】



4. 留意事項

- 人的物的資源の不足
 - 司法制度に係る政府関係者、裁判官、検察官、弁護士等の不足
 - 外国人の専門家による助言、講義、法案作成等、外国政府、国際機関等による司法に係る制度、施設等の構築
- 言語の問題
 - 現地語であるテトゥン語は、法的語彙に乏しく、法律用語として用いられるポルトガル語は、精通している者が多くない
 - 支援に当たって必要な通訳の不足
- 法律の制定過程の問題
 - 外国からの草案の提供、政府の一部における法案作成能力の欠如
 - 多数の重要法案の整備の必要、議会等における長期間の審議
- 慣習法、伝統的考え方を尊重する必要
 - 慣習法、伝統的考え方が有力な法規範として存在、それを尊重する必要
- 他の支援関係機関との連携の必要
 - UNDPを始めとする国連機関、ポルトガル、アメリカを始めとする外国政府、NGO等の多くの支援関係機関の存在
 - 法案起草能力向上以外の支援の必要
 - 法令の運用能力向上等の包括的な支援の必要

支援対象国	WG、セミナーの実施回数
スリランカ	1
バングラデシュ	3
ベトナム	8
カンボジア	4
ラオス	4
モンゴル	3
インドネシア	4
ウズベキスタン	10
東ティモール	4
ネパール	2
ミャンマー	0
計	43

法令起草	
ベトナム	0
カンボジア	6
ラオス	1
ミャンマー	0
インドネシア	0
ネパール	1
東ティモール	6
モンゴル	1
バングラデシュ	0
ウズベキスタン	1
ウクライナ	0
スリランカ	0
年度集計	16

法令等の解説書等の作成状況	
ベトナム	6
カンボジア	4
ラオス	6
ミャンマー	0
インドネシア	3
ネパール	2
東ティモール	1
モンゴル	0
バングラデシュ	0
ウズベキスタン	2
ウクライナ	0
スリランカ	0
年度集計	24

人材育成研修等の実施状況	開催回数	参加人数
人材育成研修	1回	7名
法整備支援へのいざない	1回	121名（オンライン107名）
司法修習の選択型プログラム	1回	5名
インターンシップ	2回	9名（第1回4名、第2回5名）

関係機関との会議の開催件数	対象数
法制度整備支援へのいざない	121名（内オンライン107名）
法整備支援連絡会	292名（内オンライン259名）

広報活動の実施件数	対象数
中学生職場体験①	4名
中学生職場体験②	5名
高校生見学	34名
大学生見学①	12名
大学生見学②	21名
大学生見学③	25名
大学生見学④	14名
その他	52名
新聞取材	1件
広報誌（ICDニュース91号）	771部配布
広報誌（ICDニュース92号）	763部配布
広報誌（ICDニュース93号）	763部配布
広報誌（ICDニュース英語版）	642部配布

会議等名称	国際 連合 主催	開催 日数	参加 人数	発表内容
第31会期国連犯罪防止・刑事司法委員会	○	5日	8名	プレナリーでステートメントを行ったほか、再犯防止の技術支援をテーマとしたサイドイベントを開催。他の機関のサイドイベントにおいても発表
国際刑事法・刑事施設財団（I P P F）150周年記念シンポジウム		2日	1名	UNAFEI及び日本の再犯防止の取組を発表
シラクーサ国際刑事司法・人権研究所（S I I）創立50周年記念式典		1日	1名	
第40回アジア太平洋矯正局長等会議		5日	2名	矯正保護分野を中心にUNAFEIの取組について発表
第5回世界保護観察会議		3日	2名	医療観察に関する発表
第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム		2日	2名	
第31会期国連犯罪防止・刑事司法委員会再開会期間会合	○	3日	2名	日本の刑事施設における高齢受刑者処遇について発表
国際刑事裁判所（I C C）年頭会議		1日	1名	「司法セミナー」にてICCの「積極的補完性」等について意見発表
第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）		2日	4名	UNAFEIの社会内処遇に関する支援について発表
テロ対策と児童のための司法に関する東南アジア地域ワークショップ		3日	1名	日本の少年司法制度について発表